

SAGA2024実行委員会

第18回常任委員会

議案書

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

令和5年3月29日（火）

ホテルマリターレ創世 3階 グラツィアホール

第 18 回常任委員会 資料目次

【審議事項】

(第 1 号議案)

- ・ SAGA2024 式典実施計画（運営編）（案）について . . . P1

(第 2 号議案)

- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会実施要項総則（案）について . . . P58

(第 3 号議案)

- ・ SAGA2024 全国障害者スポーツ大会競技会場の変更（案）について . . . P67

(第 4 号議案)

- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ競技会場(案)
について . . . P68

【報告事項】

1. SAGA2024 文化プログラム実施要項について . . . P69
2. SAGA2024 国民スポーツ大会 大会役員編成基準（案）及び招待者の範囲（案）
について . . . P70
3. SAGA2024 ボランティア募集要項について . . . P71
4. SAGA2024 炬火用具のデザイン・制作者について . . . P72
5. SAGA2024 開・閉会式出演者及び募集等について . . . P72
6. SAGA2024 国民スポーツ大会競技会役員編成基準について . . . P73
7. SAGA2024 国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の追加について . . . P74
8. SAGA2024 国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ競技会会期
について . . . P76
9. SAGA2024 国民スポーツ大会競技名の変更について . . . P77
10. SAGA2024 選手の活躍にスポットを当てた表彰規程について . . . P77
11. SAGA2024 県外競技【自転車（ロードレース）・馬術・ライフル射撃（50m/10m
/BR/BP）・カヌー（SL/WW）】の競技会各種実施計画について . . . P78
12. SAGA2024 全国障害者スポーツ大会リハーサル大会実施要綱等について . . . P79
13. SAGA2024 全国障害者スポーツ大会オープン競技の競技会会期について . . . P102
14. SAGA2024 全国障害者スポーツ大会競技開始式・表彰式実施要項について . . . P103
15. SAGA2024 競技施設整備計画【第 4 次】について . . . P103
16. SAGA2024 開・閉会式等自主警備業務実施計画（他関連計画・要綱）について
. . . P115
17. SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会おもてなし広場基本計画
について . . . P132
18. SAGA2024 国民スポーツ大会宿泊要項（案）及び全国障害者スポーツ大会宿泊要
項について . . . P133
19. SAGA2024 食品衛生対策実施要領（他関連実施要領）について . . . P138
20. SAGA2024 弁当調達要項及び弁当調製施設選定基準について . . . P160

令和5年3月10日 第9回式典専門委員会承認

SAGA 2024

第78回国民スポーツ大会

式典実施計画(運営編)

[案]

目次

I. 概要

1. SAGA 2024 第78回国民スポーツ大会の概要	1
2. SAGA 2024 国スポ・全障スポ 式典の概要	2

II. 総合開・閉会式共通項目

1. 実施本部体制	5
2. 実施本部業務内容	6
3. 通信連絡システム計画	8
4. 旗掲揚計画	9
5. 炬火計画	10
6. ムーブメント・リモート計画	11

III. 総合開会式

1. 次第	12
2. 全体スケジュール	13
3. 参加者スケジュール	14
4. 会場配置図	15
5. 動線計画	19
6. 役員・選手団入退場計画	23
7. 映像計画	27
8. 音楽の概要	28
9. 炬火入場・点火・配火の概要	29
10. オープニング・エンディングプログラムの概要	30
11. パフォーマンスの概要	31
12. 荒天時計画	32

IV. 総合閉会式

1. 次第	33
2. 全体スケジュール	34
3. 参加者スケジュール	35
4. 会場配置図	36
5. 動線計画	41
6. 役員・選手団入退場計画	45
7. 映像計画	47
8. 音楽の概要	48
9. 炬火分火・納火の概要	49
10. オープニング・エンディングプログラムの概要	50
11. パフォーマンスの概要	51
12. 荒天時計画	52

I. 概要

1. SAGA2024 第78回国民スポーツ大会の概要

I. 概要

SAGA 2024 第78回国民スポーツ大会

開催期間 令和6年(2024年)10月5日(土曜日)～10月15日(火曜日)

実施競技
正式競技 37競技
特別競技 1競技
公開競技 7競技
デモンストレーションスポーツ 28競技

式典期日・会場
総合開会式 令和6年(2024年)10月5日(土曜日) SAGAスタジアム
総合閉会式 令和6年(2024年)10月15日(火曜日) SAGAアリーナ

SAGA 2024
国スポ・全障スポ

する
SAGA 2024
観る 支える

新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

感動する。魂が揺さぶられる。年齢や国境を超えて、人と人がつながる。心身ともに健やかになる。スポーツには、人間の根源的な喜びを生み出すチカラがあります。2024年、国体の愛称で親しまれてきた国民体育大会が、「国民スポーツ大会」へと名称を変えます。大会が始まった1946年から、社会も暮らしも大きく変わった今。この時代に合うカタチが求められています。佐賀は、大会が変わる、そのはじまりの地に選ばれました。体育からスポーツに変わる、今だからこそできることは何か。この1点を問い続け、実行していきたい。私たちは、前例のない大会をつくる挑戦の、スタートラインに立っています。思い描ける夢は、無限にあります。実現はもちろん、そう簡単ではありません。失敗も、慣習との戦いもあるでしょう。しかし、明治維新の時、佐賀そして日本の先人たちが未来を見据え、時代を切り拓いてきたように。みんなで、高い志で、知恵と力を出し合っていけば、新しい大会、そしてスポーツ文化の新時代をつくることできる。そう信じています。SAGA2024から、すべての人にスポーツのチカラを届ける、新しい大会へ。ぜひ一緒に。

式典の位置付け

新しい大会の“はじまり”。それはスポーツ文化の新時代の“幕開け”。

2024年、国民体育大会は、国民スポーツ大会へと変わります。

私たちは、これを契機と捉え、スポーツだからできることにこだわり、前例のない新しい大会、そしてスポーツ文化の新時代をつくることに挑戦したいと考えています。

大会のはじめとむすびに行う式典は、選手や観客が一堂に会し、その時間と空間を共有する唯一の場であり、SAGA2024のメッセージを高らかに宣言する、言わば大会の象徴となるものです。

私たちは、SAGA2024の式典において、スポーツのチカラで感動を生み出し日本中をより一層輝かせていく、新しい大会の“はじまり”であり、スポーツ文化の新時代の華々しい“幕開け”を、すべての人に届けていきます。

式典のコンセプト

SAGA2024にふさわしい式典をつくるために、スポーツだからできること、前例のない新しいことにつながる次の3つのコンセプトを掲げました。

PLAY

スポーツのおもしろさを

“体育”から“スポーツ”に変わる今だからこそ、スポーツのおもしろさを表現し、その価値を示します。

「PLAY」をコンセプトとして掲げ、スポーツの躍動感、楽しさなどを表現し、新しい大会の象徴となる式典をつくりま

FEEL

心動かされる瞬間を

スポーツの様々な姿や想いを、すべての人に、より多くの感覚を刺激して伝え、これまでにない感動を生み出していきます。

「FEEL」をコンセプトとして掲げ、スポーツに関わる姿や想いで、すべての人の心を動かす式典をつくりま

JOIN

みんなでつろう

みんなの大会にするために、スポーツのように、みんなを巻き込みながら式典をつくっていきます。

「JOIN」をコンセプトとして掲げ、式典をつくるプロセスから式典のその時まで、より多くの人の自由で自発的な関わりによって、すべての人に届く大会にしてい

- 2 -

式典の新しい取組

SAGA2024にふさわしい式典を実現するために、式典の位置付けや3つのコンセプトを踏まえ、式典の各項目をどのようなものとしたらよいかを考えた結果、次の5つの新しい取組にチャレンジしていくこととしました。

自由で楽しさあふれる選手団入場

新しいスポーツ大会、そして、その式典の幕開けである選手団入場は、そこに参加する選手たちの誇りと喜びであふれる最高のシーンにしたいと考えています。

SAGA2024では、選手団入場と式典演技を同時に実施し、パフォーマーがつくりだす歓迎とエールの中で選手たちを迎え、自由で楽しさあふれるパレードのような新しい選手団入場のカタチをつくりま

式典のアリーナ開催（国民スポーツ大会総閉会式）

「さが躍動」の象徴であるSAGAサンライズパークに新たに誕生する「SAGAアリーナ」は、SAGA2024のスポーツのチカラが、すべての人へ届いていくことを表現するのにふさわしい場所だと考えています。

新しいスポーツ大会から、スポーツのチカラが日本全国へ広がり、全国障害者スポーツ大会へもつながることを示す式典である「国民スポーツ大会総閉会式」を、「SAGAアリーナ」で開催します。

音楽で彩る式典

音楽には、スポーツシーンをはじめとして、あらゆる場面において雰囲気をつくり、そこにいる人々の想いを一つにするチカラがあります。

SAGA2024の式典では、儀式的な厳粛さはもちろん、新しいスポーツ大会らしい楽しさ、関わる人の想い、一体感などの雰囲気をつくりだすために、音楽で式典の各項目を引き立てるだけでなく、式典全体を一つの作品、楽曲のように彩っていきます。

- 3 -

“スポーツの希望の炎”を表す炬火

国民体育大会から灯されてきた炬火は、“スポーツの希望の炎”という意味合いをもっています。SAGA2024は、はじめてのスポーツ大会であるからこそ、その本来の意味に立ち返りたいと考えています。

SAGA2024の炬火では、皆の中にあるスポーツのチカラが、目に見える炎となることを採火・点火において表現します。また、その輝きが、大会中、そして大会後も、より多くの人に届き、すべての人のスポーツのチカラや想いの象徴として残り続けるよう、新しい炬火のカタチをつくりあげていきます。

みんなでつくる式典

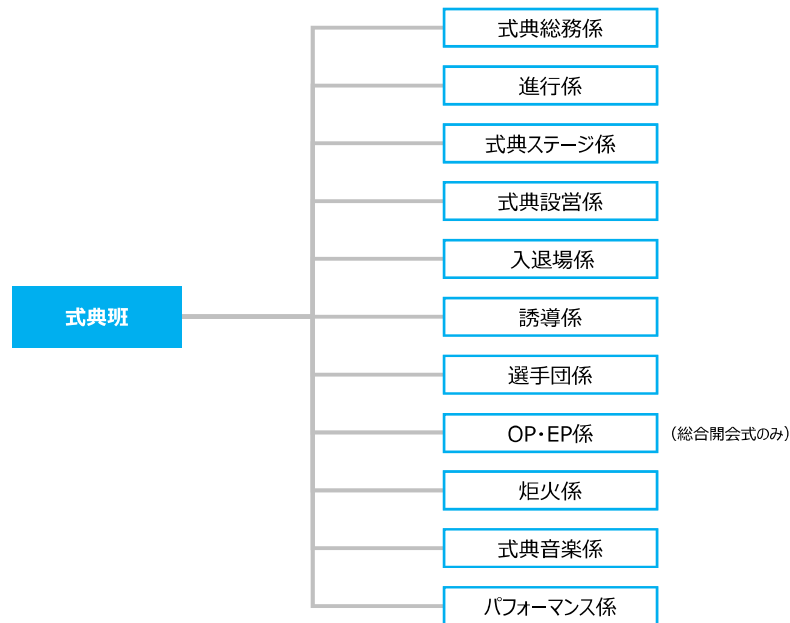
スポーツ大会に変わるSAGA2024の式典は、スポーツらしく自由さや自発的な関わりを大切にしてつくりたいと考えています。そして、より多くの人に関わっていただくことで、スポーツのチカラをより広く届けていきたいと考えています。

SAGA2024では、式典の出演者の自由で自発的な参加を募ることや、式典をつくるプロセスにおいてより多くの人を巻き込むことをしながら、たくさんの人の興味や関心を生み出し、様々な形で大会、式典への参加を促していきます。

また、式典当日においても、式典会場に来ることができない選手や観客などともつながることで、より多くの人に、スポーツの大会の楽しさや魅力が伝わるようにしていきます。

II. 総合開・閉会式共通項目

体制図



- 5 -

2. 実施本部業務内容

総合開会式業務内容

係名	主な業務内容
式典総務係	① 式典班の総括
	② 実施本部他班との連絡・調整
	③ 行事啓担当との連絡・調整
	④ 式典進行上の問題処理の指示
	⑤ 係長会議の開催
	⑥ 式典班各係員、補助員等の出席状況把握
	⑦ 式典参加者の出席状況把握
	⑧ 式典班各係の業務状況の把握・支援
	⑨ フィールド司会者への対応
	⑩ 非常時の対応・調整
	⑪ 式典班全係の弁当務の管理
	⑫ 他の係に属さない事項の処理
進行係	① 式典アナウンサー・情報支援従事者等の受付
	② 式典全般的進行指令及び進行管理
	③ 指令室の器具管理
	④ 通信テストの実施（進行係系統）
	⑤ 式典進行時間の計測・記録・報告
	⑥ 式典班各係の業務状況確認
	⑦ 式典参加者の出席状況確認
	⑧ 式典アナウンサーへの時間提示
	⑨ 原稿に基づくアナウンス
	⑩ 式典アナウンス室の器具管理
	⑪ 手話通訳・PC要約筆記（大型映像装置）
	⑫ 手話通訳者・PC要約筆記者の管理
式典ステージ係	① 手話通訳撮影所・PC要約筆記室の器具管理
	② リモート出演者の管理
	③ リモート機器の管理
	④ 式典アシスタント等の受付・管理
式典設営係	⑤ 進行台本に基づく式典アシスタントへの指示
	⑥ 登壇者の入場・着席案内
	⑦ 選手代表宣誓時の整列誘導
	⑧ 登壇者の退席・退場案内
	⑨ 天皇杯、皇后杯、国・県旗の安置・収納・管理
	⑩ 補助員等の受付・管理
	⑪ 式典用具の管理・設置・撤去
	⑫ 標示の管理・設置・撤去
	⑬ 式典ステージの準備・撤去
	⑭ 主要旗等の管理・点検
	⑮ 丸椅子の準備・設置・撤去

係名	主な業務内容
入退場係	① 式典出演者及び役員・選手団の入退場ゲート周辺の動線確保及び誘導
	② 式典出演者及び役員・選手団に対するフィールド、トラックへの入退場指示
誘導係	③ 役員・選手団着席位置確認
	④ 役員・選手団入場時、退場時の着席・退場誘導
選手団係	⑤ 式典中の体調不良者の観察・退出対応
	⑥ 役員・選手団、プラカードの受付・管理
	⑦ 旗竿、旗手ベルトの貸出・回収
	⑧ 団長、旗手、選手代表宣誓者変更原稿の提出
	⑨ 総合開会式プログラムの配布
	⑩ 役員・選手団集合の誘導及び整列指導
	⑪ 役員・選手団入退場要領の説明
	⑫ 選手代表宣誓、天皇杯・皇后杯返還要領の説明
	⑬ 役員・選手団控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑭ 控所（役員・選手団、プラカード）の管理
	⑮ プラカードの管理・点検・配布・回収
	⑯ 傷病者の対応
OP・EP係	① 出演者・団体の受付・管理
	② 出演者・団体の駐車場から控所までの誘導
炬火係	③ 出演者控所から入場口ゲートまでの誘導
	④ 出演者控所の管理
	⑤ 傷病者の対応
	⑥ 炬火出演者の受付・管理
	⑦ 炬火出演者の動線管理及び誘導
	⑧ 炬火 Torch、ランタン・消火用具の管理
式典音楽係	⑨ 炬火台点火後の Torch 処理
	⑩ 炬火台の設置・撤去・管理
	⑪ 炬火台燃焼管理業者との連携
	⑫ 式典音楽隊等の受付・管理
	⑬ 指揮者との連絡調整
	⑭ 式典音楽隊控所から式典音楽隊席までの誘導
パフォーマンス係	⑮ 式典音楽隊席の椅子等の設置・撤去
	⑯ 式典音楽隊控所の管理
	⑰ 傷病者の対応
	⑱ パフォーマンス出演団体等の受付・管理
パフォーマンス係	⑲ パフォーマンス団体控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑳ パフォーマンス団体控所の管理
	㉑ 傷病者の対応

- 6 -

総合閉会式業務内容

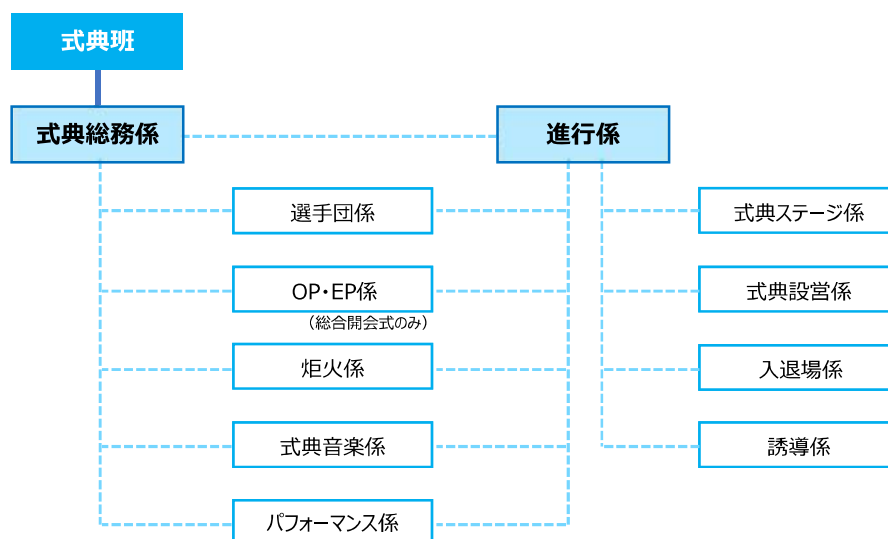
係名	主な業務内容
式典総務係	① 式典明の総括
	② 実施本部他班との連絡・調整
	③ 行幸啓担当との連絡・調整
	④ 式典進行上の問題処理の指示
	⑤ 係長会議の開催
	⑥ 式典班各係員、補助員等の出席状況把握
	⑦ 式典参加者の出席状況把握
	⑧ 式典班各係の業務状況の把握・支援
	⑨ フロア司会者への対応
	⑩ 非常時の対応・調整
	⑪ 式典期全係の弁当等の管理
	⑫ 他の係に属さない事項の処理
進行係	① 式典アナウンサー・情報支援従事者等の受付
	② 式典全般の進行指令及び進行管理
	③ 指令室の器具管理
	④ 通信テストの実施（進行係系統）
	⑤ 式典進行時間の計測・記録・報告
	⑥ 式典班各係の業務状況確認
	⑦ 式典参加者の出席状況確認
	⑧ 式典アナウンサーへの時間提示
	⑨ 原稿に基づくアナウンス
	⑩ 式典アナウンス室の器具管理
	⑪ 手話通訳・PC要約筆記（大型映像装置）
	⑫ 手話通訳者・PC要約筆記者の管理
	⑬ 手話通訳機影所・PC要約筆記室の器具管理
	⑭ リモート出演者の管理
	⑮ リモート機器の管理
式典ステージ係	① 式典アシスタント等の受付・管理
	② 進行台本に基づく式典アシスタントへの指示
	③ 登壇者の入場・着席案内
	④ 成績発表原稿の受領
	⑤ 表彰状の管理
	⑥ 登壇者の退席・退場案内
	⑦ 天皇杯・皇后杯・国スズ旗の安置・収納・管理
式典設営係	① 補助員等の受付・管理
	② 式典用具の管理・設置・撤去
	③ 標示の管理・設置・撤去
	④ 式典ステージの準備・撤去
	⑤ 主要旗、滋賀県旗等の管理・点検

係名	主な業務内容
入退場係	① 式典出演者及び役員・選手団の入退場ゲート周辺の動線確保及び誘導
	② 式典出演者及び役員・選手団に対する入退場指示
誘導係	① 旗手着席場所の位置確認
	② 役員・選手団入場時、退場時の着席・退場誘導
	③ 式典中の体調不良者の観察・退出対応
選手団係	① 役員・選手団、ブラスガードの受付・管理
	② 旗手、旗手ベルトの貸出・回収
	③ 団長、旗手変更原稿の提出
	④ 総合閉会式プログラムの配布
	⑤ 役員・選手団集合の誘導及び整列指導
	⑥ 役員・選手団入退場要領の説明
	⑦ 天皇杯・皇后杯・賞状の受賞者名簿作成
	⑧ 天皇杯・皇后杯・賞状の受賞者名簿の説明
	⑨ 役員・選手団控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑩ 控所（役員・選手団、ブラスガード）の管理
	⑪ ブラスガードの管理・点検・配布・回収
	⑫ ブラスガード体調不良時の予備人員への交代指示
	⑬ 傷病者の対応
炬火係	① 炬火出演者の受付・管理
	② 炬火出演者の動線管理及び誘導
式典音楽係	③ 炬火トーチ・消火用具の管理
	④ 炬火分火後のトーチ処理
	⑤ 式典音楽隊等の受付・管理
	⑥ 指揮者との連絡調整
パフォーマンス係	⑦ 式典音楽隊控所から式典音楽隊席までの誘導
	⑧ 式典音楽隊席の椅子等の設置・撤去
	⑨ 式典音楽隊控所の管理
	⑩ 傷病者の対応
	⑪ パフォーマンス出演団体等の受付・管理
	⑫ パフォーマンス団体控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑬ パフォーマンス団体控所の管理
	⑭ 傷病者の対応

- 7 -

3. 通信連絡システム計画

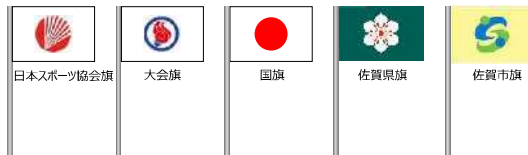
連絡系統図



----- 業務用無線及び携帯電話 [式典総務係（式典本部）、進行係（式典司令室）の各係を接続。交互通話のみ。各係長を接続]

- 8 -

総合開会式 メインボール（5本）掲揚旗



総合閉会式 フラッグバトン掲揚旗



掲揚旗数

	総合開会式	総合閉会式
メインボール（フラッグバトン）旗	5	6
競技団体旗	38	38
都道府県旗	46	46
会場地市町旗	19	19
県外会場地市町旗	4	4
合計	112	113

各掲揚旗詳細

都道府県旗			会場地市町旗		競技団体旗	
1	沖縄県	24	1	唐津市	1	陸上競技
2	鹿児島県	25	2	鳥栖市	20	フェンシング
3	宮崎県	26	3	多久市	21	柔道
4	大分県	27	4	伊万里市	22	ソフトボール
5	熊本県	28	5	武雄市	23	バドミントン
6	長崎県	29	6	鹿島市	24	弓道
7	福岡県	30	7	小城市	25	ライフル射撃
8	高知県	31	8	嬉野市	26	剣道
9	愛媛県	32	9	神埼市	27	ラグビーフットボール
10	徳島県	33	10	吉野ヶ里町	28	スポーツクライミング
11	香川県	34	11	葦山町	29	カヌー
12	山口県	35	12	上峰町	30	アーチェリー
13	広島県	36	13	みやき町	31	空手道
14	岡山県	37	14	玄海町	32	銃剣道
15	鳥取県	38	15	有田町	33	クレー射撃
16	和歌山県	39	16	大町町	34	なぎなた
17	奈良県	40	17	江北町	35	ボウリング
18	奈良県	41	18	白石町	36	ゴルフ
19	兵庫県	42	19	太良町	37	トライアスロン
20	大阪府	43	県外会場地市町旗		38	高等学校野球
21	京都府	44	1	大分県日田市		
22	滋賀県	45	2	兵庫県三木市		
23	岐阜県	46	3	大分県由布市		
			4	鹿児島県湧水町		

※都道府県旗（佐賀県旗を除く）、会場地市町旗（佐賀市旗を除く）、県外会場地市町旗、競技団体旗は、総合開会式開場時に掲揚済みとする。

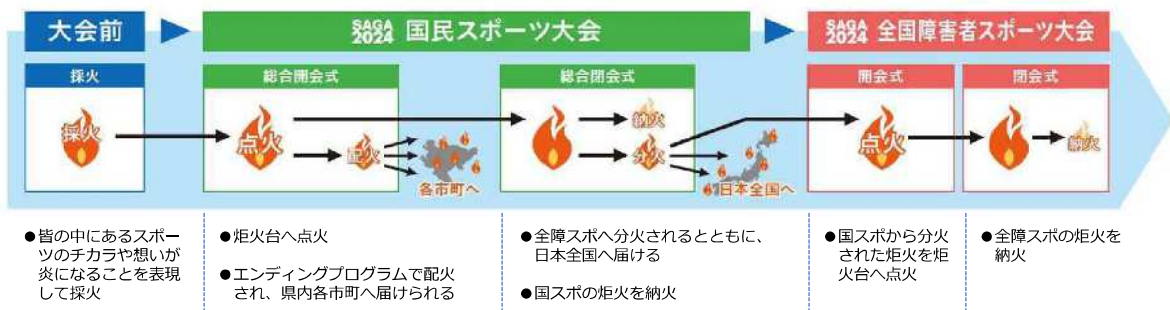
- 9 -

5. 炬火計画

基本的な考え方

- 新しいスポーツ大会に変わるSAGA2024だからこそ、炬火の“スポーツの希望の炎”という本来の意味合いに立ち返ります。
- 皆の中にあるスポーツのチカラや想いが、炎となって目に見える形となることや、それがすべての人に届き、大会後も残っていることを表現し、4つの式典における点火から納火に至るシーンをつくります。

4つの式典における炬火



炬火用具の制作

- SAGA2024のスポーツのチカラを象徴する炬火を灯す重要なアイテムである炬火用具は、新しい大会にふさわしく、また、これから世界にはばたく佐賀のスポーツシーンの象徴としてあり続けられるような、これまでにない印象的なデザインとすることを目指します。
- 炬火用具のデザイン・制作等は、佐賀県出身の世界的デザイナーである吉岡徳仁氏に依頼します。

炬火用具の概要

●炎のモニュメント（炬火台）

●トーチ

●ランタン（監修）

- 10 -

ムーブメント

基本的な考え方

式典をつくるプロセスにおいて、多くの人を巻き込むことで、たくさんの興味や関心を生み出し、様々な形で式典への参加を促していきます。

実 施 案

◇パフォーマーの自発的参加

- ・パフォーマーをはじめとする式典出演者（個人・団体）は、パフォーマンスごとに必要とする要件を勘案し、広く参加者を募集することや、要件を満たす県内のパフォーマンス団体等に依頼することなどにより、「SAGA2024に参加したい」という想いをもつ方々に参加いただけるようにしていきます。

◇式典をつくるプロセスへの参加

- ・IDEA2024のアイデアを式典の演出等に取り入れていきます。
- ・様々な方々に、式典で使うアイテムの制作に参加いただく機会をつくります。

◇式典での盛り上げへの参加

- ・式典の中で、観客の皆さんと一体となって盛り上げる演出を取り入れます。

リモート

基本的な考え方

通信・映像技術の活用により、式典会場外から式典に関わることができる仕組みを取り入れ、より多くの方々にスポーツのチカラを届けていきます。

実 施 案

◇式典会場外での観覧

- ・式典会場に来ることができない選手・観客の皆さんがリモートで観覧できるようにします。

◇式典会場外からの参加

- ・式典会場から離れたところにいる方々から、選手たちにエールやメッセージを届けます。
- ・総合閉会式では、競技日程の都合上、式典に参加できない選手たちとつながることができるような仕組みを検討します。

- 11 -

III. 総合開会式

概要

- 期日：令和6年(2024年)10月5日(土曜日)
- 会場：SAGAスタジアム



●次第

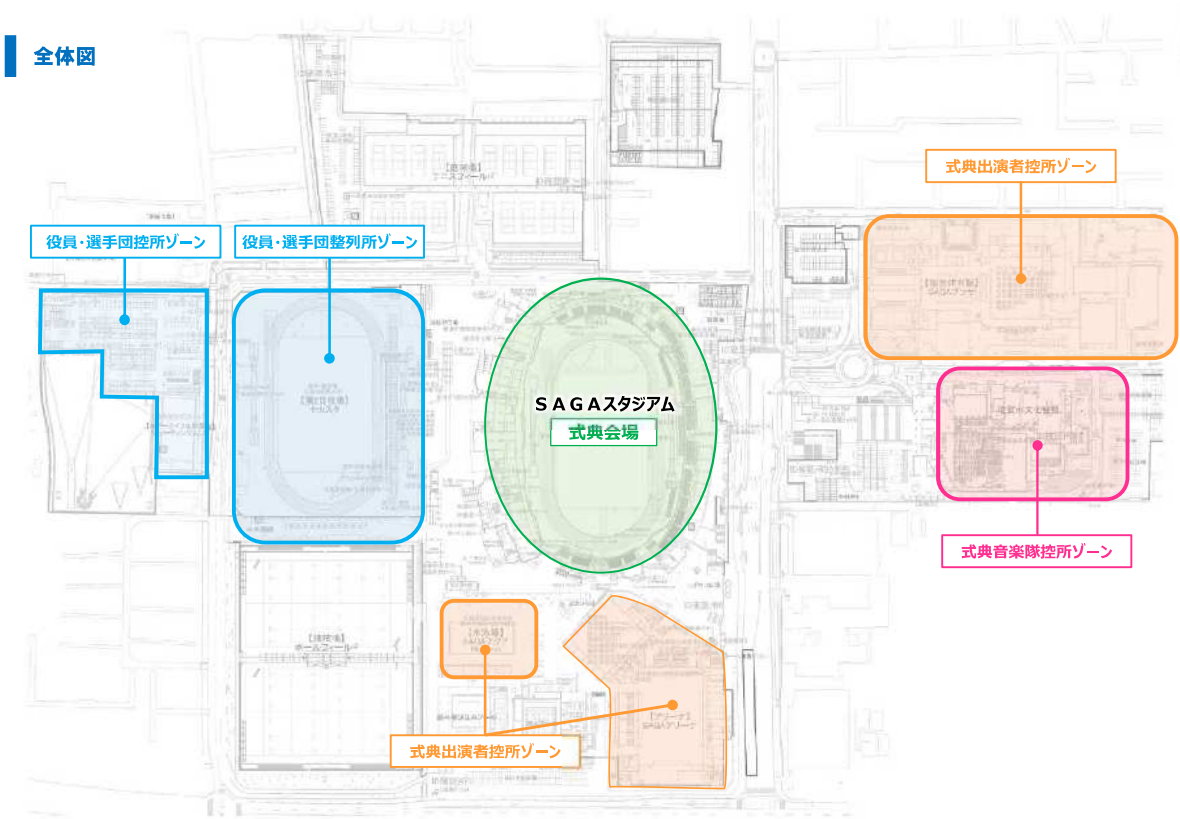
順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	10:00
2	オープニングプログラム開始	12:00
3	入場締切	13:00
4	オープニングプログラム終了	13:50
5	皇室御着席	13:59
6	開式通告	14:00
7	役員・選手団入場(歓迎パフォーマンス)開始	14:02
8	役員・選手団入場(歓迎パフォーマンス)完了	14:31
9	開会宣言	14:32
10	国旗掲揚	14:35
11	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	14:37
12	佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	14:38
13	天皇杯・皇后杯返還	14:40
14	大会会長あいさつ	14:43
15	文部科学大臣あいさつ	14:46
16	皇室お言葉	14:49
17	炬火入場・点火	14:52
18	選手代表宣誓	14:56
19	閉式通告	14:59
20	皇室御退席	15:00
21	エンディングプログラム開始	15:01
22	炬火配火	15:02
23	役員・選手団退場開始	15:07
24	役員・選手団退場完了	15:27
25	エンディングプログラム終了	15:41
26	終了	15:42

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

2. 全体スケジュール

時刻	次第	LAP	要領	音楽	出演者
6:00	実施態度決定		実施態度を決定する。		
10:00	開場		観覧者の入場を開始する。		
	(役員・選手団受付開始)		(役員・選手団の受付を開始する。)		
	(役員・選手団受付終了)		(役員・選手団の受付を終了する。)		
12:00	オープニングプログラム開始		オープニングプログラムを開始する。		
	(役員・選手団集合開始)		(役員・選手団は、セカスタ(第2競技場)へ集合を開始する。)		
	(役員・選手団集合完了、整列開始)		(役員・選手団は、セカスタ(第2競技場)へ集合を完了し、整列を開始する。)		
	入場締切	110'	観覧者の入場を締め切る。		□ オープニングプログラム出演者 □ パフォーマー
	(役員・選手団整列完了、入場準備完了)		(役員・選手団は、第2ゲート及び第3ゲートにて整列、入場準備を完了する。)		
13:50	オープニングプログラム終了	9'	オープニングプログラムを終了する。		
13:59	皇室御着席	1'	皇室がロイヤルボックスに御着席になる。		
14:00	開式通告	2'	アナウンスにより、開式を通告する。	演出音楽	
14:02	役員・選手団入場(歓迎パフォーマンス)開始	29'	大会会長が登場する。 役員・選手団がバックスタンド前からメインスタンドに向かって入場を開始する。	演出音楽	□ 大会会長(日本スポーツ協会会長) □ 役員・選手団 □ フラカーダー □ パフォーマー
14:31	役員・選手団入場(歓迎パフォーマンス)完了	1'	役員・選手団は、入場を完了する。		
14:32	開会宣言	3'	佐賀県知事が登壇し、開会を宣言する。	演出音楽	□ 佐賀県知事
14:35	国旗掲揚	2'	国歌「君が代」斉唱のうちに、国旗掲揚。	「君が代」	□ 合唱隊 □ 旗掲揚者
14:37	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	1'	「若い力」斉唱のうちに、各旗掲揚。	「若い力」	□ 吹奏楽隊、合唱隊 □ 旗掲揚者
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	2'	SAGA2024イメージソング「Batons 〜キミの夢が叶う時〜」 斉唱のうちに、各旗掲揚。	「Batons 〜キミの夢が叶う時〜」	□ 吹奏楽隊、合唱隊 □ 旗掲揚者
14:40	天皇杯・皇后杯返還	3'	大会会長が登場し、返還者が天皇杯・皇后杯を大会会長に返還する。	「見よ 勇者は帰れぬ」 (得賞歌)	□ 大会会長(日本スポーツ協会会長) □ 返還者 □ 吹奏楽隊
14:43	大会会長あいさつ	3'	大会会長が登場し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ 大会会長(日本スポーツ協会会長)
14:46	文部科学大臣あいさつ	3'	文部科学大臣が登場し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ 文部科学大臣
14:49	皇室お言葉	3'	皇室よりお言葉を賜る。		□ 皇室
14:52	炬火入場・点火	4'	炬火の入場、炎のモニュメント(炬火台)への点火を行う。	演出音楽	□ 炬火出演者
14:56	選手代表宣誓	3'	大会会長が登場し、選手宣誓を受ける。 都道府県旗手は、所定の位置に集合する。 選手代表宣誓者は、佐賀県旗を握り、宣誓する。 選手代表宣誓後、ファンファールを演奏する。	「ファンファールⅠ」	□ 大会会長(日本スポーツ協会会長) □ 選手代表宣誓者 □ 都道府県旗手 □ 吹奏楽隊
14:59	閉式通告	1'	アナウンスにより、閉式を通告する。	演出音楽	
15:00	皇室御退席	1'	皇室がロイヤルボックスより、御退席になる。		
15:01	エンディングプログラム開始	1'	エンディングプログラムを開始する。		□エンディングプログラム出演者
15:02	炬火配火	5'	炬火を配火する。		□役員・選手団 □フラカーダー
15:07	役員・選手団退場開始	20'	役員・選手団は退場を開始する。		□市町代表者 □パフォーマー
15:27	役員・選手団退場完了	14'	役員・選手団は退場を完了する。		
15:41	エンディングプログラム終了	1'	エンディングプログラムを終了する。		
15:42	終了		アナウンスにより、総合開会式の終了を告げる。		

時刻	次第	役員・選手団	一般観覧者 招待者	関係本部員	式典音楽隊	パフォーマンス 出演者	オープニングプログラム 出演者	エンディングプログラム 出演者
6:00	実施日程決定			集合 打ち合わせ・準備等	集合	集合	集合	
10:00	開場 (役員・選手団受付開始) (役員・選手団受付終了)	受付	受付		サウンドチェック			
12:00	オープニングプログラム開始 (役員・選手団集合開始) (役員・選手団集合完了、整列開始)	集合・整列 移動 入場準備					出演	
13:00	入場開始 (役員・選手団整列完了、入場準備完了)					出演		集合
13:50	オープニングプログラム終了							
13:56	皇室御前席					出演		
14:00	開式辞書							
14:02	役員・選手団入場 (歓迎パフォーマンス) 開始					出演		
14:31	役員・選手団入場 (歓迎パフォーマンス) 完了							
14:32	開会宣言							
14:35	国旗掲揚							
14:37	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚							
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗掲揚							
14:40	天皇杯・皇后杯巡迴							
14:43	大会会長あいさつ							
14:46	文部科学大臣あいさつ							
14:49	県知事あいさつ							
14:52	烟火入場・点火							
14:56	選手代表宣誓							
14:59	開式宣言							
15:00	皇室御前席							
15:01	エンディングプログラム開始							
15:02	烟火配火							
15:07	役員・選手団退場開始					出演		出演
15:27	役員・選手団退場完了							
15:41	エンディングプログラム終了							出演
15:42	終了							



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

SAGAスタジアム メインスタンド1階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 16 -

SAGAスタジアム メインスタンド2階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 17 -

SAGAスタジアム メインスタンド4階



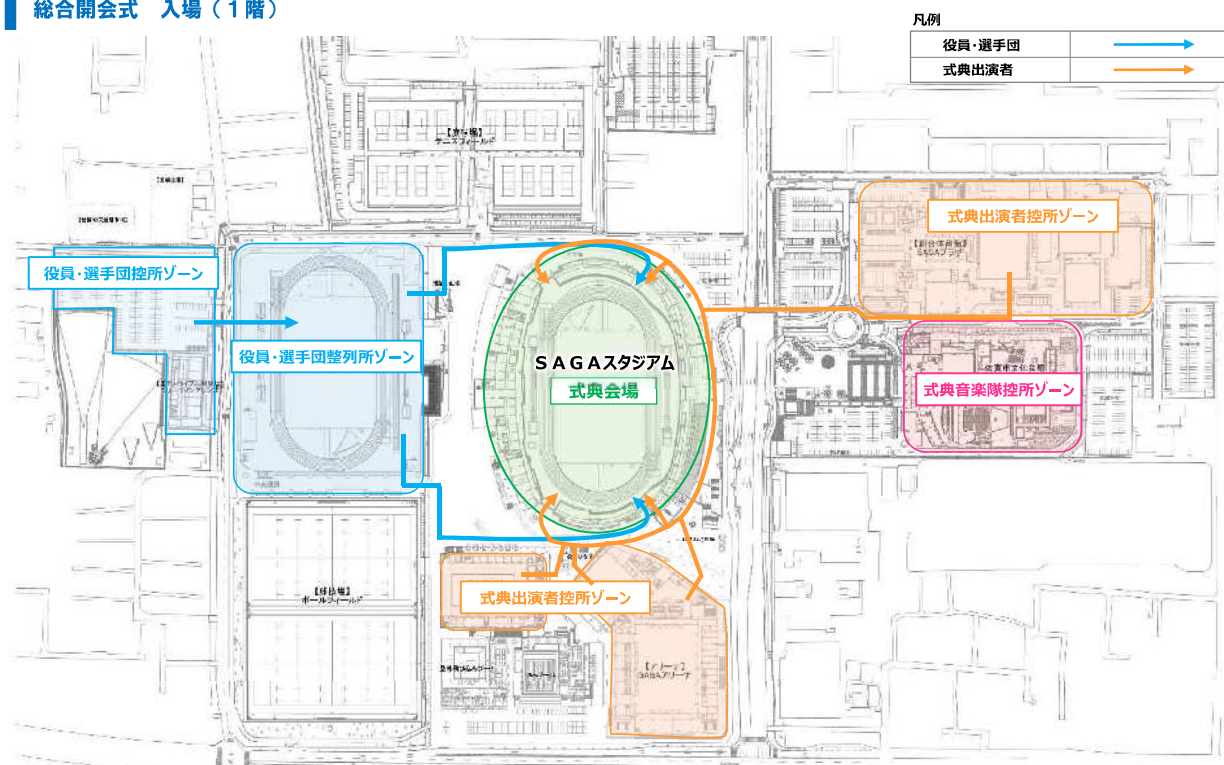
SAGAスタジアム メインスタンド5階

※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 18 -

5. 動線計画

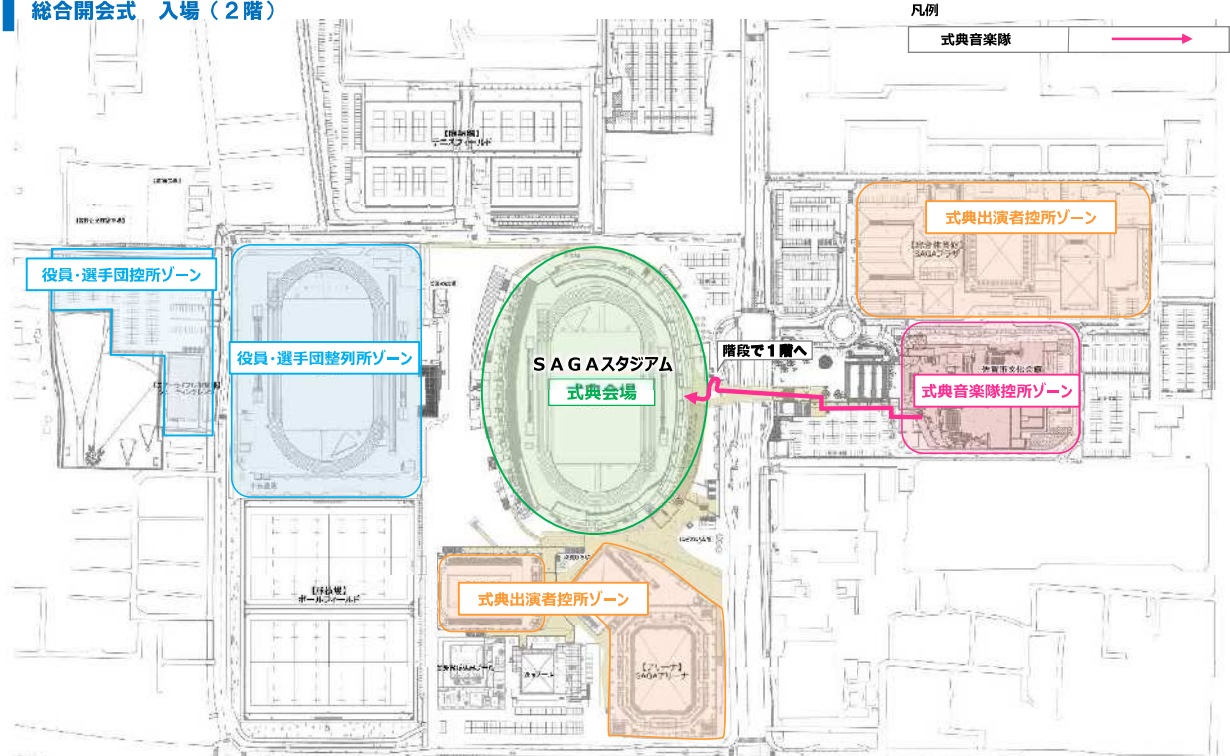
総合開会式 入場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 19 -

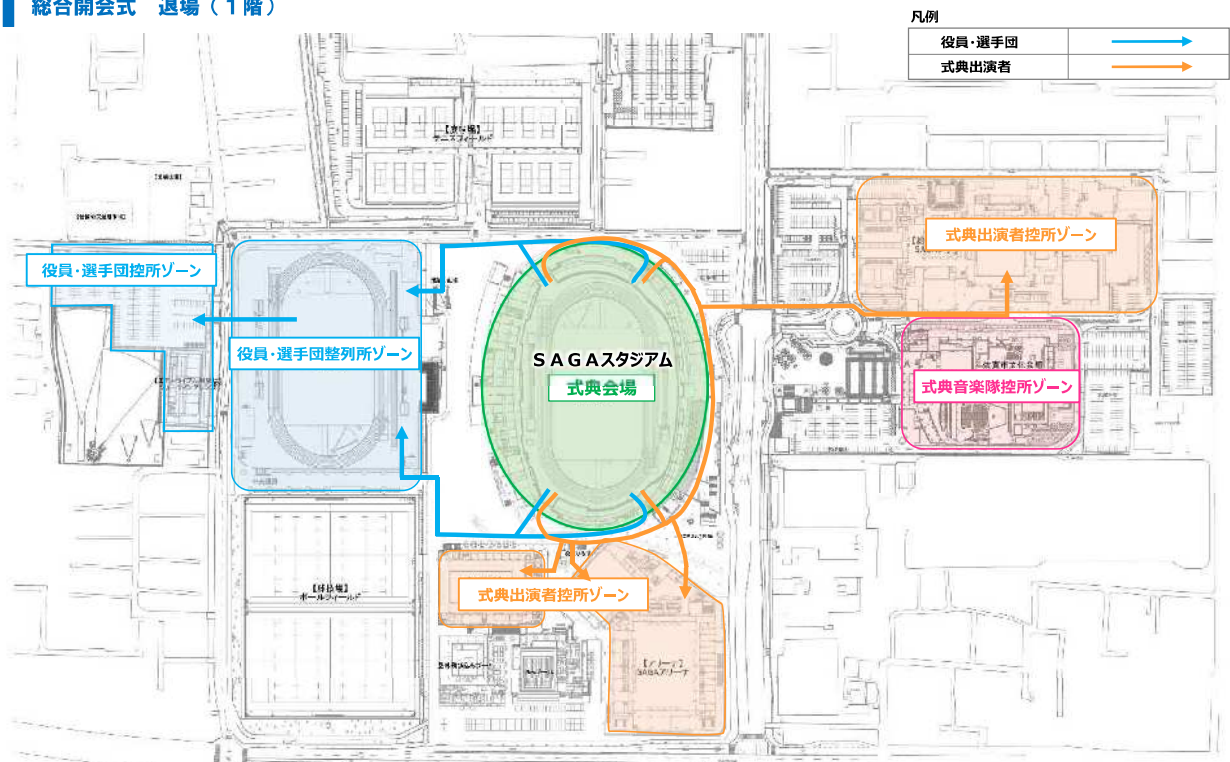
総合開会式 入場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 20 -

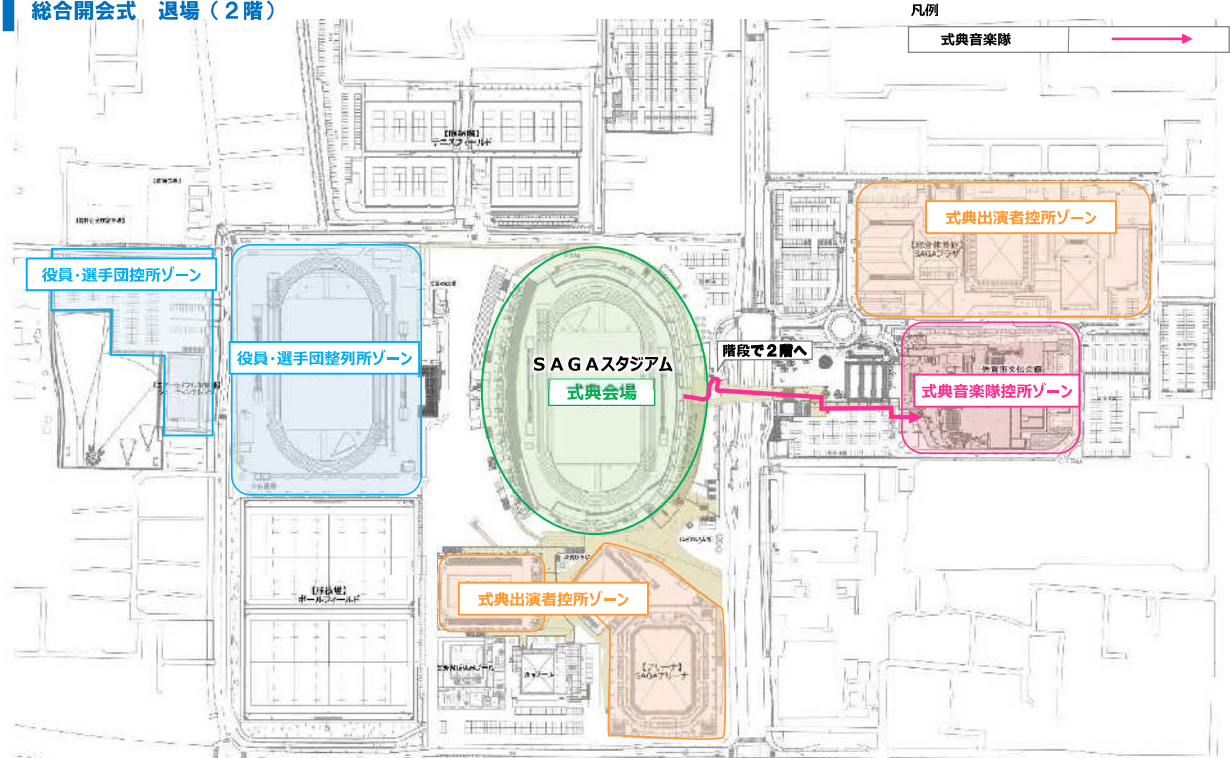
総合開会式 退場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 21 -

総合開会式 退場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 22 -

6. 役員・選手団入退場計画

役員・選手団の参集範囲について

SAGA2024の総合開会式に参加する役員・選手団の参集範囲等については、本県の交通事情を踏まえ次のとおり設定することとします。

- ① 本会期中の前半日程開催競技のうち、「宿舎から総合開会式会場までに要する時間が80分未満」である地域（県外配宿の地域を含む。）を参集範囲とし、その地域に配宿される役員・選手団については原則参加とする。
- ② 総合開会式当日に競技が実施される場合、または、競技運営上の業務（計量・検診・会議等）が必要な場合は、総合開会式への不参加もやむを得ないものとする。
- ③ 参集範囲に配宿する役員・選手団に対しては、県実行委員会が計画輸送を実施する。

※参集範囲の80分未満とは、宿舎～指定集合地（計画バス）～指定駐車場～総合開会式集合場所の合計時間のこと

●参集範囲となる地域

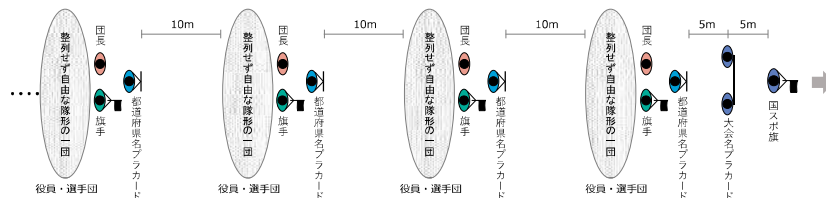
佐賀県		福岡県	
佐賀市	神埼市	大牟田市	筑紫野市
唐津市	吉野ヶ里町	久留米市	大野城市
鳥栖市	基山町	柳川市	太宰府市
多久市	上峰町	八女市	朝倉市
伊万里市	みやき町	筑後市	糸島市
武雄市	有田町	大川市	筑前町
鹿島市	大町町		
小城市	江北町		
嬉野市	白石町		

長崎県	
川棚町	波佐見町

- 23 -

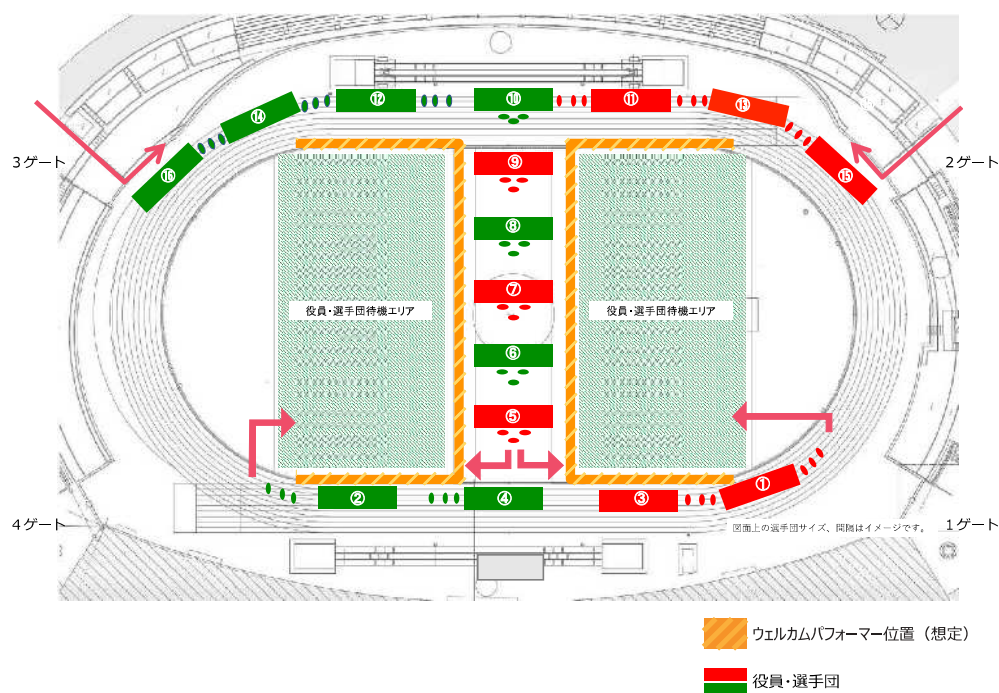
●参加人数：約 4,400名

- 参加人数：約 4,400名
- 入場隊列：国スポーツ旗 → 大会名プラカード → 都道府県名プラカード → 旗手、団長、役員・選手団



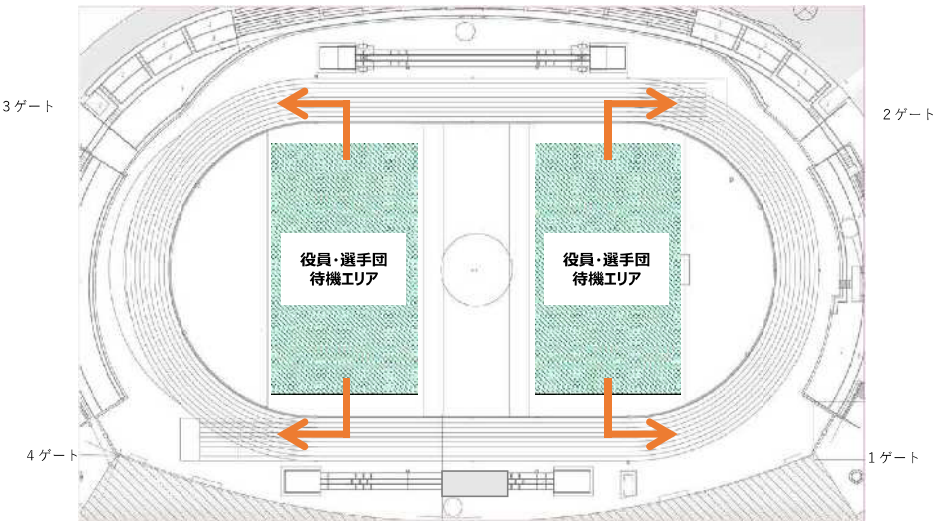
- 入場方法 : 役員・選手団は、第2・3ゲートから入場。
バックスタンド前からフィールドの中央を通過し、メインスタンド前で、都道府県名等の紹介を受けます。
その後、フィールドの役員・選手団待機エリアにて椅子に着席。
- 入 場 順 : 未定
- 入場時間 : 約30分

※役員・選手団はフィールドの役員・選手団待機エリアの椅子に着席



役員・選手団の退場方法・動線

- 参加人数 : 約4,400名
- 退場方法 : 検討中
- 退場ゲート : 検討中
- 退場時間 : 約20分



- 26 -

7. 映像計画

時刻	次第	LAP	映像内容
6:00	実施態度決定		
10:00	開場		☐ タイトル ☐ 各種案内映像 ☐ 会場内LIVE映像（観客席ほか）
12:00	オープニングプログラム開始	110'	☐ 会場内LIVE映像（オープニングプログラム、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
13:00	入場締切		
13:50	オープニングプログラム終了		
13:59	皇室御着席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御臨席）
14:00	開式通告	2'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、観客席ほか）
14:02	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）開始	29'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、パフォーマー、式典音楽隊、観客席ほか）
14:31	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）完了	1'	
14:32	開会宣言	3'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事）
14:35	国旗掲揚	2'	☐ 会場内LIVE映像（国旗） ☐ 「君が代」歌詞テロップ
14:37	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	1'	☐ 会場内LIVE映像（大会旗・日本スポーツ協会旗） ☐ 「若い力」歌詞テロップ
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	2'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県旗・佐賀市旗） ☐ 「Batons 〜キミの夢が叶う時〜」歌詞テロップ
14:40	天皇杯・皇后杯返還	3'	☐ 会場内LIVE映像（大会会長、返還者）
14:43	大会会長あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（大会会長）
14:46	文部科学大臣あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（文部科学大臣）
14:49	皇室お言葉	3'	☐ 会場内LIVE映像（皇室）
14:52	炬火入場・点火	4'	☐ 会場内LIVE映像（炬火出演者、炎のモニュメント（炬火台））
14:56	選手代表宣誓	3'	☐ 会場内LIVE映像（選手代表宣誓者、式典音楽隊）
14:59	閉式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、観客席ほか）
15:00	皇室御退席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御退席）
15:01	エンディングプログラム開始	1'	☐ 会場内LIVE映像 （エンディングプログラム、炎のモニュメント（炬火台）、役員・選手団、市町代表者、パフォーマー、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
15:02	炬火配火	5'	
15:07	役員・選手団退場開始	20'	
15:27	役員・選手団退場完了	14'	
15:41	エンディングプログラム終了	1'	
15:42	終了		☐ タイトル

- 27 -

基本的な考え方

- 音楽のチカラで雰囲気をつくり、心に響くものとするために、式典の項目ごとに音楽を演奏するだけでなく、式典全体の流れを音楽で彩り、一つの作品、楽曲のように仕上げていきます。
- それぞれの場面に合わせて、音楽のジャンルや演奏形態を幅広く検討し、音楽のチカラを最大限に引き出せるようにしていきます。

音楽全体設計

式典全体を式典音楽（儀式的部分・生演奏）と演出音楽（演出的部分・デジタル音源）で構成。演出音楽は、パフォーマンス及び演出に合わせて今後制作又は選曲（下表※）します。

使用場面	分類	使用楽曲	作詞・作曲・編曲者	演奏形態
開式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源
役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）	演出音楽	※	※	デジタル音源
開会宣言	演出音楽	※	※	デジタル音源
国旗掲揚	式典音楽	国歌「君が代」	作曲：林 広守 編曲：野々村 昌樹	合唱
大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	式典音楽	「若い力」	作詞：佐伯 孝夫 作曲：高田 信一 編曲：保科 洋	吹奏楽・合唱
佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	式典音楽	SAGA2024イメージソング 「B a t o n s ～キミの夢が叶う時～」	作詞：3 2 6 補作詞：千綿 偉功 作曲：千綿 偉功 アレンジ：サトウダイ 吹奏楽編曲：八木澤 教司	吹奏楽・合唱
天皇杯・皇后杯返還	式典音楽	「見よ 勇者は帰りぬ」（得賞歌）	作曲：G.F.Händel 編曲：保科 洋	吹奏楽
大会会長あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
文部科学大臣あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
炬火入場・点火	演出音楽	※	※	デジタル音源
選手代表宣誓	式典音楽	ファンファーレ I	作曲：八木澤 教司	吹奏楽
閉式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源

式典音楽隊編成

区分	人数
吹奏楽	100名程度
合唱	60名程度

- 28 -

9. 炬火入場・点火・配火の概要

炎のモニュメント（炬火台）の設置場所

- 炎のモニュメント（炬火台）は、フィールド内に設置します。
- 設置する場所は、ロイヤルボックス、式典ステージ、役員・選手団、観客席からよく見えるような場所を検討します。

入場・点火について

- SAGA2024を象徴する人によって炬火をスタジアムに運びこみ、炎のモニュメント（炬火台）に点火します。
- 炬火保持者が、ロイヤルボックス、式典ステージ、役員・選手団、観客席から、よく見えるようなルート構成を検討します。

配火について

- 式典後のエンディングプログラムにおいて、炎のモニュメント（炬火台）に点火した炬火を、ランタンによって、各市町の代表者へ渡すことにより行います。
- 配火された炬火は、各市町の競技会場などに設置し、そこで「する」「観る」「支える」人たちのスポーツのチカラを呼び起こすものになるようにします。

オープニングプログラム

- 多彩な出演団体によって、会場の皆さんに「佐賀らしさ」「スポーツの魅力」を伝え、楽しんでいただけるものとします。
- 会場全体で、これから始まる役員・選手団の入場に向けての期待と盛り上がりが高まるものとします。

プログラム	項目	所要時間	内容
ファンタイム	各団体企画 主催者企画	60分	☐ 県内文化・スポーツ・パフォーマンス団体によるアトラクションなど ☐ スポーツやエンターテインメントなどの映像、音楽など
インフォメーション	主催者企画	20分	☐ 大会、総合開会式のあらまし、各種紹介 ☐ 佐賀県のスポーツへの取組等の紹介 ☐ 式典において観客が参加する応援等の説明・練習
オープニング	主催者企画	30分	☐ これからはじまる役員・選手団入場に向けて、スタジアム全体の場を整え、観客の期待感を盛り上げるようなパフォーマンス

エンディングプログラム

- すべての人にスポーツのチカラを届けるという大会メッセージにもとづき、総合開会式で点火した炬火を県内各市町へ配火します。
- 役員・選手団の退場を、観客やパフォーマーのエールで包み込み、これから始まる競技会への期待感と選手たちの気持ちを盛り上げます。
- 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観客などが円滑に退場できるよう配慮します。

プログラム	項目	所要時間	内容
炬火配火	主催者企画	5分	☐ 炎のモニュメント（炬火台）からランタンに火を移し、各市町の代表者へ渡す
役員・選手団退場	主催者企画	20分	☐ 退場する役員・選手団に、パフォーマー、観客からエールを送る ☐ 選手たちの競技会へ向かう気持ちを盛り上げるような退場方法とする
エンディング	主催者企画	15分	☐ 観客が退場するまでの間、音楽、パフォーマンス等を行う

- 30 -

11. パフォーマンスの概要

基本的な考え方

- 役員・選手団入場時にパフォーマンスを実施します。
- 全国から訪れる選手たちを会場全体のパフォーマンスとエールで歓迎し、スポーツ大会らしい自由さ、楽しさがあふれる華やかなシーンをつくります。

テーマ

Welcome to the new Sports Festival !!

パフォーマンス概要

- ◇ 入場する役員・選手団を、フィールドに配置されたパフォーマーたちがさまざまなパフォーマンスで歓迎します。
- ◇ 観客席にもパフォーマーを配置し、観客を盛り上げ、会場全体で選手たちへ歓迎を伝えます。
- ◇ S A G A 2 0 2 4 を象徴するようなパフォーマンスやアイテムを取り入れ、新しいスポーツ大会らしさを表現します。
- ◇ これまでの国体の歴史に敬意を表すとともに、S A G A 2 0 2 4 から、新しいスポーツ大会が始まることを表現します。

パフォーマー概要

- ◇ ウェルカムパフォーマー：約500名
 - ・役員・選手団の入場ルートで、さまざまなパフォーマンスを行い歓迎する。
- ◇ スタンドパフォーマー：約100名
 - ・スタンドで観客を盛り上げる。
- ◇ ガイドパフォーマー：約200名
 - ・役員・選手団とともに盛り上がりながら誘導する。
- ◇ アトラクションパフォーマー：約200名
 - ・佐賀らしさ、スポーツらしさを表現するパフォーマンスを行い会場を華やかに彩る。



（役員・選手団入場、パフォーマンスイメージ）



（パフォーマンスイメージ）

- 31 -

概要（荒天時）

気象状況が悪化するなど、役員・選手団、出演者、観客等の安全面に配慮が必要な場合における式典は以下のとおりとします。

●期日：令和6年(2024年)10月5日（土曜日）

●会場：調整中

●参加規模：

- ▷ 役員・選手団 検討中
- ▷ 一般観覧者 観覧なし

●式典内容：

- ▷ 役員・選手団入場 実施しない
- ▷ 式典音楽 録音により対応
- ▷ 炬火入場・点火 検討中
- ▷ オープニングプログラム 実施しない
- ▷ 歓迎パフォーマンス 実施しない
- ▷ エンディングプログラム 実施しない

●次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場 (役員・選手団受付開始)	12:00
2	入場締切 (役員・選手団受付終了)	13:40
3	皇室御着席	13:59
4	開式通告	14:00
5	開会宣言	14:01
6	国旗儀礼	14:04
7	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:06
8	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	14:07
9	天皇杯・皇后杯返還	14:09
10	大会会長あいさつ	14:12
11	文部科学大臣あいさつ	14:15
12	皇室お言葉	14:18
13	炬火入場・点火	14:21
14	選手代表宣誓	14:25
15	閉式通告	14:28
16	皇室御退席	14:29
17	役員・選手団退場開始	14:30
18	役員・選手団退場完了	14:45
19	終了	14:46

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

概要

- 期日：令和6年(2024年)10月15日(火曜日)
- 会場：SAGAアリーナ



●次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	12:00
2	オープニングプログラム開始	13:00
3	オープニングプログラム終了	13:50
4	皇族御着席	13:59
5	開式通告	14:00
6	都道府県旗手入場（パフォーマンス）開始	14:01
7	都道府県旗手入場（パフォーマンス）完了	14:11
8	成績発表・表彰状授与	14:12
9	天皇杯・皇后杯授与	14:27
10	大会会長あいさつ	14:32
11	スポーツ庁長官あいさつ	14:35
12	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	14:38
13	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:40
14	国旗儀礼	14:41
15	炬火分火・納火	14:43
16	国スボ旗引継	14:49
17	滋賀県旗儀礼	14:51
18	閉会宣言	14:53
19	閉式通告	14:55
20	皇族御退席	14:56
21	スタンバイ	14:57
22	エンディングプログラム開始	15:00
23	役員・選手団退場開始	15:01
24	役員・選手団退場完了	15:25
25	エンディングプログラム終了	15:26
26	終了	15:27

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

2. 全体スケジュール

時刻	次第	LAP	要領	音楽	出演者
6:00	実施態度決定 (役員・選手団受付開始) (役員・選手団受付終了)		実施態度を決定する。 (役員・選手団の受付を開始する。) (役員・選手団の受付を終了する。)		
12:00	開場 (役員・選手団集合開始) (役員・選手集合完了、整列開始) (役員・選手整列完了、入場準備完了)		観覧者の入場を開始する。 (役員・選手団は、サブアリーナへ集合を開始する。) (役員・選手は、サブアリーナへ集合を完了し、整列を開始する。) (役員・選手は、入場準備を完了する。)		
13:00	オープニングプログラム開始 役員・選手入場開始 役員・選手入場完了 (旗手入場準備開始) (旗手入場準備完了)	50'	オープニングプログラムを開始する。 役員・選手は、入場を開始する。 役員・選手は、入場を完了する。 (旗手は、サブアリーナへ集合を完了し、整列を開始する。) (旗手は、入場準備を完了する。)		□ 役員・選手 □ パフォーマー □ フラカーダー
13:50	オープニングプログラム終了	9'	オープニングプログラムを終了する。		
13:59	皇族御着席	1'	皇族が、式典ステージ上の御席に御着席になる。		
14:00	開式通告	1'	アナウンスにより、開式を通告する。 開式通告後、ファンファーレを演奏する。	「ファンファーレⅡ」	□ 吹奏楽隊
14:01	都道府県旗手入場（パフォーマンス）開始	10'	大会会長が登場する。 都道府県旗手がフロアへ入場する。 パフォーマーが、フロアで都道府県を称える(パフォーマンスを行う。)	演出音楽	□ 大会会長（日本スポーツ協会会長） □ 都道府県旗手 □ パフォーマー
14:11	都道府県旗手入場（パフォーマンス）完了	1'	パフォーマーが、パフォーマンスを終了する。		
14:12	成績発表・表彰状授与	15'	大会委員長が登場し、成績を発表する。 大会会長が登場し、表彰状を授与する。	演出音楽	□ 大会委員長（日本スポーツ協会国スポ委員長） □ 大会会長（日本スポーツ協会会長） □ 受賞都道府県代表者
14:27	天皇杯・皇后杯授与	5'	皇族が登場し、男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、 女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。	「見よ 勇者は輝け」(得賞歌)	□ 受賞都道府県代表者 □ 吹奏楽隊
14:32	大会会長あいさつ	3'	大会会長が登場し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ 大会会長（日本スポーツ協会会長）
14:35	スポーツ庁長官あいさつ	3'	スポーツ庁長官が登場し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ スポーツ庁長官
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	2'	「Batons 〜キミの夢が叶う時〜」斉唱のうちに、各旗儀礼。	「Batons 〜キミの夢が叶う時〜」	□ 吹奏楽隊、合唱隊
14:40	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	1'	「若い力」斉唱のうちに、各旗儀礼。	「若い力」	□ 吹奏楽隊、合唱隊
14:41	国旗儀礼	2'	国歌「君が代」斉唱のうちに、国旗儀礼。	「君が代」	□ 合唱隊
14:43	炬火分火・納火	6'	炬火の分火・納火を行う。	演出音楽	□ 炬火分火者
14:49	国スボ旗引継	2'	佐賀県から滋賀県へ国スボ旗を引き継がれる。	「滋賀県指定の楽曲」	□ 佐賀県知事 □ 滋賀県知事
14:51	滋賀県旗儀礼	2'	滋賀県指定の楽曲を演奏のうちに、滋賀県旗儀礼。	「滋賀県指定の楽曲」	
14:53	閉会宣言	2'	佐賀県知事が、閉会を宣言する。	演出音楽	□ 佐賀県知事
14:55	閉式通告	1'	アナウンスにより、閉式を通告する。	演出音楽	
14:56	皇族御退席	1'	皇族が、式典ステージ上の御席から御退席になる。		
14:57	スタンバイ	3'	役員・選手団は、退場の準備をする。		
15:00	エンディングプログラム開始	1'	エンディングプログラムを開始する。		
15:01	役員・選手団退場開始	24'	役員・選手団は退場を開始する。		□ 役員・選手団 □ パフォーマー □ フラカーダー
15:25	役員・選手団退場完了	1'	役員・選手団は退場を完了する。		
15:26	エンディングプログラム終了	1'	エンディングプログラムを終了する。		
15:27	終了		アナウンスにより、総合閉会式の終了を告げる。		

3. 参加者スケジュール

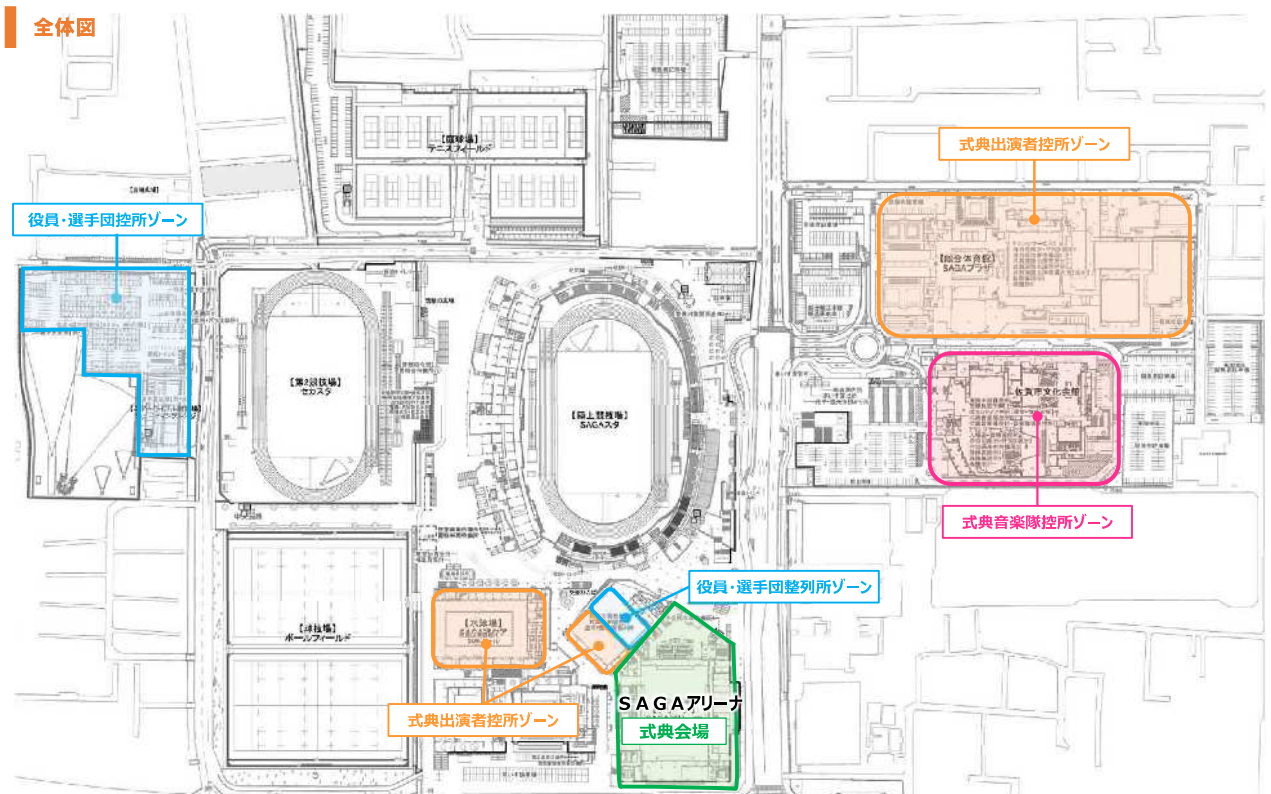
IV. 総合閉会式

時刻	次第	役員・選手団		一般観覧者 招待者	実施本部員	式典音楽隊	オープニングプログラム ・パフォーマンス出演者
		役員・選手	旗手				
6:00	実施態度決定 (役員・選手団受付開始)				集合	集合	集合
	(役員・選手団受付終了)	受付	受付		打ち合わせ・準備等	サウンドチェック	
12:00	開場 (役員・選手団集合開始)	集合・整列 →移動					
	(役員・選手団集合完了、整列開始)	→入場準備					
	(役員・選手団整列完了、入場準備完了)						
13:00	オープニングプログラム開始			受付			
	役員・選手入場開始	入場					
	役員・選手入場完了						
	(旗手入場準備開始)		集合・整列 →移動				
	(旗手入場準備完了)		→入場準備				
13:50	オープニングプログラム終了						出演
13:59	皇族御着席						
14:00	開式通告						
14:01	都道府県旗手入場 (パフォーマンス) 開始		入場				
14:11	都道府県旗手入場 (パフォーマンス) 完了						
14:12	成績発表・表彰状授与						
14:27	天皇杯・皇后杯授与						
14:32	大会会長あいさつ						
14:35	スポーツ庁長官あいさつ	式典 参加		観覧	実施対応		
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼						
14:40	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼						
14:41	国旗儀礼		式典 参加				
14:43	炬火分火・納火					出演	
14:49	国スホ旗引継						
14:51	滋賀県旗儀礼						
14:53	閉会宣言						
14:55	閉式通告						
14:56	皇族御退席						
14:57	スタンバイ						
15:00	エンディングプログラム開始						
15:01	役員・選手団退場開始						出演
15:25	役員・選手団退場完了						
15:26	エンディングプログラム終了						
15:27	終了						

- 35 -

4. 会場配置図

IV. 総合閉会式



※会場配置図・動線計画は、SAGA 2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 36 -

4. 会場配置図

IV. 総合閉会式

SAGAアリーナ 1階



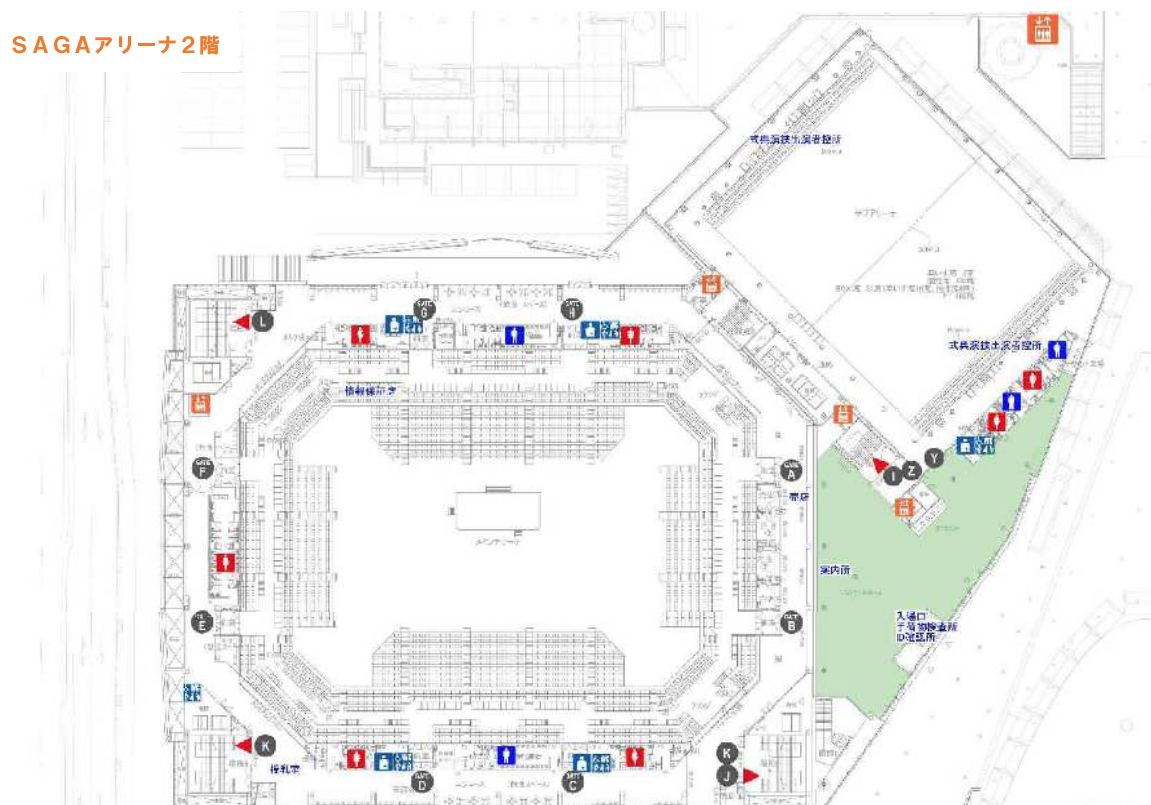
※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 37 -

4. 会場配置図

IV. 総合閉会式

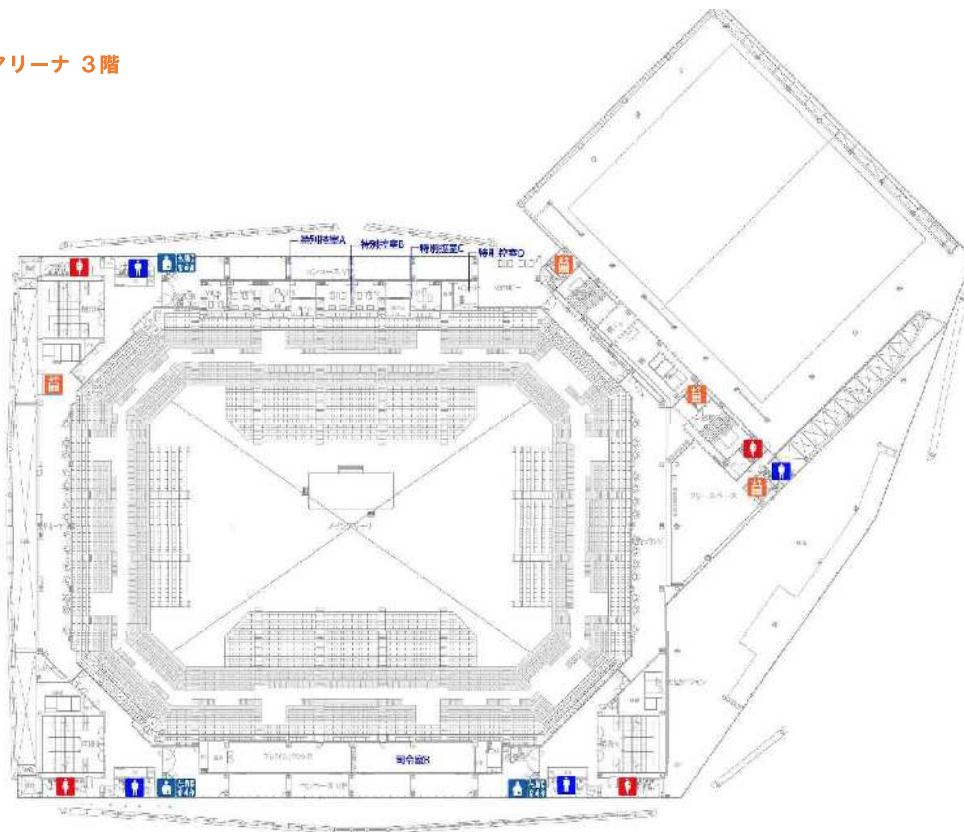
SAGAアリーナ2階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 38 -

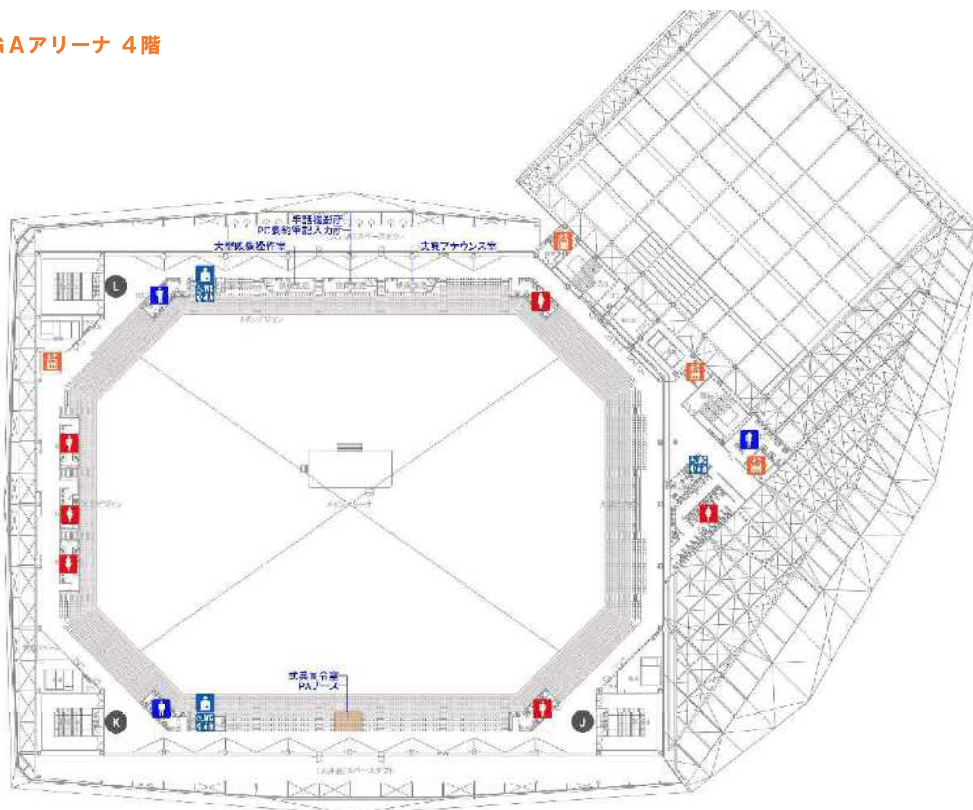
SAGAアリーナ 3階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 39 -

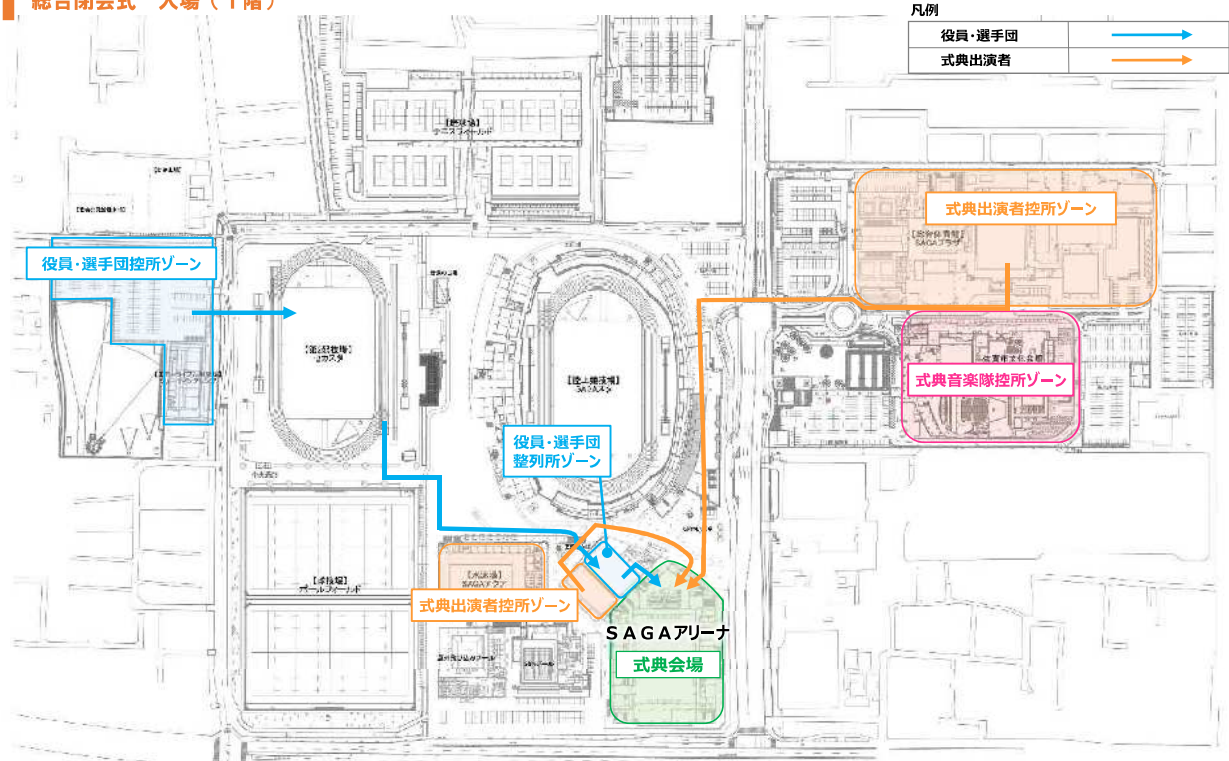
SAGAアリーナ 4階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 40 -

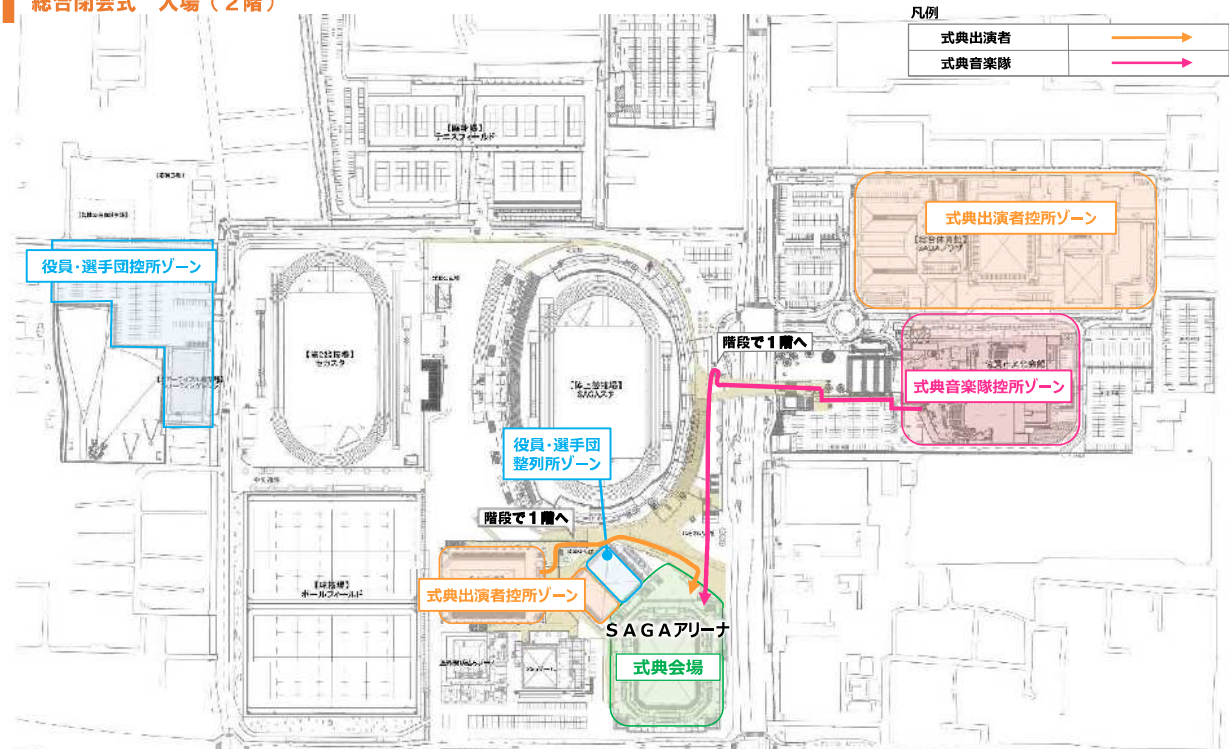
総合閉会式 入場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 41 -

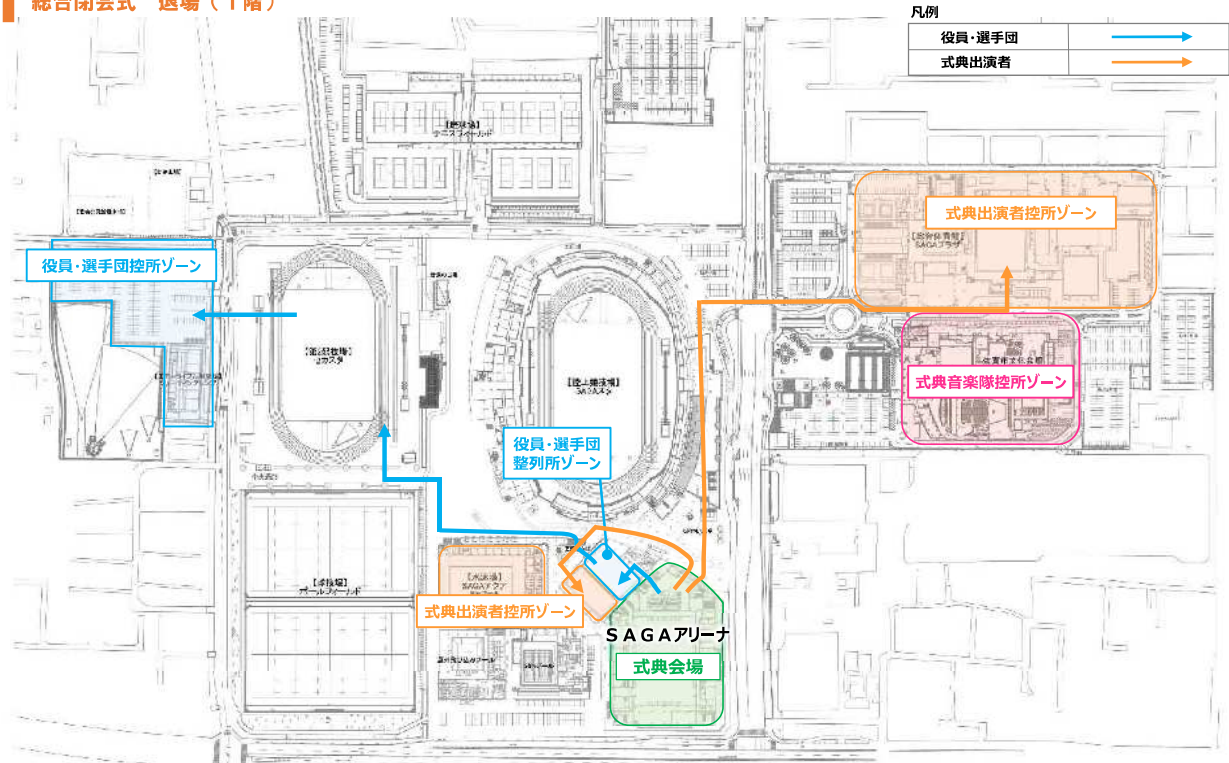
総合閉会式 入場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 42 -

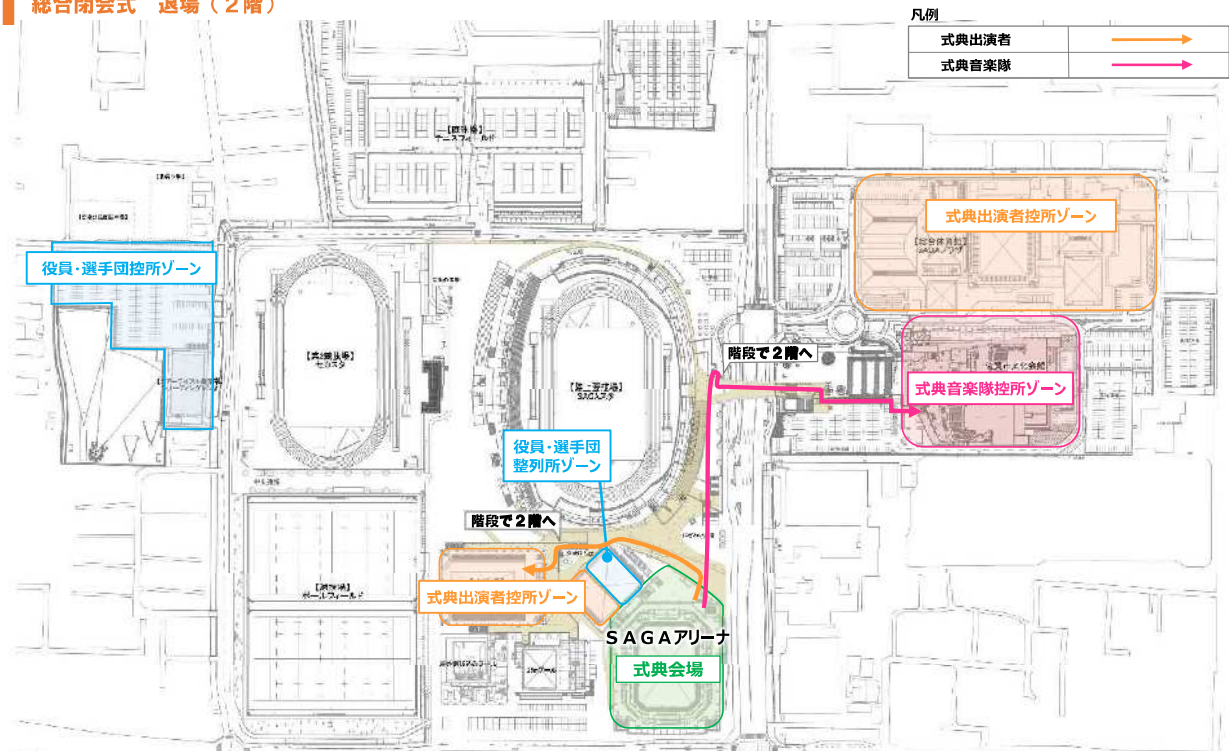
総合閉会式 退場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 43 -

総合閉会式 退場（2階）



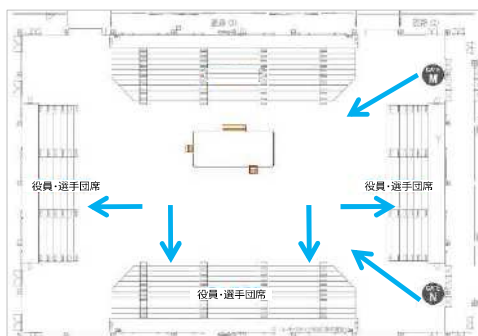
※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 44 -

役員・選手団の入場方法

- 参加人数：約2,000名
- 入場方法：【役員・選手】旗手以外の各都道府県役員・選手は、オープニングプログラム中に、各ゲートからアリーナに入場、フロアを通過して客席に随時着席
【都道府県旗手】各都道府県の旗手が、各ゲートから、列になって入場し、フロア上で待機
- 入場順：【役員・選手】地区ブロックごと（北海道・東北／関東・北信越／東海・近畿／中国・四国／九州）に時間を分けて、都道府県ごとに入場
【都道府県旗手】未定

<役員・選手>



<都道府県旗手>

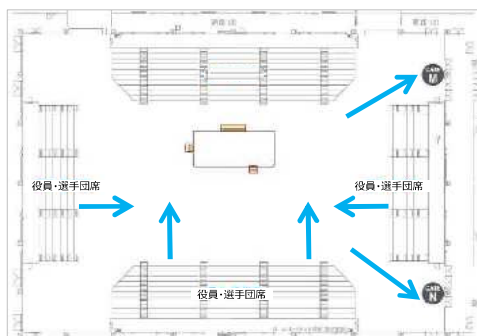


- 45 -

役員・選手団の退場方法

- 参加人数：約2,000名
- 退場方法：【各都道府県役員・選手団】都道府県ごとに、観客席からフロアを経由して、各ゲートから退場
【佐賀県選手団】フロアで各都道府県役員・選手団をお見送りした後、各ゲートから退場
- 退場時間：25分

<役員・選手団>



- 46 -

時刻	次第	LAP	映像内容
6:00	実施態度決定		
12:00	開場		☐ タイトル ☐ 各種案内映像 ☐ 会場内LIVE映像（観客席ほか）
13:00	オープニングプログラム開始	50'	☐ 会場内LIVE映像（オープニングプログラム、役員・選手、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
	役員・選手入場開始		
	役員・選手入場完了		
13:50	オープニングプログラム終了	9'	
13:59	皇族御着席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御臨席）
14:00	開式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（御席、役員・選手、パフォーマー、式典音楽隊、観客席）
14:01	都道府県旗手入場（パフォーマンス）開始	10'	☐ 会場内LIVE映像（旗手、パフォーマーほか）
14:11	都道府県旗手入場（パフォーマンス）完了	1'	
14:12	成績発表・表彰状授与	15'	☐ 成績発表 ☐ 会場内LIVE映像（大会委員長、大会会長、受賞都道府県代表者）
14:27	天皇杯・皇后杯授与	5'	☐ 会場内LIVE映像（皇族、受賞都道府県代表者）
14:32	大会会長あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（大会会長）
14:35	スポーツ庁長官あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（スポーツ庁長官）
14:38	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	2'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県旗・佐賀市旗） ☐ 「B a t o n s ～キミの夢が叶う時～」歌詞テロップ
14:40	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	1'	☐ 会場内LIVE映像（大会旗・日本スポーツ協会旗） ☐ 「若い力」歌詞テロップ
14:41	国旗儀礼	2'	☐ 会場内LIVE映像（国旗） ☐ 「君が代」歌詞テロップ
14:43	炬火分火・納火	6'	☐ 会場内LIVE映像（炬火出演者、炎のモニュメント（炬火台））
14:49	国スボ旗引継	2'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事、滋賀県知事）
14:51	滋賀県旗儀礼	2'	☐ 会場内LIVE映像（滋賀県旗） ☐ 「滋賀県指定の楽曲」テロップ
14:53	閉会宣言	2'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事）
14:55	閉式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（御席、役員・選手団、観客席ほか）
14:56	皇族御退席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御退席）
14:57	スタンバイ	3'	☐ 会場内LIVE映像（役員・選手団、観客席ほか）
15:00	エンディングプログラム開始	1'	☐ 会場内LIVE映像（エンディングプログラム、役員・選手団、パフォーマー、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
15:01	役員・選手団退場開始	24'	
15:25	役員・選手団退場完了	1'	
15:26	エンディングプログラム終了	1'	
15:27	終了		☐ タイトル

基本的な考え方

- 音楽のチカラで雰囲気をつくり、心に響くものとするために、式典の項目ごとに音楽を演奏するだけでなく、式典全体の流れを音楽で彩り、一つの作品、楽曲のように仕上げていきます。
- それぞれの場面に合わせて、音楽のジャンルや演奏形態を幅広く検討し、音楽のチカラを最大限に引き出せるようにしていきます。

音楽全体設計

式典全体を式典音楽（儀式的部分・生演奏）と演出音楽（演出的部分・デジタル音源）で構成。演出音楽は、パフォーマンス及び演出に合わせて今後制作又は選曲（下表※）します。

使用場面	分類	使用楽曲	作詞・作曲・編曲者	演奏形態
開式通告	式典音楽	ファンファーレⅡ	作曲：八木澤 教司	吹奏楽
都道府県旗手入場（パフォーマンス）	演出音楽	※	※	デジタル音源
成績発表・表彰状授与	演出音楽	※	※	デジタル音源
天皇杯・皇后杯授与	式典音楽	「見よ 勇者は帰らぬ」（得賞歌）	作曲：G.F.Händel 編曲：保科 洋	吹奏楽
大会会長あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
スポーツ庁長官あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	式典音楽	SAGA2024イメージソング 「B a t o n s ～キミの夢が叶う時～」	作詞：326 補作詞：千綿 偉功 作曲：千綿 偉功 アレンジ：サトウダイ 吹奏楽編曲：八木澤 教司	吹奏楽・合唱
大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	式典音楽	「若い力」	作詞：佐伯 孝夫 作曲：高田 信一 編曲：保科 洋	吹奏楽・合唱
国旗儀礼	式典音楽	国歌「君が代」	作曲：林 広守 編曲：野々村 昌樹	合唱
炬火分火・納火	演出音楽	※	※	デジタル音源
国スボ旗引継	式典音楽	滋賀県指定の楽曲	—	デジタル音源
滋賀県旗儀礼	式典音楽	滋賀県指定の楽曲	—	検討中
閉会宣言	演出音楽	※	※	デジタル音源
閉式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源

式典音楽隊編成

今後、SAGAアリーナにおける検証を踏まえて、決定します。

分火・納火の演出について

- SAGAアリーナ内には炎のモニュメント（炬火台）を設置せず、映像・照明を効果的に活用した演出とします。

分火について

- 炬火分火者（国スポ）及び炬火引継者（全障スポ）が入場し、炬火の分火を行います。
- 炬火分火者及び引継者が、式典ステージ、役員・選手団、観客席からよく見える構成とします。
- 映像・照明等を使用し、炬火がスポーツのチカラの象徴として、SAGA2024から日本全国へと届けられることを表現します。

納火について

- 映像により、炎のモニュメント（炬火台）の炬火を納火する様子を表現します。

- 49 -

10. オープニング・エンディングプログラムの概要

オープニングプログラム

- この大会で多くの感動をつくりだした選手たちとそれを支えたすべての方々へ、敬意と感謝の気持ちを伝えます。
- 会場が一体となり、スポーツらしい楽しさと華やかな雰囲気でお迎えします。

プログラム	項目	所要時間	内容
選手お迎え	主催者企画	50分	☐ 大会、総合閉会式のあらまし、各種案内 ☐ 映像・光・音を使った空間演出によるスポーツ大会の打ち上げ ☐ 観客とパフォーマーによる選手お迎え。選手同士、「する」「観る」「支える」相互の感謝、交流 ☐ 映像による大会の振り返り

エンディングプログラム

- SAGA2024で生まれた感動やスポーツのチカラによって、スポーツ文化の新時代をつくりあげていくことへの期待を込めて、会場全体で、感謝の気持ちとともに、役員・選手団を見送ります。
- 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観覧者などが円滑に退場できるよう配慮します。

プログラム	項目	所要時間	内容
役員・選手団退場	主催者企画	26分	☐ 映像・光・音を使った空間演出 ☐ 観客、パフォーマー、佐賀県選手団による各都道府県役員・選手団のお見送り

- 50 -

基本的な考え方

- 47都道府県の旗手入場に合わせて、パフォーマンスを実施します。
- この大会をつくりあげた47都道府県とそのすべての選手を称え、大会で生まれた感動を再び呼び覚ますようなものとしします。
- アリーナの映像・照明・音響を効果的に活用し会場全体を盛り上げます。

テーマ

Thanks for the GOOD GAMES !!

パフォーマンス概要

- ◇ 入場する47都道府県の旗手をパフォーマーが迎え、各都道府県を象徴する位置付けである旗とともに、大会の感動を再び呼び覚ますような華やかなパフォーマンスを行うことで、選手から選手へ、そして、観客から選手への感謝と称賛を表現します。
- ◇ SAGA2024を象徴するアイテムや、アリーナの映像・照明・音響を効果的に活用します。

パフォーマー概要

- ◇ フラッグパフォーマー：47名
・各都道府県旗とともにパフォーマンスを行う。
- ◇ アトラクションパフォーマー：約100名
・大会の感動を呼び覚ますような華やかなパフォーマンスを行う。



(旗手入場・パフォーマンスイメージ)

- 51 -

概要（荒天時）

気象状況が悪化するなど、役員・選手団、出演者、観客等の安全面に配慮が必要な場合における式典は以下のとおりとします。

- 期日：令和6年(2024年)10月15日（火曜日）
- 会場：調整中

参加規模：

- ▷ 役員・選手団 検討中
- ▷ 一般観覧者 観覧なし

式典内容：

- ▷ 都道府県旗手入場 実施しない
- ▷ 式典音楽 録音により対応
- ▷ 炬火分火・納火 検討中
- ▷ オープニングプログラム 実施しない
- ▷ パフォーマンス 実施しない
- ▷ エンディングプログラム 実施しない

次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場 (役員・選手団受付開始)	12:00
2	入場締切 (役員・選手団受付終了)	13:20
3	皇族御着席	13:59
4	開式通告	14:00
5	成績発表・表彰状授与	14:01
6	天皇杯・皇后杯授与	14:16
7	大会会長あいさつ	14:21
8	スポーツ庁長官あいさつ	14:24
9	佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	14:27
10	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:29
11	国旗儀礼	14:30
12	炬火分火・納火	14:32
13	国スボ旗引継	14:38
14	滋賀県旗儀礼	14:40
15	閉会宣言	14:42
16	閉式通告	14:44
17	皇族御退席	14:45
18	役員・選手団退場開始	14:46
19	役員・選手団退場完了	15:01
20	終了	15:02

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

- 52 -

SAGA 2024

第23回全国障害者スポーツ大会

式典実施計画（運営編）

〔案〕

目 次

I. 概 要

1. SAGA2024 第23回全国障害者スポーツ大会の概要 … 1
2. SAGA2024 国スポ・全障スポ 式典の概要 …… 2

II. 開・閉会式共通項目

1. 実施本部体制 …………… 5
2. 実施本部業務内容 …………… 6
3. 通信連絡システム計画 …………… 8
4. 旗掲揚計画 …………… 9
5. 炬火計画 …………… 10
6. ムーブメント・リモート計画 …………… 11

III. 開会式

1. 次第 …………… 12
2. 全体スケジュール …………… 13
3. 参加者スケジュール …………… 14
4. 会場配置図 …………… 15
5. 動線計画 …………… 19
6. 役員・選手団入退場計画 …………… 23
7. 映像計画 …………… 26
8. 音楽の概要 …………… 27
9. 炬火入場・点火の概要 …………… 28
10. オープニング・エンディングプログラムの概要 …… 29
11. パフォーマンスの概要 …………… 30
12. 荒天時計画 …………… 31

IV. 閉会式

1. 次第 …………… 32
2. 全体スケジュール …………… 33
3. 参加者スケジュール …………… 34
4. 会場配置図 …………… 35
5. 動線計画 …………… 39
6. 役員・選手団入退場計画 …………… 43
7. 映像計画 …………… 45
8. 音楽の概要 …………… 46
9. 炬火納火の概要 …………… 47
10. オープニングプログラム・ファイナルステージの概要 …… 48
11. 荒天時計画 …………… 49

I. 概要

1. SAGA2024 第23回全国障害者スポーツ大会の概要

I. 概要

SAGA 2024 第23回全国障害者スポーツ大会

開催期間 令和6年(2024年)10月26日(土曜日)～10月28日(月曜日)

実施競技 正式競技 14競技
オープン競技 8競技

式典期日・会場 開会式 令和6年(2024年)10月26日(土曜日) SAGAスタジアム
閉会式 令和6年(2024年)10月28日(月曜日) SAGAスタジアム

SAGA 2024

国スポ・全障スポ



新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

感動する。魂が揺さぶられる。年齢や国境を超えて、人と人がつながる。心身ともに健やかになる。スポーツには、人間の根源的な喜びを生み出すチカラがあります。2024年。国体の愛称で親しまれてきた国民体育大会が、「国民スポーツ大会」へと名称を変えます。大会が始まった1946年から、社会も暮らしも大きく変わった今。この時代に合うカタチが求められています。佐賀は、大会が変わる、そのはじまりの地に選ばれました。体育からスポーツに変わる、今だからこそできることは何か。この1点を問い続け、実行していきたい。私たちは、前例のない大会をつくる挑戦の、スタートラインに立っています。思い描ける夢は、無限にあります。実現はもちろん、そう簡単ではありません。失敗も、慣習との戦いもあるでしょう。しかし、明治維新の時、佐賀そして日本の先人たちが未来を見据え、時代を切り拓いてきたように。みんなで、高い志で、知恵と力を出し合っていけば、新しい大会、そしてスポーツ文化の新時代をつくることできる。そう信じています。SAGA2024から、すべての人にスポーツのチカラを届ける、新しい大会へ。ぜひ一緒に。

式典の位置付け

新しい大会の“はじまり”。それはスポーツ文化の新時代の“幕開け”。

2024年、国民体育大会は、国民スポーツ大会へと変わります。

私たちは、これを契機と捉え、スポーツだからできることにこだわり、前例のない新しい大会、そしてスポーツ文化の新時代をつくることに挑戦したいと考えています。

大会のはじめとむすびに行う式典は、選手や観客が一堂に会し、その時間と空間を共有する唯一の場であり、SAGA2024のメッセージを高らかに宣言する、言わば大会の象徴となるものです。

私たちは、SAGA2024の式典において、スポーツのチカラで感動を生み出し日本中をより一層輝かせていく、新しい大会の“はじまり”であり、スポーツ文化の新時代の華々しい“幕開け”を、すべての人に届けていきます。

式典のコンセプト

SAGA2024にふさわしい式典をつくるために、スポーツだからできること、前例のない新しいことにつながる次の3つのコンセプトを掲げました。

PLAY

スポーツのおもしろさを

“体育”から“スポーツ”に変わる今だからこそ、スポーツのおもしろさを表現し、その価値を示します。

「PLAY」をコンセプトとして掲げ、スポーツの躍動感、楽しさなどを表現し、新しい大会の象徴となる式典をつくりま

FEEL

心動かされる瞬間を

スポーツの様々な姿や想いを、すべての人に、より多くの感覚を刺激して伝え、これまでにない感動を生み出していきます。

「FEEL」をコンセプトとして掲げ、スポーツに関わる姿や想いで、すべての人の心を動かす式典をつくりま

JOIN

みんなでつくり

みんなの大会にするために、スポーツのように、みんなを巻き込みながら式典をつくっていきます。

「JOIN」をコンセプトとして掲げ、式典をつくるプロセスから式典のその時まで、より多くの人の自由で自発的な関わりによって、すべての人に届く大会にしてい

- 2 -

式典の新しい取組

SAGA2024にふさわしい式典を実現するために、式典の位置付けや3つのコンセプトを踏まえ、式典の各項目をどのようなものとしたらよいかを考えた結果、次の5つの新しい取組にチャレンジしていくこととしました。

自由で楽しさあふれる選手団入場

新しいスポーツ大会、そして、その式典の幕開けである選手団入場は、そこに参加する選手たちの誇りと喜びであふれる最高のシーンにしたいと考えています。

SAGA2024では、選手団入場と式典演技を同時に実施し、パフォーマーがつくりだす歓迎とエールの中で選手たちを迎え、自由で楽しさあふれるパレードのような新しい選手団入場のカタチをつくりま

式典のアリーナ開催（国民スポーツ大会総閉会式）

「さが躍動」の象徴であるSAGAサンライズパークに新たに誕生する「SAGAアリーナ」は、SAGA2024のスポーツのチカラが、すべての人へ届いていくことを表現するのにふさわしい場所だと考えています。

新しいスポーツ大会から、スポーツのチカラが日本全国へ広がり、全国障害者スポーツ大会へもつながることを示す式典である「国民スポーツ大会総閉会式」を、「SAGAアリーナ」で開催します。

音楽で彩る式典

音楽には、スポーツシーンをはじめとして、あらゆる場面において雰囲気をつくり、そこにいる人々の想いを一つにするチカラがあります。

SAGA2024の式典では、儀式的な厳粛さはもちろん、新しいスポーツ大会らしい楽しさ、関わる人の想い、一体感などの雰囲気をつくりだすために、音楽で式典の各項目を引き立てるだけでなく、式典全体を一つの作品、楽曲のように彩っていきます。

- 3 -

“スポーツの希望の炎”を表す炬火

国民体育大会から灯されてきた炬火は、“スポーツの希望の炎”という意味合いをもっています。SAGA2024は、はじめてのスポーツ大会であるからこそ、その本来の意味に立ち返りたいと考えています。

SAGA2024の炬火では、皆の中にあるスポーツのチカラが、目に見える炎となることを採火・点火において表現します。また、その輝きが、大会中、そして大会後も、より多くの人に届き、すべての人のスポーツのチカラや想いの象徴として残り続けるよう、新しい炬火のカタチをつくりあげていきます。

みんなでつくる式典

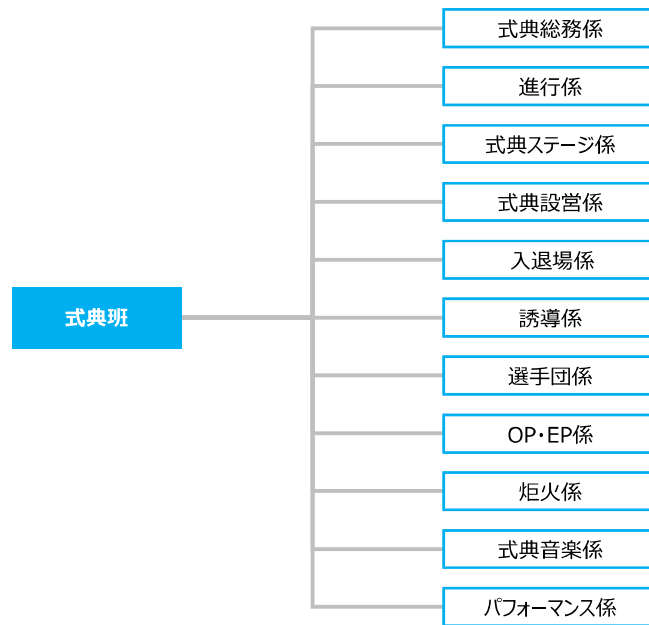
スポーツ大会に変わるSAGA2024の式典は、スポーツらしく自由さや自発的な関わりを大切にしてつくりたいと考えています。そして、より多くの人に関わっていただくことで、スポーツのチカラをより広く届けていきたいと考えています。

SAGA2024では、式典の出演者の自由で自発的な参加を募ることや、式典をつくるプロセスにおいてより多くの人を巻き込むことをしながら、たくさんの人の興味や関心を生み出し、様々な形で大会、式典への参加を促していきます。

また、式典当日においても、式典会場に来ることができない選手や観客などともつながることで、より多くの人に、スポーツの大会の楽しさや魅力が伝わるようにしていきます。

II. 開・閉会式共通項目

体制図



- 5 -

2. 実施本部業務内容

開会式業務内容

係名	主な業務内容
式典総務係	① 式典概の総括
	② 実施本部他班との連絡・調整
	③ 行幸路担当との連絡・調整
	④ 式典進行上の問題処理の指示
	⑤ 係長会議の開催
	⑥ 式典進行係、補助員等の出席状況把握
	⑦ 式典参加者の出席状況把握
	⑧ 式典各係の業務状況の把握・支援
	⑨ フィールド司会者への対応
	⑩ 非常時の対応・調整
	⑪ 式典全係の弁当券の管理
	⑫ 他係に属さない事項の処理
進行係	① 式典アナウンサー・情報支援従事者等の受付
	② 式典全般の進行指令及び進行管理
	③ 指令室の器具管理
	④ 通信テストの実施（進行係システム）
	⑤ 式典進行時間の計測・記録・報告
	⑥ 式典各係の業務状況確認
	⑦ 式典参加者の出席状況確認
	⑧ 式典アナウンサーへの時間提示
	⑨ 原稿に基づくアナウンス
	⑩ 式典アナウンス室の器具管理
	⑪ 手話通訳・PC要約筆記（大型映像装置）
	⑫ 手話通訳（手話台）
式典ステージ係	① 手話通訳者・PC要約筆記者の管理
	② 手話通訳者（手話台）の交代指示
	③ リモート出演者の管理
	④ リモート機器の管理
	⑤ 式典アシスタント等の受付・管理
	⑥ 進行台本に基づく式典アシスタントへの指示
	⑦ 登壇者の入場・着席案内
	⑧ 大会席の安置・収納・管理
	⑨ 選手代表宣誓時の整列誘導
	⑩ 登壇者の退席・退場案内
	⑪ 補助員等の受付・管理
	⑫ 式典用具の管理・設置・撤去
式典設営係	① 標示の管理・設置・撤去
	② 式典ステージの準備・撤去
	③ 主要席等の管理・点検
	④ 丸椅子の準備・設置・撤去
	⑤

係名	主な業務内容
入退場係	① 式典出演者及び役員・選手団の入退場ゲート周辺の動線確保及び誘導
	② 式典出演者及び役員・選手団に対するフィールド、トラックへの入退場指示
誘導係	① 役員・選手団着席位置確認
	② 役員・選手団入場時、退場時の座席・退場誘導
選手団係	③ 式典中の体調不良者の観察・退出対応
	④ 役員・選手団、プラカードの受付・管理
	⑤ 旗竿、旗手ベルトの貸出・回収
	⑥ 団長、旗手、選手代表宣誓者変更原稿の提出
	⑦ 開会式プログラムの配布
	⑧ 役員・選手団集合の誘導及び整列指導
	⑨ 役員・選手団入退場要領の説明
	⑩ 選手代表宣誓要領の説明
	⑪ 役員・選手団控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑫ 控所（役員・選手団、プラカード）の管理
	⑬ プラカードの管理・点検・配布・回収
	⑭ プラカード体調不良時の予備人員への交代指示
OP・EP係	⑮ 傷病者の対応
	① 出演者・団体の受付・管理
	② 出演者・団体の駐車場から控所までの誘導
	③ 出演者控所から入場口ゲートまでの誘導
	④ 出演者控所の管理
炬火係	⑤ 傷病者の対応
	① 炬火出演者の受付・管理
	② 炬火出演者の動線管理及び誘導
	③ 炬火トーチ・ランタン・消火用具の管理
	④ 炬火台点火後のトーチ処理
	⑤ 炬火台の設営・撤去・管理
式典音楽係	⑥ 炬火台燃焼管理業者との連携
	① 式典音楽隊等の受付・管理
	② 指揮者との連絡調整
	③ 式典音楽隊控所から式典音楽隊席までの誘導
	④ 式典音楽隊席の椅子等の設置・撤去
	⑤ 式典音楽隊控所の管理
パフォーマンス係	⑥ 傷病者の対応
	① パフォーマンス出演団体等の受付・管理
	② パフォーマンス団体控所から入場口ゲートまでの誘導
	③ パフォーマンス団体控所の管理

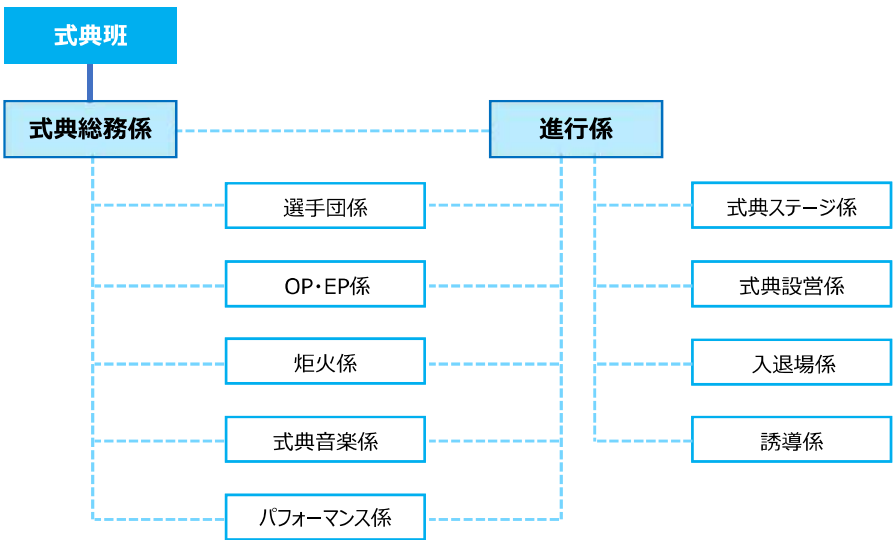
- 6 -

閉会式業務内容

係名		主な業務内容
式典総務係		① 式典班の総括
		② 実施本部他班との連絡・調整
		③ 行幸啓担当との連絡・調整
		④ 式典進行上の問題処理の指示
		⑤ 係長会議の開催
		⑥ 式典班各係員、補助員等の出席状況把握
		⑦ 式典参加者の出席状況把握
		⑧ 式典班各係の業務状況の把握・支援
		⑨ フィールド司会者への対応
		⑩ 非常時の対応・調整
		⑪ 式典班全係の弁当券の管理
		⑫ 他の係に属さない事項の処理
進行係	指令室	① 式典アナウンサー・情報支援従事者等の受付
		② 式典全般の進行指令及び進行管理
		③ 指令室の器具管理
		④ 通信テストの実施（進行係系統）
		⑤ 式典進行時間の計測・記録・報告
		⑥ 式典班各係の業務状況確認
	放送室	⑦ 式典参加者の出席状況確認
		① 式典アナウンサーへの時間提示
		② 原稿に基づくアナウンス
	情報支援室	③ 式典アナウンス室の器具管理
		① 手話通訳・PC要約筆記（大型映像装置）
		② 手話通訳（手話台）
③ 手話通訳者・PC要約筆記者の管理		
④ 手話通訳撮影所・PC要約筆記室の器具管理		
リモート	⑤ 手話通訳者（手話台）の交代指示	
	① リモート出演者の管理	
式典ステージ係	② リモート機器の管理	
	① 式典アシスタント等の受付・管理	
	② 進行台本に基づく式典アシスタントへの指示	
	③ 登壇者の入場・着席案内	
	④ 大会旗の安置・収納・管理	
	⑤ 登壇者の退席・退場案内	
	式典設営係	① 補助員等の受付・管理
② 式典用具の管理・設置・撤去		
③ 標示の管理・設置・撤去		
④ 式典ステージの準備・撤去		
⑤ 主要旗等の管理・点検		
⑥ 丸椅子の準備・設置・撤去		
⑦ 大会旗引継時の誘導等諸業務		

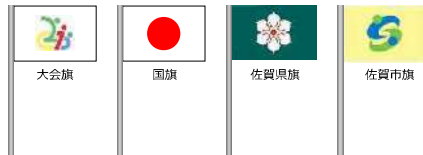
係名	主な業務内容
入退場係	① 式典出演者及び役員・選手団の入退場ゲート周辺の動線確保及び誘導 ② 式典出演者及び役員・選手団に対するフィールド、トラックへの入退場指示
誘導係	① 役員・選手団着席位置確認 ② 役員・選手団入場時、退場時の着席・退場誘導 ③ 式典中の体調不良者の観察・退出対応
選手団係	① 役員・選手団、フラガーダーの受付・管理
	② 閉会式プログラムの配布
	③ 役員・選手団集合の誘導及び整列指導
	④ 役員・選手団入退場要領の説明
	⑤ 役員・選手団控所から入場口ゲートまでの誘導
	⑥ 控所（役員・選手団、フラガーダー）の管理
	⑦ 集合用フラカードの設置・撤去
	⑧ フラカードの管理・点検・配布・回収
	⑨ フラカード休調不良時の予備人員への交代指示
	⑩ 傷病者の対応
OP・EP係	① 出演者・団体の受付・管理
	② 出演者・団体の駐車場から控所までの誘導
	③ 出演者控所から入場口ゲートまでの誘導
	④ 出演者控所の管理
	⑤ 傷病者の対応
炬火係	① 炬火台の設置・撤去・管理
	② 炬火台燃焼管理業者との連携
	③ 消火用具の管理
式典音楽係	① 式典音楽隊等の受付・管理
	② 指揮者との連絡調整
	③ 式典音楽隊控所から式典音楽隊席までの誘導
	④ 式典音楽隊席の椅子等の設置・撤去
	⑤ 式典音楽隊控所の管理
	⑥ 傷病者の対応
パフォーマンス係	① パフォーマンス出演団体等の受付・管理
	② パフォーマンス団体控所から入場口ゲートまでの誘導
	③ パフォーマンス団体控所の管理
	④ 傷病者の対応

連絡系統図



----- 業務用無線及び携帯電話 [式典総務係（式典本部）、進行係（式典司令室）の各係を接続。交互通話のみ。各係長を接続]

開・閉会式 メインボール（4本）掲揚旗



掲揚旗数

	開会式	閉会式
メインボール旗	4	4
都道府県旗・指定都市旗	66	66
会場地市町旗	12	12
合計	82	82

各掲揚旗詳細

都道府県・指定都市旗			
1 北海道	23 新潟県	45 和歌山県	
2 札幌市	24 新潟市	46 鳥取県	
3 青森県	25 長野県	47 島根県	
4 岩手県	26 富山県	48 岡山県	
5 宮城県	27 石川県	49 岡山市	
6 仙台市	28 福井県	50 広島県	
7 秋田県	29 静岡県	51 広島市	
8 山形県	30 静岡市	52 山口県	
9 福島県	31 浜松市	53 香川県	
10 茨城県	32 愛知県	54 徳島県	
11 栃木県	33 名古屋市	55 愛媛県	
12 群馬県	34 三重県	56 高知県	
13 埼玉県	35 岐阜県	57 福岡県	
14 さいたま市	36 滋賀県	58 福岡市	
15 千葉県	37 京都府	59 北九州市	
16 千葉市	38 京都市	60 長崎県	
17 東京都	39 大阪府	61 熊本県	
18 神奈川県	40 大阪市	62 熊本市	
19 横浜市	41 堺市	63 大分県	
20 川崎市	42 兵庫県	64 宮崎県	
21 相模原市	43 神戸市	65 鹿児島県	
22 山梨県	44 奈良県	66 沖縄県	

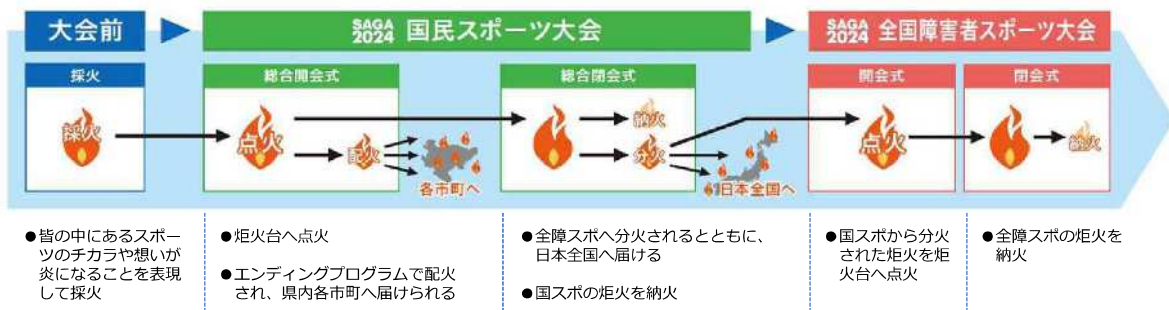
会場地市町旗	
1 唐津市	
2 鳥栖市	
3 伊万里市	
4 武雄市	
5 鹿島市	
6 小城市	
7 嬉野市	
8 神埼市	
9 基山町	
10 上峰町	
11 白石町	
12 太良町	

※都道府県旗（佐賀県旗を除く）・指定都市旗、会場地市町旗（佐賀市旗を除く）は、開会式開場時に掲揚済みとする。

基本的な考え方

- 新しいスポーツ大会に変わるSAGA2024だからこそ、炬火の“スポーツの希望の炎”という本来の意味合いに立ち返ります。
- 皆の中にあるスポーツのチカラや想いが、炎となって目に見える形となることや、それがすべての人に届き、大会後も残り続けることを表現し、4つの式典における点火から納火に至るシーンをつくります。

4つの式典における炬火



炬火用具の制作

- SAGA2024のスポーツのチカラを象徴する炬火を灯す重要なアイテムである炬火用具は、新しい大会にふさわしく、また、これから世界にはばたく佐賀のスポーツシーンの象徴としてあり続けられるような、これまでにない印象的なデザインとすることを目指します。
- 炬火用具のデザイン・制作等は、佐賀県出身の世界的デザイナーである吉岡徳仁氏に依頼します。

炬火用具の概要

- 炎のモニュメント（炬火台）
- トーチ
- ランタン（監修）

ムーブメント

基本的な考え方

式典をつくるプロセスにおいて、多くの人を巻き込むことで、たくさんの興味や関心を生み出し、様々な形で式典への参加を促していきます。

実 施 案

◇パフォーマーの自発的参加

- ・パフォーマーをはじめとする式典出演者（個人・団体）は、パフォーマンスごとに必要とする要件を勘案し、広く参加者を募集することや、要件を満たす県内のパフォーマンス団体等に依頼することなどにより、「SAGA2024に参加したい」という想いをもち方々に参加いただけるようにしていきます。

◇式典をつくるプロセスへの参加

- ・IDEA2024のアイデアを式典の演出等に取り入れていきます。
- ・様々な方々に、式典で使うアイテムの制作に参加いただく機会をつくります。

◇式典での盛り上げへの参加

- ・式典の中で、観客の皆さんと一体となって盛り上げる演出を取り入れます。

リモート

基本的な考え方

通信・映像技術の活用により、式典会場外から式典に関わることができる仕組みを取り入れ、より多くの方々にスポーツのチカラを届けていきます。

実 施 案

◇式典会場外での観覧

- ・式典会場に来ることができない選手・観客の皆さんがリモートで観覧できるようにします。

◇式典会場外からの参加

- ・式典会場から離れたところにいる方々から、選手たちにエールやメッセージを届けます。

概要

- 期日：令和6年(2024年)10月26日(土曜日)
- 会場：SAGASTADIUM



● 次第

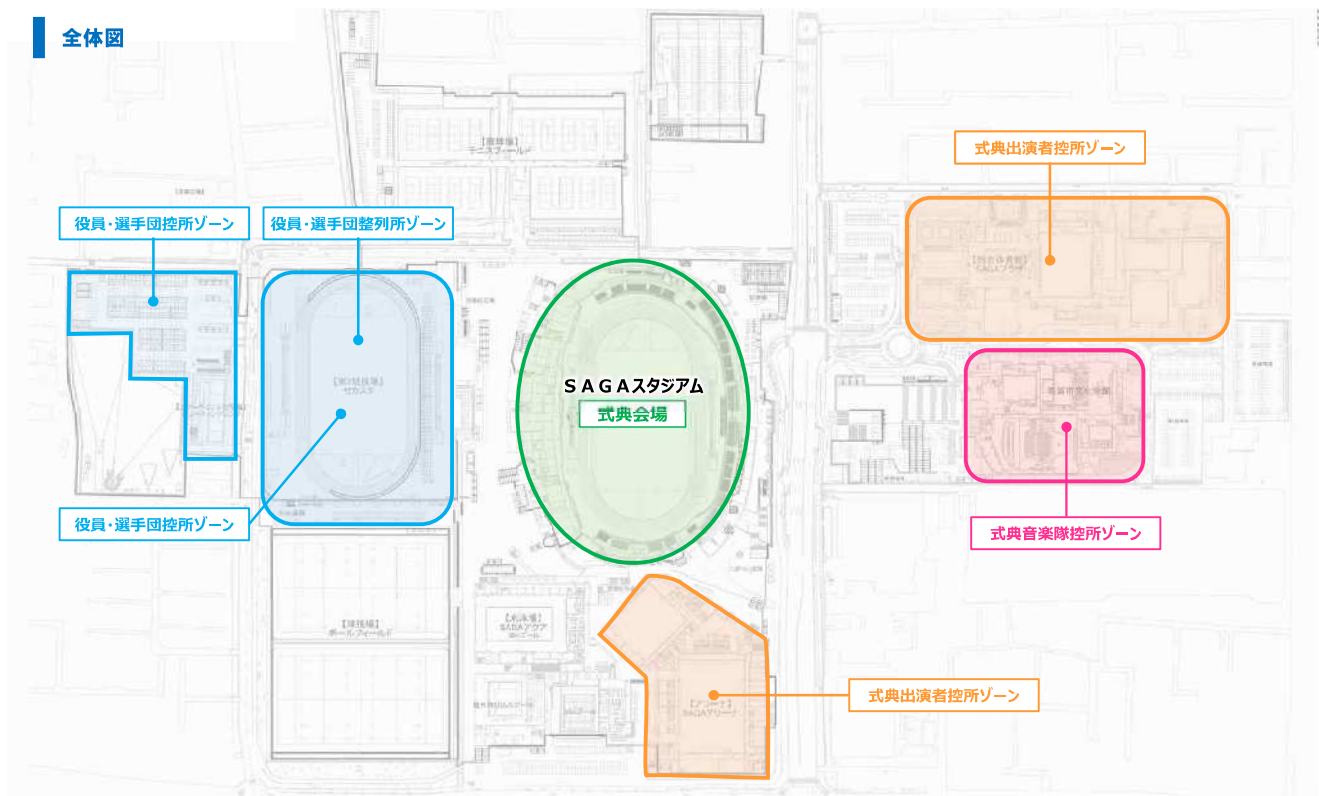
順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	7:30
2	オープニングプログラム開始	8:50
3	入場締切	9:10
4	オープニングプログラム終了	9:50
5	皇族御着席	9:59
6	開式通告	10:00
7	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）開始	10:01
8	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）完了	10:36
9	開会宣言・大会会長あいさつ	10:37
10	国旗掲揚	10:40
11	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	10:42
12	文部科学大臣あいさつ	10:45
13	皇族お言葉	10:48
14	炬火入場・点火	10:51
15	選手代表宣誓	10:55
16	閉式通告	10:59
17	皇族御退席	11:00
18	エンディングプログラム開始	11:01
19	役員・選手団退場開始	
20	役員・選手団退場完了	
21	エンディングプログラム終了	11:31
22	終了	11:32

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本バラスports協会と協議のうえ、正式決定します。

2. 全体スケジュール

時刻	次第	LAP	要領	音楽	出演者
5:00	実施態度決定		実施態度を決定する。		
7:30	開場		観覧者の入場を開始する。		
	(役員・選手団受付開始)		(役員・選手団の受付を開始する。)		
	(役員・選手団受付終了)		(役員・選手団の受付を終了する。)		
	(役員・選手団集合開始)		(役員・選手団は、セカスタ(第2競技場)へ集合を開始する。)		
8:50	オープニングプログラム開始		オープニングプログラムを開始する。		
	(役員・選手団集合完了、整列開始)	60'	(役員・選手団は、セカスタ(第2競技場)で集合を完了し、整列を開始する。)		
9:10	入場締切		観覧者の入場を締め切る。		□オープニングプログラム出演者
	(役員・選手団整列完了、入場準備完了)		(役員・選手団は、第2ゲート及び第3ゲートにて整列、入場準備を完了する。)		
9:50	オープニングプログラム終了	9'	オープニングプログラムを終了する。		
9:59	皇族御着席	1'	皇族がロイヤルボックスに御着席になる。		
10:00	開式通告	1'	アナウンスにより、開式を通告する。	演出音楽	
10:01	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）開始	35'	大会会長が登場する。		
			役員・選手団がバックスタンドからメインスタンドに向かって入場を開始する。	演出音楽	□大会会長 □役員・選手団 □ブラスバンド □パフォーマー
10:36	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）完了	1'	役員・選手団は、入場を完了する。		
10:37	開会宣言・大会会長あいさつ	3'	大会会長が登場し、開会を宣言する。	演出音楽	□大会会長
10:40	国旗掲揚	2'	国歌「君が代」斉唱のうちに、国旗掲揚。	「君が代」	□合唱隊 □旗掲揚者
10:42	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	3'	全国障害者スポーツ大会歌「空よ大地よ」斉唱のうちに、各旗掲揚。	「空よ大地よ」	□吹奏楽隊、合唱隊 □旗掲揚者
10:45	文部科学大臣あいさつ	3'	文部科学大臣が登場し、あいさつを述べる。	演出音楽	□文部科学大臣
10:48	皇族お言葉	3'	皇族よりお言葉を賜る。		□皇族
10:51	炬火入場・点火	4'	炬火の入場、炎のモニュメント(炬火台)への点火を行う。	演出音楽	□炬火出演者
10:55	選手代表宣誓	4'	大会会長が登場し、選手宣誓を受ける。 都道府県・指定都市旗手は、所定の位置に集合する。 選手代表宣誓者は、佐賀県旗を振り、宣誓する。 選手代表宣誓後、ファンファーレを演奏する。	「ファンファーレ1」	□大会会長 □選手代表宣誓者 □都道府県・指定都市旗手 □吹奏楽隊
10:59	閉式通告	1'	アナウンスにより、閉式を通告する。	演出音楽	
11:00	皇族御退席	1'	皇族がロイヤルボックスより御退席になる。		
11:01	エンディングプログラム開始		エンディングプログラムを開始する。		□エンディングプログラム出演者
	役員・選手団退場開始	30'	役員・選手団は退場を開始する。		□役員・選手団
	役員・選手団退場完了		役員・選手団は退場を完了する。		□ブラスバンド
11:31	エンディングプログラム終了	1'	エンディングプログラムを終了する。		□パフォーマー
11:32	終了		アナウンスにより、開会式の終了を告げる。		

時刻	次第	役員・選手団	一般観覧者 招待者	実施本部員	式典音楽隊	パフォーマンス 出演者	オープニングプログラム 出演者	エンディングプログラム 出演者
5:00	実施態度決定			集合				
				打ち合わせ・準備等	集合	集合	集合	
7:30	開場 (役員・選手団受付開始) (役員・選手団受付完了) (役員・選手団集合開始)	受付	受付		サウンドチェック			
8:50	オープニングプログラム開始 (役員・選手団集合完了、整列開始)	整列 ↓ 移動 ↓ 入場準備					出演	
9:10	入場締切 (役員・選手団整列完了、入場準備完了)					出演		集合
9:50	オープニングプログラム終了							
9:59	皇族御着席							
10:00	開式通告							
10:01	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）開始					出演		
10:36	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）完了							
10:37	開会宣言・大会会長あいさつ							
10:40	国旗掲揚							
10:42	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗掲揚							
10:45	文部科学大臣あいさつ							
10:48	皇族お言葉							
10:51	炬火入場・点火							
10:55	選手代表宣誓							
10:59	閉式通告							
11:00	皇族御退席							
11:01	エンディングプログラム開始							
	役員・選手団退場開始					出演		
	役員・選手団退場完了							出演
11:31	エンディングプログラム終了							
11:32	終了							



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

SAGAスタジアム メインスタンド1階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 16 -

SAGAスタジアム メインスタンド2階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 17 -

SAGAスタジアム メインスタンド4階



SAGAスタジアム メインスタンド5階

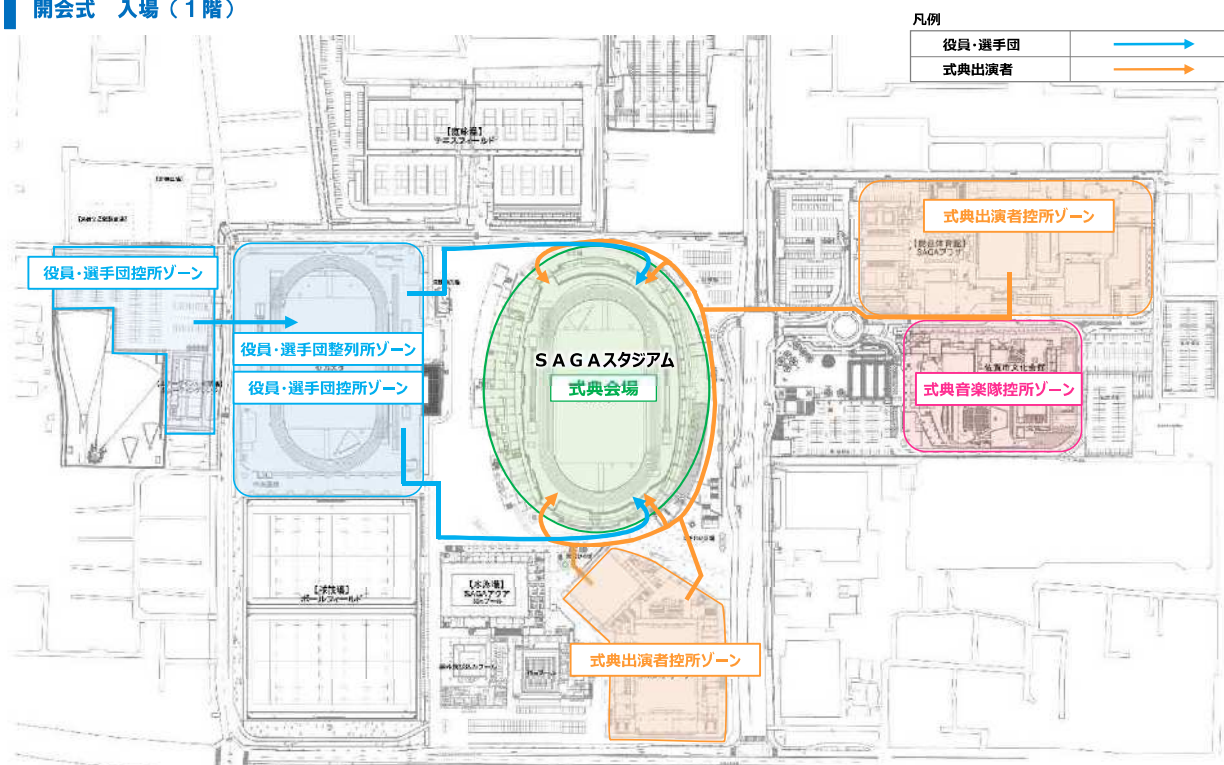


※会場配置図・動線計画は、SAGA 2024 開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 18 -

5. 動線計画

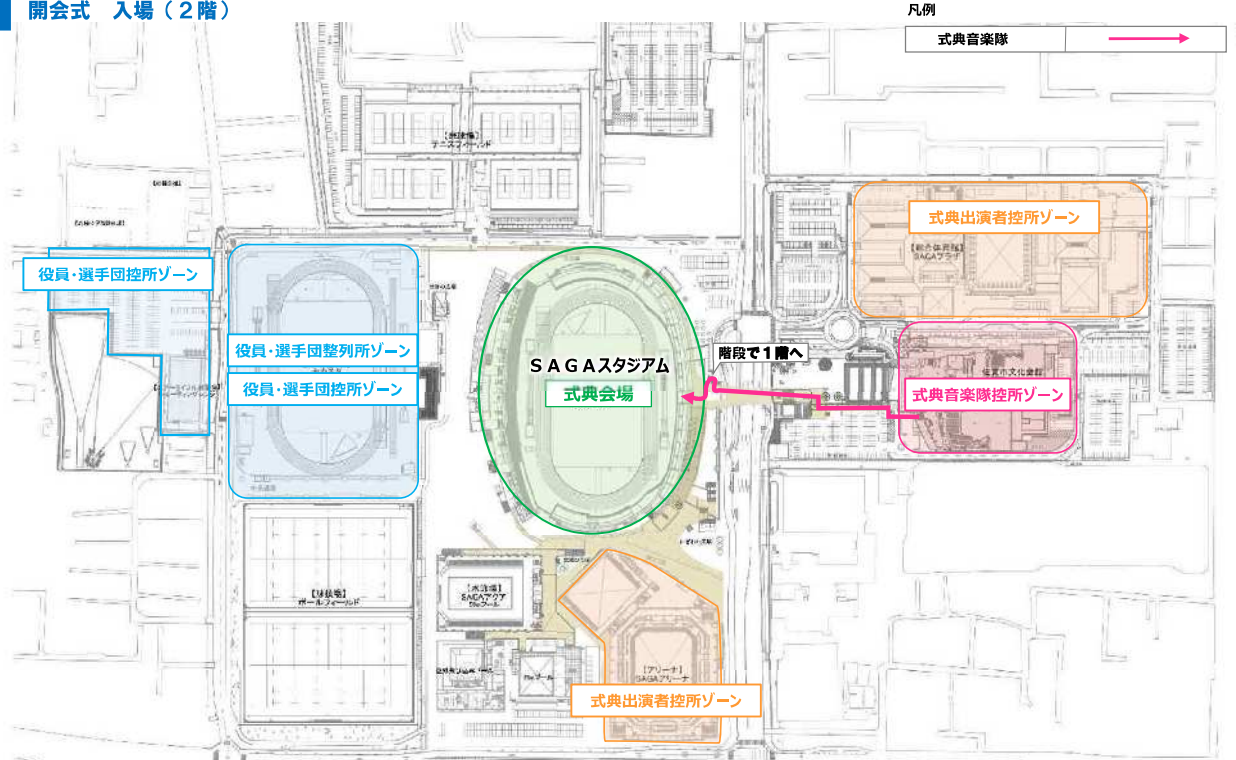
開会式 入場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA 2024 開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 19 -

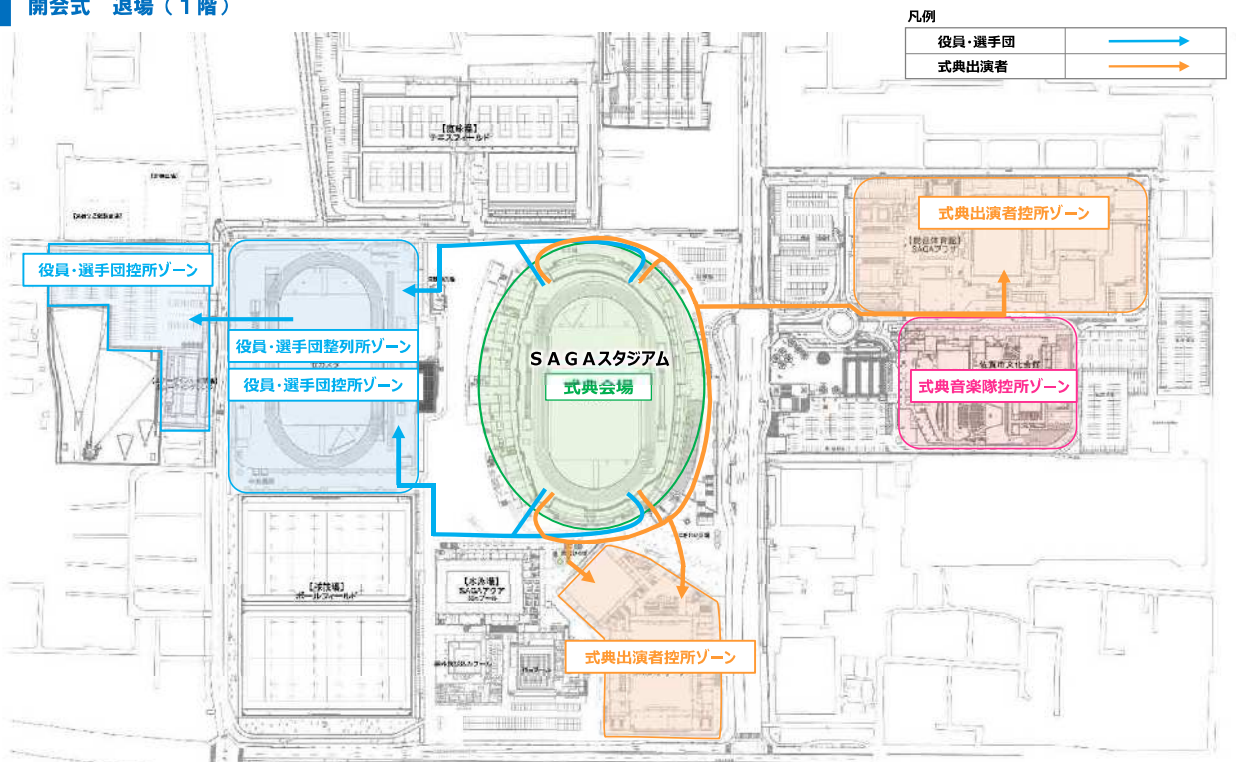
開会式 入場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 20 -

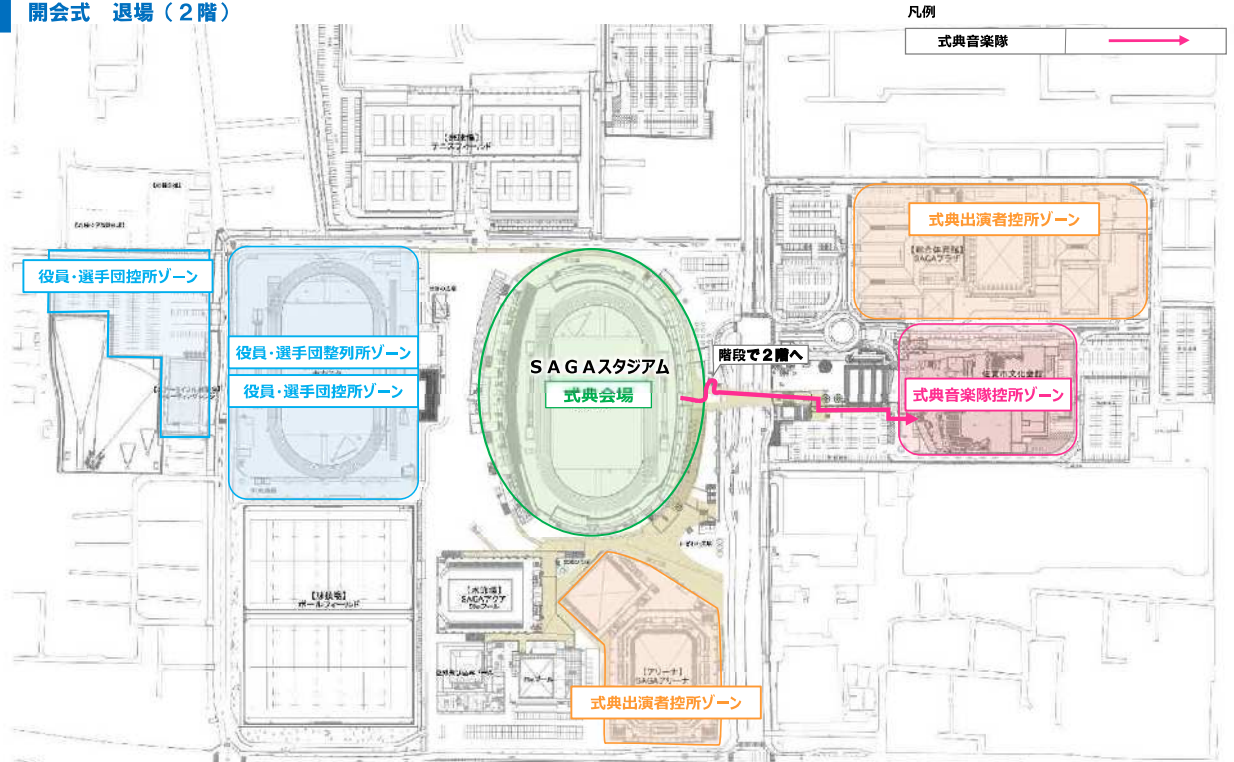
開会式 退場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 21 -

開会式 退場（2階）



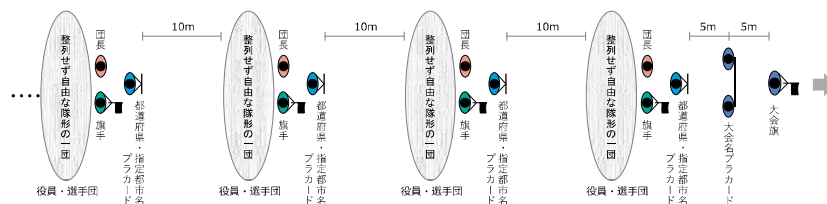
※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 22 -

6. 役員・選手団入退場計画

役員・選手団の入場方法

- 参加人数：約 3,500名
- 入場隊列：大会旗 → 大会名ブラカード → 都道府県・指定都市名ブラカード → 旗手、団長、役員・選手団

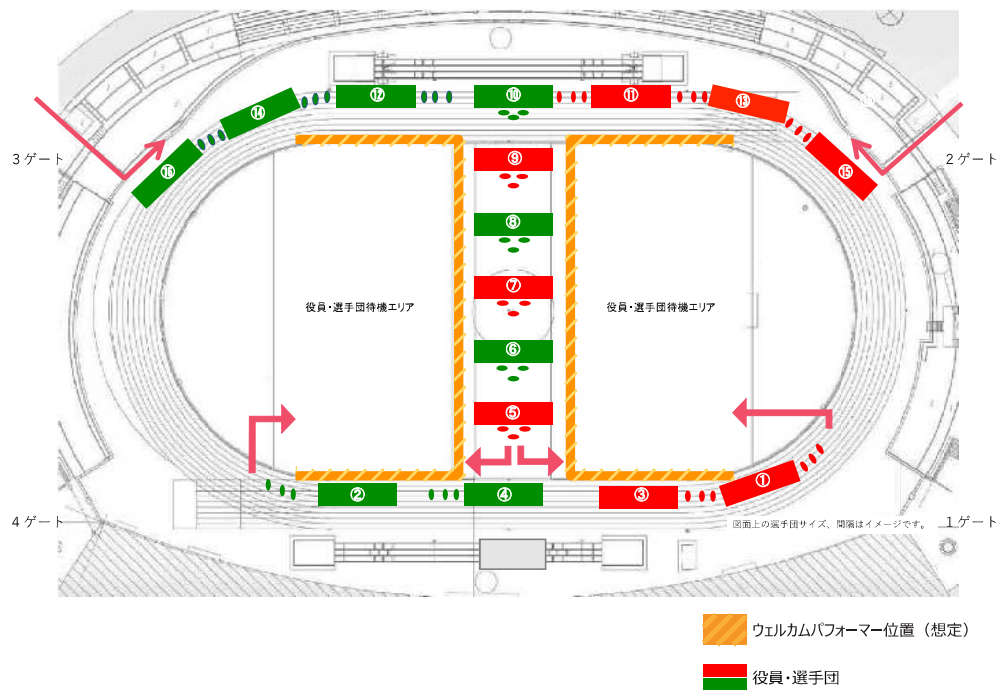


- 入場方法：役員・選手団は、第2・3ゲートから入場。
バックスタンド前からフィールドの中央を通過し、メインスタンド前で、都道府県・指定都市名等の紹介を受ける。
その後、フィールドの役員・選手団待機エリアにて椅子に着席。
- 入場順：未定
- 入場時間：約35分

- 23 -

役員・選手団の入場動線・着席場所

※役員・選手団はフィールドの役員・選手団待機エリアの椅子に着席

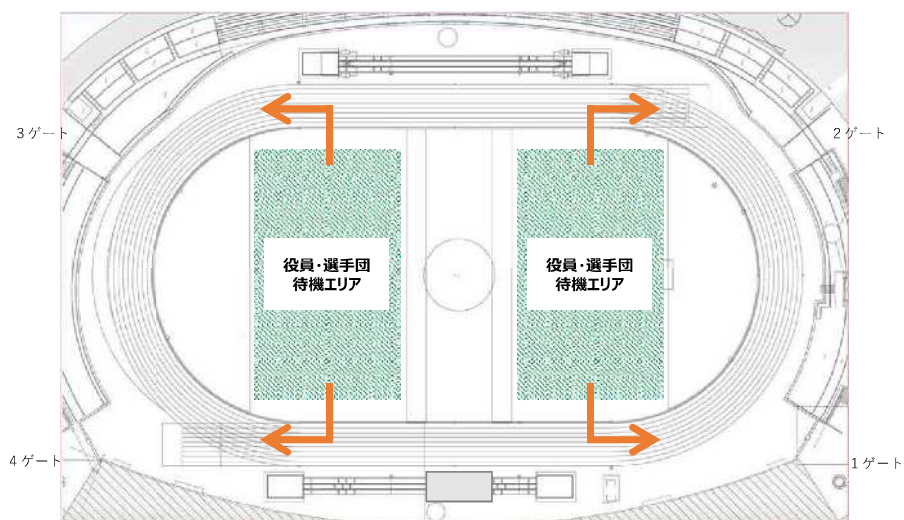


- 24 -

6. 役員・選手団入退場計画

役員・選手団の退場方法・動線

- 参加人数 : 約3,500名
- 退場方法 : 検討中
- 退場ゲート : 検討中
- 退場時間 : 約25分



- 25 -

時刻	次第	LAP	映像内容
5:00	実施態度決定		
7:30	開場		☐ タイトル ☐ 各種案内映像 ☐ 会場内LIVE映像（観客席ほか）
8:50	オープニングプログラム開始	60'	☐ 会場内LIVE映像（オープニングプログラム） ☐ 各種映像プログラム
9:10	入場締切		
9:50	オープニングプログラム終了	9'	
9:59	皇族御着席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御臨席）
10:00	開式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、観客席ほか）
10:01	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）開始	35'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、パフォーマー、式典音楽隊、観客席ほか）
10:36	役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）完了	1'	
10:37	開会宣言・大会会長あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事）
10:40	国旗掲揚	2'	☐ 会場内LIVE映像（国旗） ☐ 「君が代」歌詞テロップ
10:42	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	3'	☐ 会場内LIVE映像（大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗） ☐ 「空よ大地よ」歌詞テロップ
10:45	文部科学大臣あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（文部科学大臣）
10:48	皇族お言葉	3'	☐ 会場内LIVE映像（皇族）
10:51	炬火入場・点火	4'	☐ 会場内LIVE映像（炬火出演者、炎のモニュメント（炬火台））
10:55	選手代表宣誓	4'	☐ 会場内LIVE映像（選手代表宣誓者、式典音楽隊）
10:59	閉式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、観客席ほか）
11:00	皇族御退席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御退席）
11:01	エンディングプログラム開始	30'	☐ 会場内LIVE映像（役員・選手団、パフォーマー、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
	役員・選手団退場開始		
	役員・選手団退場完了		
11:31	エンディングプログラム終了	1'	
11:32	終了		☐ タイトル

基本的な考え方

- 音楽のチカラで雰囲気をつくり、心に響くものとするために、式典の項目ごとに音楽を演奏するだけでなく、式典全体の流れを音楽で彩り、一つの作品、楽曲のように仕上げていきます。
- それぞれの場面に合わせて、音楽のジャンルや演奏形態を幅広く検討し、音楽のチカラを最大限に引き出せるようにしていきます。

音楽全体設計

式典全体を式典音楽（儀式的部分・生演奏）と演出音楽（演出的部分・デジタル音源）で構成。演出音楽は、パフォーマンス及び演出に合わせて今後制作又は選曲（下表※）します。

使用場面	分類	使用楽曲	作詞・作曲・編曲者	演奏形態
開式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源
役員・選手団入場（歓迎パフォーマンス）	演出音楽	※	※	デジタル音源
開会宣言・大会会長あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
国旗掲揚	式典音楽	国歌「君が代」	作曲：林 広守 編曲：野々村 昌樹	合唱
大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗掲揚	式典音楽	全国障害者スポーツ大会歌「空よ大地よ」	作詞：長沢 美代子・高畑 葉都子 補作詞：喜多條 忠 作曲：南 こうせつ 編曲：佐橋 俊彦	吹奏楽・合唱
文部科学大臣あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
炬火入場・点火	演出音楽	※	※	デジタル音源
選手代表宣誓	式典音楽	ファンファーレ I	作曲：八木澤 教司	吹奏楽
閉式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源

式典音楽隊編成

区分	人数
吹奏楽	100名程度
合唱	60名程度

炎のモニュメント（炬火台）の設置場所

- 炎のモニュメント（炬火台）は、フィールド内に設置します。
- 設置する場所は、ロイヤルボックス、式典ステージ、役員・選手団、観客席からよく見えるような場所を検討します。

入場・点火について

- 国スポ総合閉会式で分火された炬火を、SAGA2024を象徴する人によってスタジアムに運びこみ、炎のモニュメント（炬火台）に点火します。
- 炬火保持者が、ロイヤルボックス、式典ステージ、役員・選手団、観客席から、よく見えるようなルート構成を検討します。

- 28 -

10. オープニング・エンディングプログラムの概要

オープニングプログラム

- 多彩な出演団体によって、会場の皆さんに「佐賀らしさ」「スポーツの魅力」を伝え、楽しんでもいただけるものとします。
- 会場全体で、これから始まる役員・選手団の入場に向けての期待と盛り上がりが高まるものとします。

プログラム	項目	所要時間	内容
ファンタイム	各団体企画 主催者企画	60分	☐ 県内文化・スポーツ・パフォーマンス団体によるアトラクションなど ☐ スポーツやエンターテインメントなどの映像、音楽など
インフォメーション	主催者企画		☐ 大会、開会式のあらまし、各種紹介 ☐ 佐賀県のスポーツへの取組等の紹介 ☐ 式典において観客が参加する応援等の説明・練習
オープニング	主催者企画		☐ これからはじまる役員・選手団入場に向けて、スタジアム全体の場を整え、観客の期待感を盛り上げるようなパフォーマンス

エンディングプログラム

- 役員・選手団の退場を、観客やパフォーマーのエールで包み込み、これから始まる競技会への期待感と選手たちの気持ちを盛り上げます。
- 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観客などが円滑に退場できるよう配慮します。

プログラム	項目	所要時間	内容
役員・選手団退場	主催者企画	30分	☐ 退場する役員・選手団に、パフォーマー、観客からエールを送る ☐ 選手たちの競技会へ向かう気持ちを盛り上げるような退場方法とする
エンディング	主催者企画		☐ 観客が退場するまでの間、音楽、パフォーマンス等を行う

- 29 -

基本的な考え方

- 役員・選手団入場時にパフォーマンスを実施します。
- 全国から訪れる選手たちを会場全体のパフォーマンスとエールで歓迎し、スポーツ大会らしい自由さ、楽しさがあふれる華やかなシーンをつくります。

テーマ Welcome to the new Sports Festival !!

パフォーマンス概要

- ◇ 入場する役員・選手団を、フィールドに配置されたパフォーマーたちがさまざまなパフォーマンスで歓迎します。
- ◇ 観客席にもパフォーマーを配置し、観客を盛り上げ、会場全体で選手たちへ歓迎を伝えます。
- ◇ S A G A 2 0 2 4 を象徴するようなパフォーマンスやアイテムを取り入れ、新しいスポーツ大会らしさを表現します。
- ◇ この大会に参加できる喜びや楽しさを選手たちに感じていただき、皆が集うことでこの大会が作りあげられることを表現します。

パフォーマー概要

- ◇ ウェルカムパフォーマー：約500名
 - ・役員・選手団の入場ルートで、さまざまなパフォーマンスを行い歓迎する。
- ◇ スタンドパフォーマー：約100名
 - ・スタンドで観客を盛り上げる。
- ◇ ガイドパフォーマー：約280名
 - ・役員・選手団とともに盛り上がりながら誘導する。
- ◇ アトラクションパフォーマー：約200名
 - ・佐賀らしさ、スポーツらしさを表現するパフォーマンスを行い会場を華やかに彩る。



(役員・選手団入場、パフォーマンスイメージ)



(パフォーマンスイメージ)

- 30 -

12. 荒天時計画

概要（荒天時）

気象状況が悪化するなど、役員・選手団、出演者、観客等の安全面に配慮が必要な場合における式典は以下のとおりとします。

- 期日：令和6年(2024年)10月26日（土曜日）
- 会場：調整中

● 参加規模：

- ▷ 役員・選手団 検討中
- ▷ 一般観覧者 観覧なし

● 式典内容：

- ▷ 役員・選手団入場 実施しない
- ▷ 式典音楽 録音により対応
- ▷ 炬火入場・点火 検討中
- ▷ オープニングプログラム 実施しない
- ▷ 歓迎パフォーマンス 実施しない
- ▷ エンディングプログラム 実施しない

● 次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	8:30
	(役員・選手団受付開始)	
	(役員・選手団受付終了)	
2	皇族御着席	9:59
3	開式通告	10:00
4	開会宣言・大会会長あいさつ	10:01
5	国旗儀礼	10:04
6	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	10:06
7	文部科学大臣あいさつ	10:09
8	皇族お言葉	10:12
9	炬火入場・点火	10:15
10	選手代表宣誓	10:19
11	閉式通告	10:23
12	皇族御退席	10:24
13	役員・選手団退場開始	10:25
14	役員・選手団退場完了	10:40
15	終了	10:41

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本バラスポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

IV. 閉会式

1. 次第

IV. 閉会式

概要

- 期日 : 令和6年(2024年)10月28日(月曜日)
- 会場 : SAGAスタジアム



● 次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	14:00
2	オープニングプログラム開始	14:40
3	オープニングプログラム終了	15:30
4	皇族御着席	15:39
5	開式通告	15:40
6	大会会長あいさつ	15:41
7	スポーツ庁長官あいさつ	15:44
8	皇族お言葉	15:47
9	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗降納	15:50
10	国旗降納	15:53
11	大会旗引継	15:55
12	炬火納火	15:58
13	閉会宣言	16:04
14	閉式通告	16:05
	(ファイナルステージ準備)	(16:06)
15	ファイナルステージ開始	16:12
16	ファイナルステージ終了	16:41
17	皇族御退席	16:42
18	役員・選手団退場開始	16:43
19	役員・選手団退場完了	17:12
20	終了	17:13

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本バラスポーツ協会と協議のうえ、正式決定します。

2. 全体スケジュール

Ⅳ. 閉会式

時刻	次第	LAP	要領	音楽	出演者
5:00	実施態度決定		実施態度を決定する。		
14:00	開場		観覧者の入場を開始する。		
	(役員・選手団受付開始)		(役員・選手団の受付を開始する。)		
	(役員・選手団受付終了)		(役員・選手団の受付を終了する。)		
14:40	オープニングプログラム開始		オープニングプログラムを開始する。		
	(役員・選手団着席開始)		(役員・選手団は着席を開始する。)		
	(役員・選手団着席完了)		(役員・選手団の着席を終了する。)		
15:30	オープニングプログラム終了	9'	オープニングプログラムを終了する。		□ オープニングプログラム出演者 □ 役員・選手団
15:39	皇族御着席	1'	皇族が、ロイヤルボックスに御着席になる。		
15:40	開式通告	1'	アナウンスにより、開式を通告する。 開式通告後、ファンファーレを演奏する。	「ファンファーレⅡ」	□ 吹奏楽隊
15:41	大会会長あいさつ	3'	大会会長が登壇し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ 大会会長
15:44	スポーツ庁長官あいさつ	3'	スポーツ庁長官が登壇し、あいさつを述べる。	演出音楽	□ スポーツ庁長官
15:47	皇族お言葉	3'	皇族よりお言葉を賜る。		□ 皇族
15:50	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗降納	3'	全国障害者スポーツ大会歌「空よ大地よ」斉唱のうちに、各旗降納。	「空よ大地よ」	□ 吹奏楽隊、合唱隊
15:53	国旗降納	2'	国歌「君が代」斉唱のうちに、国旗降納。	「君が代」	□ 合唱隊
15:55	大会旗引継	3'	佐賀県から滋賀県へ大会旗が引き継がれる。	「滋賀県指定の楽曲」	□ 佐賀県知事 □ 滋賀県知事
15:58	炬火納火	6'	炬火の納火を行う。	演出音楽	
16:04	閉会宣言	1'	佐賀市長が登壇し、閉会を宣言する。	演出音楽	□ 佐賀市長
16:05	閉式通告	1'	アナウンスにより、閉式を通告する。	演出音楽	
(16:06)	(ファイナルステージ準備)	6'	(ファイナルステージの準備を行う。)		
16:12	ファイナルステージ開始	29'	ファイナルステージを開始する。		
16:41	ファイナルステージ終了	1'	ファイナルステージを終了する。		□ ファイナルステージ出演者
16:42	皇族御退席	1'	皇族が、ロイヤルボックスから御退席になる。		
16:43	役員・選手団退場開始	29'	役員・選手団は退場を開始する。		□ 役員・選手団
17:12	役員・選手団退場完了	1'	役員・選手団の退場が完了する。		□ プラカード
17:13	終了		アナウンスにより、閉会式の終了を告げる。		

- 33 -

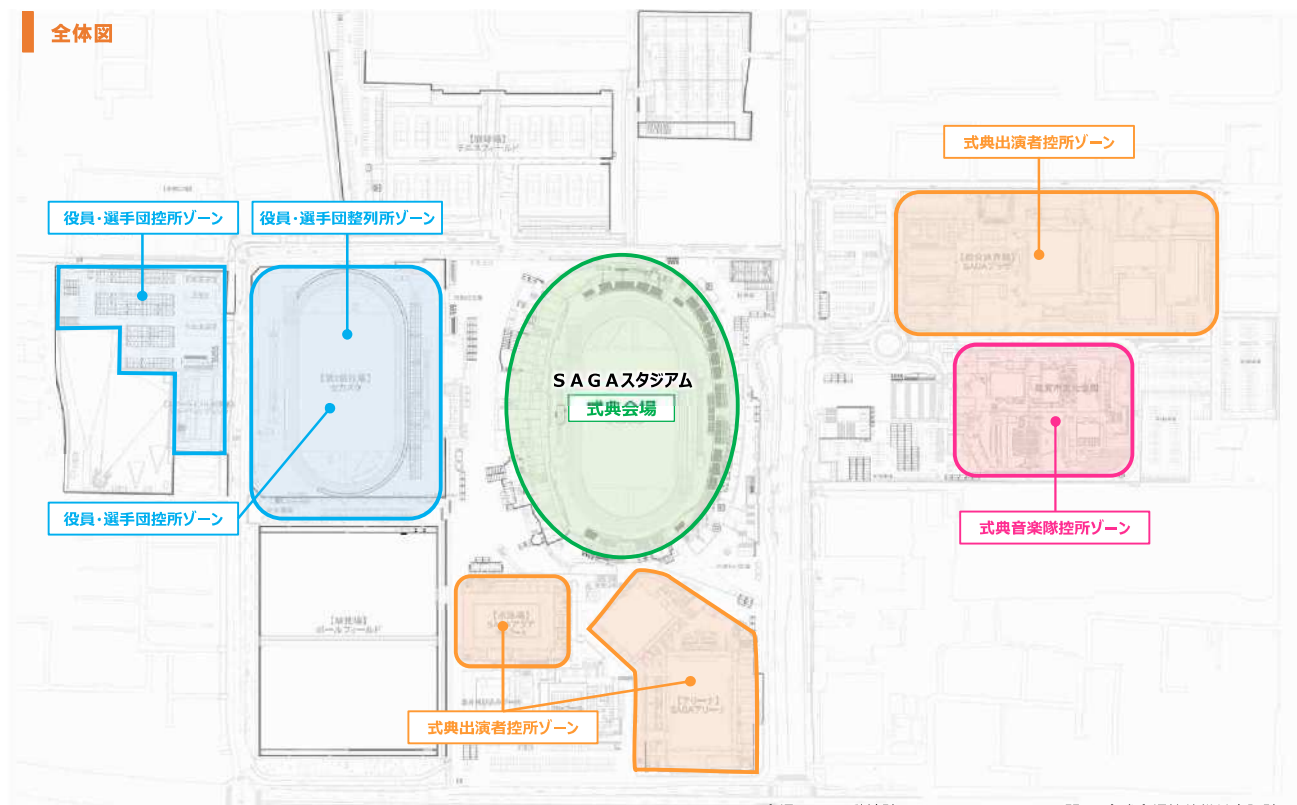
3. 参加者スケジュール

Ⅳ. 閉会式

時刻	次第	役員・選手団	一般観覧者 招待者	実施本部員	式典音楽隊	オープニングプログラム パフォーマンス出演者	ファイナルステージ 出演者
	実施態度決定			集合			
				打ち合わせ・準備等	集合	集合	集合
					サウンドチェック		
14:00	開場						
	(役員・選手団受付開始)						
	(役員・選手団受付終了)	受付	受付				
14:40	オープニングプログラム開始						
	(役員・選手団着席開始)						
	(役員・選手団着席完了)	移動～着席				出演	
15:30	オープニングプログラム終了						
15:39	皇族御着席						
15:40	開式通告						
15:41	大会会長あいさつ						
15:44	スポーツ庁長官あいさつ						
15:47	皇族お言葉						
15:50	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗降納						
15:53	国旗降納						
15:55	大会旗引継						
15:58	炬火納火						
16:04	閉会宣言	式典参加					
16:05	閉式通告						
(16:06)	(ファイナルステージ準備)						
16:12	ファイナルステージ開始						
16:41	ファイナルステージ終了						出演
16:42	皇族御退席						
16:43	役員・選手団退場開始						
17:12	役員・選手団退場完了					出演	
17:13	終了						

- 34 -

全体図



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 35 -

SAGAスタジアム メインスタンド1階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 36 -

SAGAスタジアム メインスタンド2階



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 37 -

SAGAスタジアム メインスタンド4階

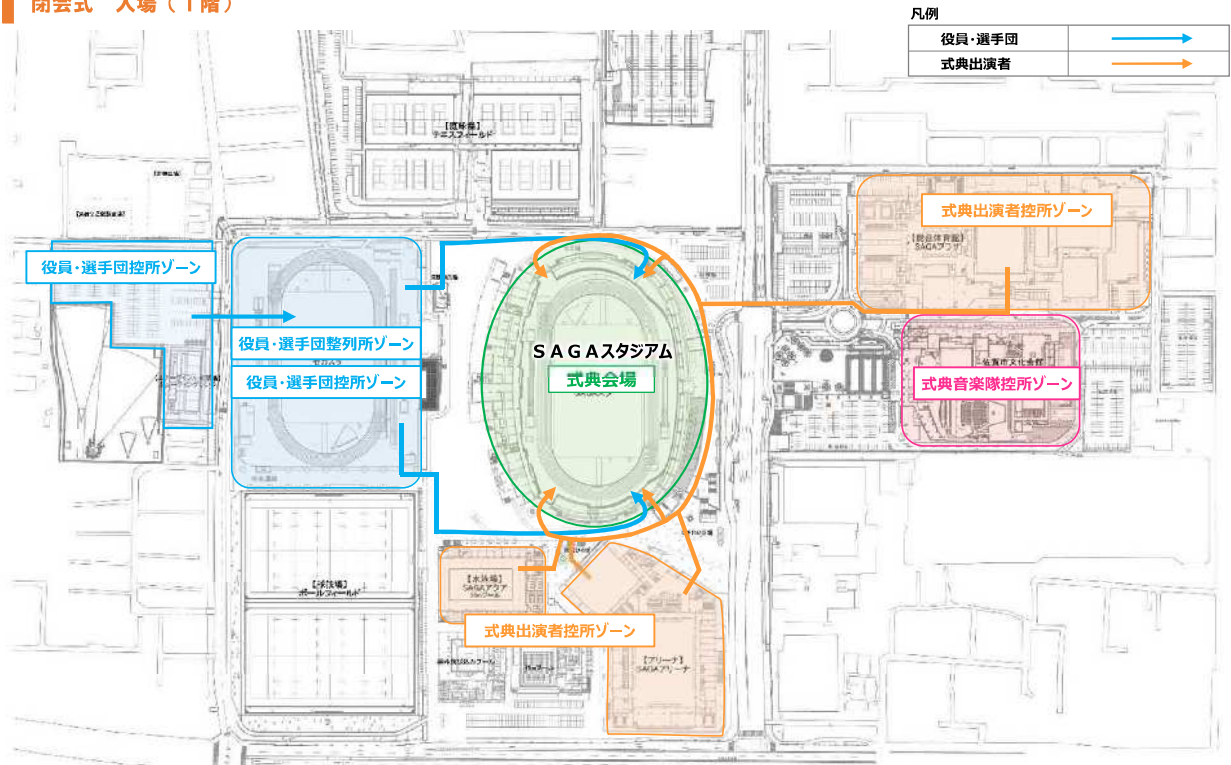


SAGAスタジアム メインスタンド5階

※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 38 -

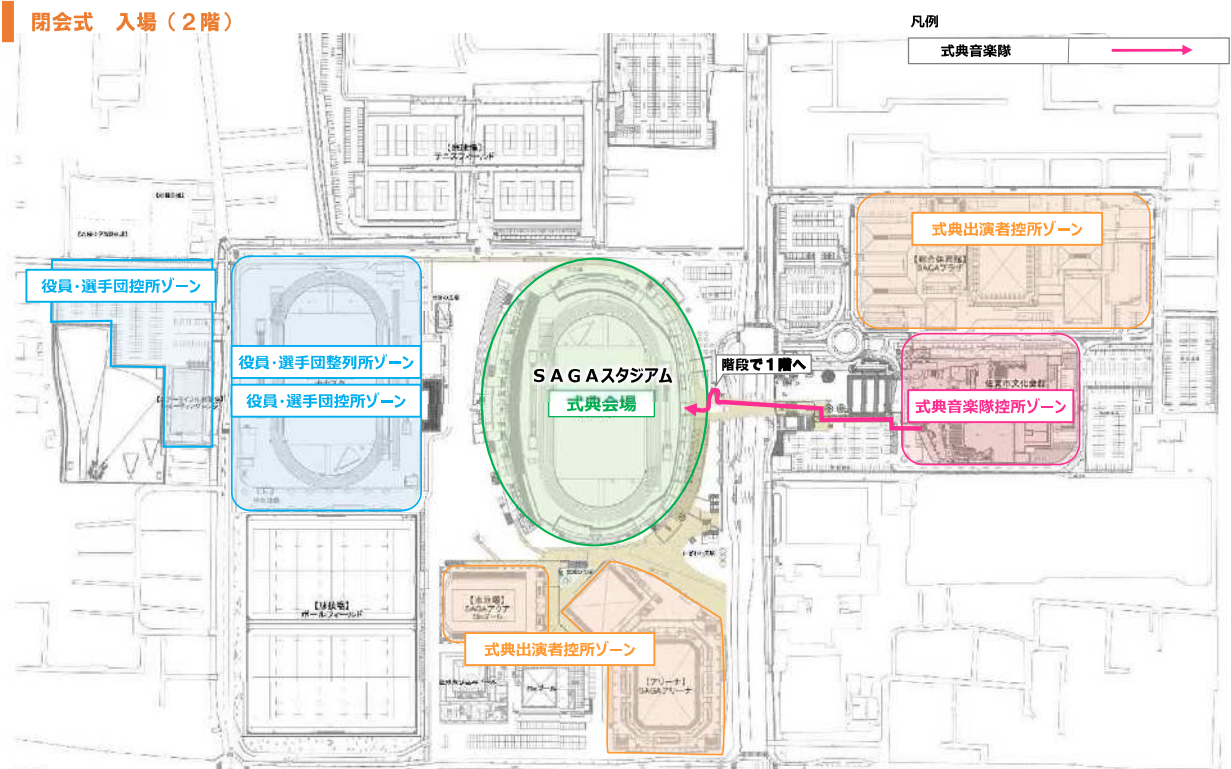
閉会式 入場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

- 39 -

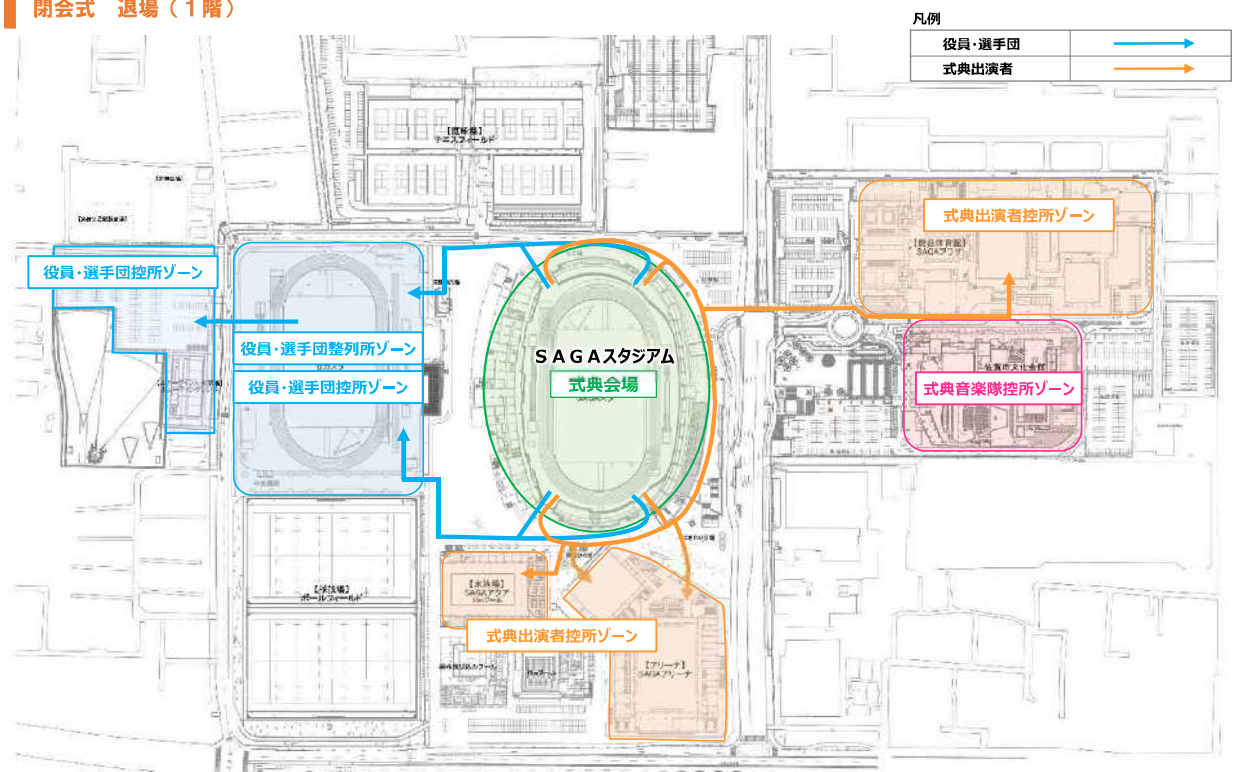
閉会式 入場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

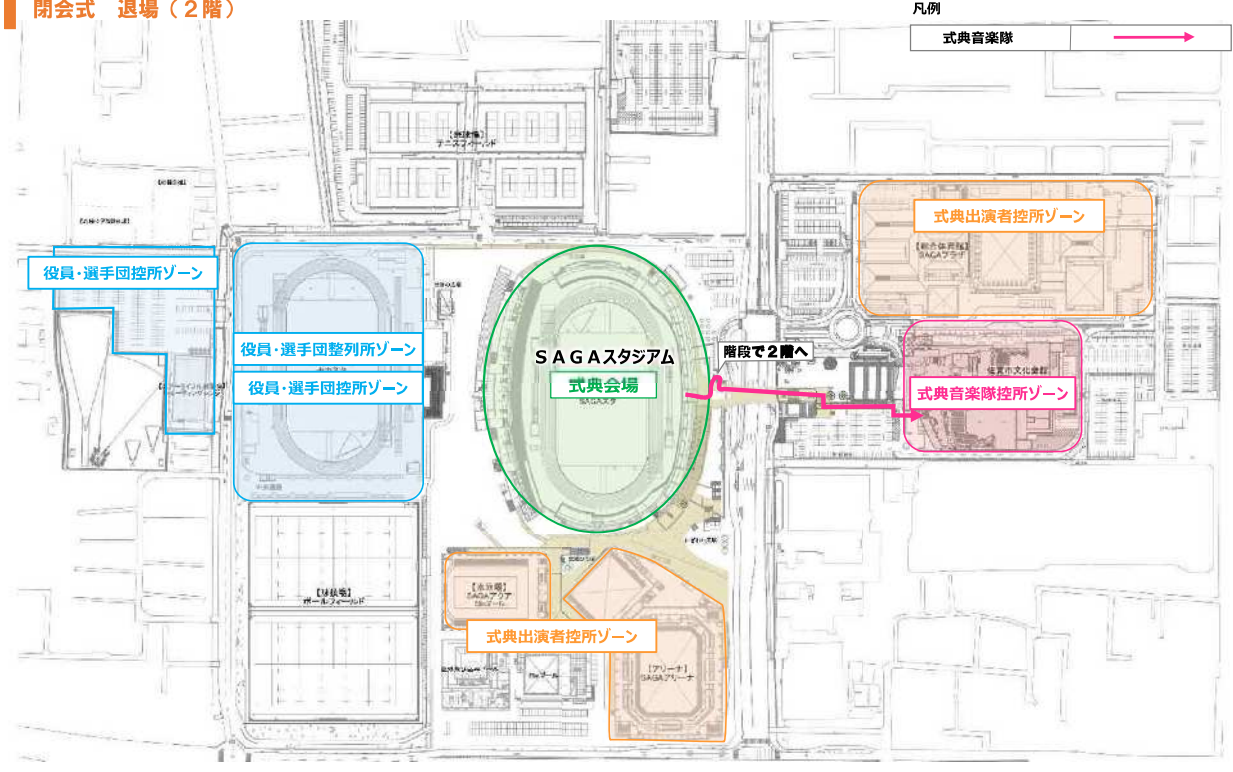
- 40 -

閉会式 退場（1階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

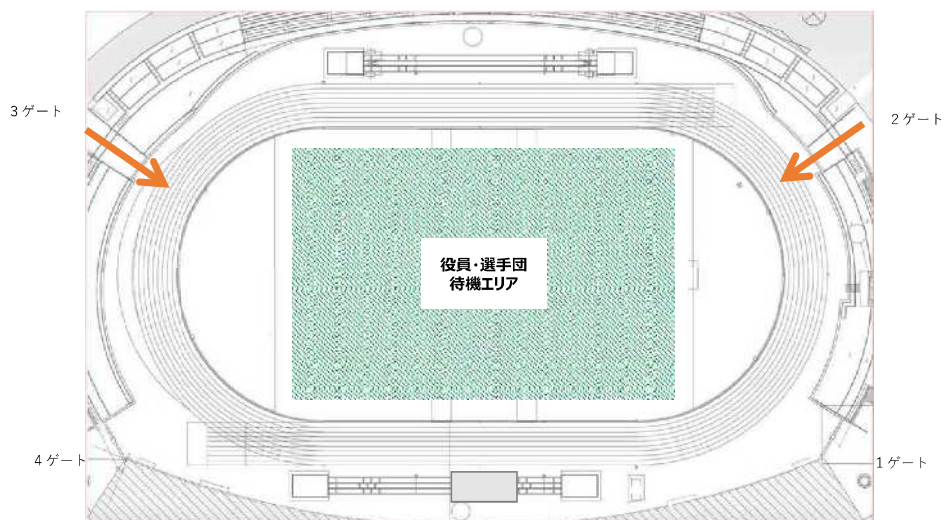
閉会式 退場（2階）



※会場配置図・動線計画は、SAGA2024開・閉会式会場等整備基本設計（令和3年度）をもとにしたものであり、今後変更になる可能性があります。

役員・選手団の入場方法

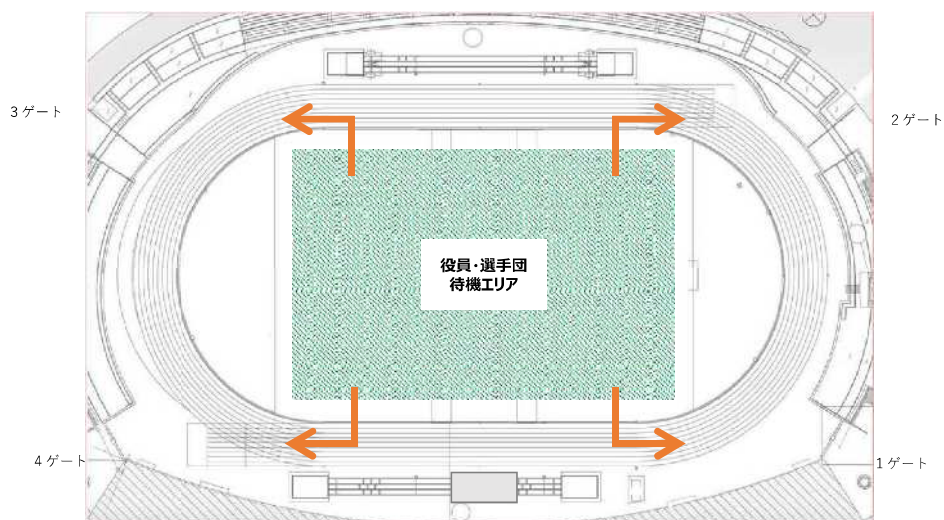
- 参加人数 : 約6,000名
- 入場方法 : 役員・選手団は、受付終了後、オープニングプログラム中に、フィールドの役員・選手団待機エリアの椅子に着席する。



- 43 -

役員・選手団の退場方法

- 参加人数 : 約6,000名
- 退場方法 : 都道府県・指定都市ごとに退場
- 退場ゲート : 検討中
- 退場時間 : 約30分



- 44 -

時刻	次第	LAP	映像内容
5:00	実施態度決定		
14:00	開場		☐ タイトル ☐ 各種案内映像 ☐ 会場内LIVE映像（観客席ほか）
14:40	オープニングプログラム開始	50'	☐ 会場内LIVE映像（オープニングプログラム、役員・選手団、観客席ほか） ☐ 各種映像プログラム
	（役員・選手団着席開始）		
	（役員・選手団着席完了）		
15:30	オープニングプログラム終了	9'	
15:39	皇族御着席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御臨席）
15:40	開式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、パフォーマー、式典音楽隊、観客席）
15:41	大会会長あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事）
15:44	スポーツ庁長官あいさつ	3'	☐ 会場内LIVE映像（スポーツ庁長官）
15:47	皇族お言葉	3'	☐ 会場内LIVE映像（皇族）
15:50	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗降納	3'	☐ 会場内LIVE映像（大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗） ☐ 「空よ大地よ」歌詞テロップ
15:53	国旗降納	2'	☐ 会場内LIVE映像（国旗） ☐ 「君が代」歌詞テロップ
15:55	大会旗引継	3'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀県知事、佐賀県知事）
15:58	炬火納火	6'	☐ 会場内LIVE映像（炎のモニュメント（炬火台））
16:04	閉会宣言	1'	☐ 会場内LIVE映像（佐賀市長）
16:05	閉式通告	1'	☐ 会場内LIVE映像（ロイヤルボックス、役員・選手団、観客席ほか）
(16:06)	（ファイナルステージ準備）		
16:12	ファイナルステージ開始	29'	☐ 会場内LIVE映像（ファイナルステージ、ロイヤルボックス、役員・選手団、観客席ほか）
16:41	ファイナルステージ終了	1'	
16:42	皇族御退席	1'	☐ 会場内LIVE映像（御退席）
16:43	役員・選手団退場開始	29'	☐ 会場内LIVE映像（役員・選手団、パフォーマー、観客席ほか）
17:12	役員・選手団退場完了	1'	
17:13	終了		☐ タイトル

基本的な考え方

- 音楽のチカラで雰囲気をつくり、心に響くものとするために、式典の項目ごとに音楽を演奏するだけでなく、式典全体の流れを音楽で彩り、一つの作品、楽曲のように仕上げていきます。
- それぞれの場面に合わせて、音楽のジャンルや演奏形態を幅広く検討し、音楽のチカラを最大限に引き出せるようにしていきます。

音楽全体設計

式典全体を式典音楽（儀式的部分・生演奏）と演出音楽（演出的部分・デジタル音源）で構成。演出音楽は、パフォーマンス及び演出に合わせて今後制作又は選曲（下表※）します。

場面	分類	使用楽曲	作詞・作曲・編曲者	演奏形態
開式通告	式典音楽	ファンファーレⅡ	作曲：八木澤 教司	吹奏楽
大会会長あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
スポーツ庁長官あいさつ	演出音楽	※	※	デジタル音源
大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗降納	式典音楽	全国障害者スポーツ大会歌「空よ大地よ」	作詞:長沢 美代子・高畑 葉都子 補作詞:喜多條 忠 作曲:南 こうせつ 編曲:佐橋 俊彦	吹奏楽・合唱
国旗降納	式典音楽	国歌「君が代」	作曲：林 広守 編曲：野々村 昌樹	合唱
大会旗引継	式典音楽	滋賀県指定の楽曲	—	デジタル音源
炬火納火	演出音楽	※	※	デジタル音源
閉会宣言	演出音楽	※	※	デジタル音源
閉式通告	演出音楽	※	※	デジタル音源

式典音楽隊編成

区分	人数
吹奏楽	100名程度
合唱	60名程度

炎のモニュメント（炬火台）の設置場所

- 炎のモニュメント（炬火台）は、フィールド内に設置します。
- 設置する場所は、ロイヤルボックス、式典ステージ、役員・選手団、観客席からよく見えるような場所を検討します。

納火について

- 炬火がスポーツのチカラの象徴として、SAGA2024に関わった人々の心に灯りつづけることを伝え、炎のモニュメント（炬火台）の炬火を納火します。

- 47 -

10. オープニングプログラム・ファイナルステージの概要

オープニングプログラム

- この大会で多くの感動をつくりだした選手たちとそれを支えたすべての方々へ、敬意と感謝の気持ちを伝えます。
- 会場が一体となり、スポーツらしい楽しさと華やかな雰囲気でお迎えします。

プログラム	項目	所要時間	内容
選手お迎え	主催者企画	50分	☐ 大会、閉会式のあらまし、各種案内 ☐ スポーツ大会の打ち上げ ☐ 観客とバフォーマーによる選手お迎え。選手同士、「する」「観る」「支える」相互の感謝、交流 ☐ 映像による大会の振り返り

ファイナルステージ

- SAGA2024で生まれた感動やスポーツのチカラによって、スポーツ文化の新時代をつくりあげていくことへの期待を込め、会場全体が一体となるステージとします。
- 式典終了後、会場周辺の混雑を緩和させ、役員・選手団や観客などが円滑に退場できるよう配慮します。

プログラム	項目	所要時間	内容
ファイナルステージ	主催者企画	30分	☐ アーティストによるステージ

- 48 -

概要（荒天時）

気象状況が悪化するなど、役員・選手団、出演者、観客等の安全面に配慮が必要な場合における式典は以下のとおりとします。

●期日：令和6年(2024年)10月28日（月曜日）

●会場：調整中

●参加規模：

- ▷ 役員・選手団 検討中
- ▷ 一般観覧者 観覧なし

●式典内容：

- ▷ 式典音楽 録音により対応
- ▷ 炬火納火 検討中
- ▷ オープニングプログラム 実施しない
- ▷ ファイナルステージ 実施しない

●次第

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	13:30
	（役員・選手団受付開始）	
	（役員・選手団受付終了）	
2	皇族御着席	15:39
3	開式通告	15:40
4	大会会長あいさつ	15:41
5	スポーツ庁長官あいさつ	15:44
6	皇族お言葉	15:47
7	大会旗・佐賀県旗・佐賀市旗儀礼	15:50
8	国旗儀礼	15:53
9	大会旗引継	15:55
10	炬火納火	15:58
11	閉会宣言	16:04
12	閉式通告	16:05
13	皇族御退席	16:06
14	役員・選手団退場開始	16:07
15	役員・選手団退場完了	16:22
16	終了	16:23

次第・時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本バラスports協会と協議のうえ、正式決定します。

2 総 則（案）

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

佐賀県で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」は「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」をメインメッセージに掲げ、「する」「観る」「支える」の観点から、選手も、選手でない人も参加できる大会、エンターテインメント性の高い大会、みんなで力を合わせ、つくる大会をコンセプトに、体育からスポーツに変わる、今だからこそ、すべての人

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ
バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ（28競技）

合気道、アジャタ、いごでだま、ウォーキング、草スキー、クッブ、皿かぶり競走、さわやかグラウンド・ゴルフ、3B体操、室内ペタンク、シャッフルボード、スカットボール、スケートボード、スボGOMI、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、滝登り、チャレンジ・ザ・ゲーム、パークゴルフ、バジゴ、ビリヤード、フライングディスク、マリンスポーツ、ユニカール、ラダーボール卓球、ラダーゲッター、ロープ・ジャンプ・X

(4) 特別競技（1競技）

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技（13市、11町：計24市町）

会 期	会 場 地
2024 年10月 5 日（土） ～10月15日（火） 〔11日間〕	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、大分県日田市、兵庫県三木市
2024 年 9 月 5 日（木） ～ 9 月17日（火） 〔13日間〕	佐賀市、伊万里市、鹿児島県湧水町 ※ 水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレー）、体操（体操競技、トランポリン）、カヌー（SL・WW） 競技会は上記会場地で実施
2024 年 9 月21日（土） ～10月 1日（火） 〔11日間〕	佐賀市、唐津市、鳥栖市、神崎市、大分県由布市 ※ サッカー、テニス、体操（新体操）、セーリング、ソフトテニス、ライフル射撃、剣道、クレール射撃競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（6市、1町：計7市町）

会 期	会 場 地
2024 年 8 月24日（土） ～ 9 月22日（日）	佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、嬉野市、基山町

(3) デモンストレーションスポーツ（7市、8町：計15市町）

会 期	会 場 地
2024 年 4 月21日（日） ～10月13日（日）	佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2024 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。
なお、参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。
【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

- (7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約」に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）
- (4) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。
- (4) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(4)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

【注】 上記(4)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会长（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第77回又は2023年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(7) 成年種別

 a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

 b 結婚又は離婚に係る者

【注】 a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

 c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

【注】 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、け、ふるさと選手として参加する者を含む。

 d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(4) 少年種別

 a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

 b 結婚又は離婚に係る者

 c 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特例措置）による。）

【注】 aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

 d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

 e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(7) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(4) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(4) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(7) 居住地を示す現住所

(4) 勤務地

(4) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

【注】 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(7) 居住地を示す現住所

(4) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(4) 勤務地

(4) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から本大会終了時（2024年10月15日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

【成年種別】

 a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

 b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

〔少年種別〕

- a 別記2 『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
 - b 別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
 - c 別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- (3) 選手の年齢基準
- ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。
- (7) 成年種別に参加する者は、2006 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。
 - (4) 少年種別に参加する者は、2006 年 4 月 2 日から 2009 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。
 - (9) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024 年 4 月 1 日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学 3 年生（2009 年 4 月 2 日から 2010 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
種別	4 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点
	5 人以上 7 人以下	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点
	8 人以上	—	—	—	—	—	—	—
種目	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に關する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 参加申込
都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込締切
参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込み方法」を併せて確認すること。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2024 年 8 月 15 日 (木) 【5 競技】	水 泳、ロ ー イ ン グ、バ レ ー ボ ー ル（ビ ー チ バ レ ー ボ ー ル）、 体 操、カヌー
2024 年 8 月 28 日 (水) 【12 競技】	サ ッ カ ー、レ ス リ ン グ、セ ー リ ン グ、自 転 車、ソ フ ト テ ニ ス、 相 撲、ラ イ フ ル 射 撃、剣 道、ク レ ー 射 撃、ボ ウ リ ン グ、ゴ ル フ、 ト ラ イ ア ス ロ ン
2024 年 9 月 4 日 (水) 【22 競技】	陸上競技、テニス、ホッケー、バレーボール（6 人制）、バスケットボール、 ウエイトリフティング、ハンドボール、卓球、軟式野球、馬術、 フェンシング、柔道、ソフ ト ボ ー ル、バ ド ミ ン ト ン、弓 道、 ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル、ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ、ア ー チェリ ー、空 手 道、 銃 剣 道、な ぎ な た、高 等 学 校 野 球

- (4) 参加申込様式
参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 公開競技の参加申込
公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

- (6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア〜ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ SAGA2024実行委員会事務局

ウ SAGA2024各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。
- 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合は、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

- 13 視察員

(1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2025 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、滋賀県 100 名以内、青森県及び宮崎県 60 名以内、長野県及び群馬県 40 名以内とする。

(2) 都道府県の視察員の参加申込は、2024 年 9 月 4 日（水）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

- 10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

	区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手		3, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）		6, 0 0 0 円

[注] 地震、風水害、感染症およびその他の主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会で取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2024 年 9 月 5 日（木）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会
- 11 宿泊申込

大会参加者は、SAGA2024実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。
- 12 都道府県選手団本部役員編成

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを併用するものとする。なお、併用するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを併用

- するものとする。
- なお、併用するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2024 年 9 月 4 日（水）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

- 14 大会参加章、記念章及び AD カードの交付

大会参加章、記念章及び AD カードは、次の者に交付する。

(1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

(2) 記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) AD カード
都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督及び役員、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

(1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。

(2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、SAGA2024実行委員会、SAGA2024各競技会場地市町実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い
ア 利用目的
大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務の

ために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(7) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(4) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(7) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(4) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(7) S A G A 2 0 2 4 実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(4) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(7) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、佐賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 S A G A 2 0 2 4 の取組

(1) 選手の活躍にスポットを当てた表彰

選手の活躍は、観る人、支える人などにとって「感動する。魂が揺さぶられる」など「スポーツのチカラ」を多くの方に届けることができる。それぞれの選手の活躍にスポットを当てた「称える・伝える」表彰制度を創設し、表彰することができる。

(2) 観戦機会の拡大

「すべての人に、スポーツのチカラを。」の実現に向け、全国で大会の開催・応援ができる環境づくりとしてインターネットを活用した正式競技の動画配信に取り組む。また、「一人でも多くの方に会場で観戦・応援を楽しんでほしい。」という想いから、夕方以降の試合が可能な一部の競技においてナイトゲーム開催に取り組む。

③ 禁煙化の推進

健康増進法（平成14年法律第103号）の趣旨に鑑み、開・閉会式会場及び競技会場を原則禁煙とする。また、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、大会参加者は、会場周辺の道路や駅、一般の店舗等における受動喫煙防止についても十分な配慮すること。

20 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項「国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）」に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- (1) 居住地を示す現住所
- (2) 勤務地
- (3) ふるさと

- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③）に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に申し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に申し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項（国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等））及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

(1) 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者

(2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入学時において小学生であった場合には、入学する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリート」の国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）を下記のとおり定める。

- 1 特例の対象となる選手
- 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。
- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
- (2) 2024年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
- ア JOCオリンピック強化指定選手
- イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
- ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手
- ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

- (1) 予選会の免除
- 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を終ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。
- (2) 資格要件（日数要件の緩和）
- 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。
- ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (7) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水電光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること
- (4) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (7) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (4) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

- (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていないことも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び2023年開催の特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (7) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (4) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2024年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていないことも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができるとする。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から2023年開催の特別大会または第78回大会に参加した者が、第79回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

SAGA2024全国障害者スポーツ大会

競技会場の変更（案）について

SAGA2024全国障害者スポーツ大会の正式競技であるサッカー競技〈知的障がい〉及びバレーボール競技〈知的障がい〉について、下記変更内容の御審議をお願い致します。

1. サッカー競技〈知的障がい〉（鳥栖市）

（1）変更内容

変更前	変更後
鳥栖スタジアム北部グラウンド（2面）	駅前不動産スタジアム（1面） 鳥栖市陸上競技場（1面）

（2）経緯

平成29年6月

全障スポのサッカー競技（知的障がいの部）の会場は、国スポ同競技（少年男子）の会場でもある鳥栖スタジアム北部グラウンド2面を使用し行うことを、県準備委員会第4回常任委員会で承認。

令和4年11月

3年間中止となっていた全障スポ大会の視察を踏まえて、県、鳥栖市及び県サッカー協会の3者で、鳥栖スタジアム北部グラウンド2面で競技会を行う場合の想定について協議を行い、

- ・一般観覧席や福祉席が十分に確保できない
- ・敷地狭小のため一般観客、競技会関係者、来賓の動線を分けることが困難
- ・施設内又は近隣で、選手が安全にバスを乗降できるスペースの確保が困難等

の課題を再認識。

その結果、駅前不動産スタジアム及び鳥栖市陸上競技場の2会場での開催の検討を実施。

（3）変更理由

大会視察を踏まえて再認識した課題に対して、競技会場地を駅前不動産スタジアム、鳥栖市陸上競技場へ変更することで、福祉席の確保、観客席の充実、十分な諸室の確保、交通面の利便性向上により円滑に大会運営を行うことができることから、会場地を変更するもの。

2. バレーボール競技〈知的障がい〉（鳥栖市）

（1）変更内容

変更前	変更後
鳥栖市民体育館（2面）	サロンバス®アリーナ（2面）

（2）経緯

令和元年5月

全障スポのバレーボール競技（知的障がいの部）の会場は、国スポ同競技（少女女子）の会場でもあった鳥栖市民体育館で行うことを、県準備委員会第9回常任委員会で承認。

令和4年11月

サロンバス®アリーナの令和5年春のオープン並びに関係者間での協議のうえ、国スポのバレーボール競技（少年少女）の会場地が、福祉席の確保、観客席の充実、交通面の利便性向上等を理由に、県実行委員会第17回常任委員会第17回常任委員会で鳥栖市民体育館からサロンバス®アリーナへの変更が承認。

（3）変更理由

全障スポの競技会場においても、国スポ同様に、以下のとおり福祉席の確保、観客席の充実、交通面の利便性向上により円滑な大会運営を行うことができることから、会場地を変更するもの。

	鳥栖市民体育館	サロンバス®アリーナ
〈福祉席〉 車椅子席	なし ※ 試合コートの脇に設置予定設置席数が限られる	24席（2階） ※ 2階まではエレベーターで移動
〈観客席数〉 2階の固定席数	648席	744席
〈交通面〉 最寄駅からのアクセス	JR 鳥栖駅から徒歩20分（1.6km） JR 新鳥栖駅から徒歩23分（1.8km）	JR 鳥栖駅から徒歩10分（750m）

3. 今後のスケジュール

令和5年3月29日

SAGA2024常任委員会

【審議】

SAGA2024実行委員会総会

【報告】

令和5年4月

日本バラスポーツ協会、スポーツ庁

【報告】

令和5年3月17日 第15回総務企画専門委員会承認

《第4号議案》

SAGA2024国民スポーツ大会
デモンストレーションスポーツ競技会場（案）について

○変更の理由
これまで競技会場が未定であった4競技において競技会場（案）が3市町から県実行委員会へ提出されたため。

1 競技会場の変更について

競技名	会場地市町	競技会場
さわやかグラウンド・ゴルフ	鹿島市	蟻尾山公園
バッコー		鹿島市民体育館
いごてだま	神埼市	神埼中央公園体育館
皿かぶり競走	有田町	有田町東出張所広場

* SAGA2024 デモンストレーションスポーツ競技会場一覧は次頁のとおり

2 決定までのスケジュールについて

令和5年3月15日 SAGA2024実行委員会総務企画専門委員会 【審議】
令和5年3月29日 SAGA2024実行委員会常任委員会 【審議】
SAGA2024実行委員会総会 【報告】
令和5年6月 日本スポーツ協会国体委員会 【審議】

No	競技名	会場地市町	競技会場名	備考
1	合気道	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	
2	アジヤタ	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館	
3	いごてだま	神埼市	神埼中央公園体育館	会場決定
4	ウォーキング	大町町	大町町内	
5	草スキー	基山町	基肆城跡（きざん公園）	
6	クッパ	上峰町	上峰町体育センター	
7	皿かぶり競走	有田町	有田町東出張所広場	会場決定
8	さわやかグラウンド・ゴルフ	鹿島市	蟻尾山公園	会場決定
9	38体操	江北町	さがのへそ・ふれあい交流センターネイブル	
10	室内バタック	鳥栖市	鳥栖市民体育館	
11	シャッフルボード	上峰町	上峰町体育センター	
12	スカットボール	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	
13	スケートボード	唐津市	ニタ子三丁目倉庫	
14	スボGOMI	鳥栖市	鳥栖市内	
15	スポーツウエネルス吹矢	武雄市	白岩体育館	
16	スポーツツチチャンバラ	嬉野市	U-Spo(嬉野市中央体育館)	
17	ソフトバレーボール	白石町	白石社会体育館 白石町立白石中学校体育館	
18	滝登り	唐津市	唐津市鳴神の丘運動公園及び滝川川	
19	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市	武雄市立西川登小学校体育館	
20	パークゴルフ	佐賀市	神水川パークゴルフ場	
21	バツゴー	鹿島市	鹿島市民体育館	会場決定
22	ビリヤード	佐賀市	ビリヤード セッション	
23	フライングディスク	神埼市	日の隈公園グラウンド	
24	マリンスポーツ	太良町	太良町B&G海洋センター艇庫・白浜海水浴場	
25	ユニカー	唐津市	唐津市文化体育館	
26	ラージボール卓球	鳥栖市	鳥栖市民体育館	
27	ラダーゲッター	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	
28	ロープ・ジャンプ・X	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	

SAGA2024 文化プログラム実施要項

1. 目的

多くの県民が文化・芸術活動等を通じてSAGA2024に参加することで、開催機運を醸成し、県民総参加の大会を目指すとともに、文化・芸術活動等を通じて、スポーツの楽しさや感動など、スポーツが持つチカラを感じ、豊かな自然や歴史、伝統、食など本県が誇る多彩な魅力を発信するため、SAGA2024文化プログラム事業（以下「文化プログラム」という。）の実施に係る必要な事項を定める。

2. 実施内容

文化プログラムは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 文化プログラムの内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア スポーツに関連する文化・芸術事業
 - イ 佐賀県の文化・芸術等を発信する事業
 - ウ その他、文化プログラムの目的に沿いと認められる事業
- (2) 一般に公開されるものであること。
- (3) 原則として、佐賀県内で開催されるものであること。
- (4) 2024年4月1日から2024年12月31日までに実施されるものであること。

3. 実施者

文化プログラムの事業を実施できる者（以下「実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、佐賀県（SAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 佐賀県内の市町（SAGA2024市町実行委員会を含む。）
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等(宗教団体、政治団体を除く。)

4. 申込みの手続き等

- (1) 申込み

実施者又は上記2実施内容を所管又は後援する団体、市町等（以下「申込者等」という。）が、文化プログラムを実施しようとするときは、2023年4月1日から2023年9月30日までの間に、「SAGA2024文化プログラム事業申込書」（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

なお、申込者等が、複数の文化プログラムについて同時に申込をする場合は、様式第1号に加えて一括申込票（様式第1号の2）を提出すること。

- (2) 審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

- (3) 文化プログラムとしての登録等

実行委員会は、国体委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラムとして登録し、これを「SAGA2024文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により申込者等に通知する。

- (4) 実施事業の変更

申込者等は、文化プログラムとして登録された事業を変更（会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更※、事業の廃止等）するときは、あらかじめ「SAGA2024文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「SAGA2024文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更したこと申込者等に通知するものとする。

なお、会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更※、事業の廃止があるときは、実行委員会は、国体委員会の変更承認を受けることとする。

※…軽微な変更を除く

5. 名称の表示

申込者等は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラムの実施会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示することができるものとする。

- (1) 名称（書体及び文字サイズ変更可）
SAGA2024文化プログラム
- (2) ロゴマーク（記載内容及び縦横比率の変更不可）



6. その他

- (1) 文化プログラムの実施に要する経費は、実施者の負担とする。

- (2) 実施者は、事業の実施に当たっては、国・県の基準や業種別ガイドライン等に基づき、適切な感染防止策を講じるものとする。

《報告事項②》

SAGA2024国民スポーツ大会 大会役員編成基準（案）及び招待者の範囲（案）について
令和5年3月15日第15回総務企画専門委員会 決定

SAGA2024国民スポーツ大会 大会役員編成基準について

役職名	公益財団法人 日本スポーツ協会		文部科学省	佐賀県	公益財団法人 佐賀県 スポーツ協会	全国を統括する 競技団体	参加都道府県	公益財団法人 日本オナド・ヒートン 機構
	会長	専任理事						
名譽会長	大	長	大臣					
副会長	専任理事	知事	知事	市長	市長			
顧問	名譽顧問	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員
	最高顧問	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員
	副顧問	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員
	監理	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員
	評議	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員	県選出議員
参事	与	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長
	与	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長
	与	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長
	与	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長
	与	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長	スポーツ庁次長
委員	長	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会
	副委員長	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会
	総務委員	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会
	委員	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会
	委員	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会	国スポーツ委員会

○今後のスケジュール

日本スポーツ協会へ協議後、承認を得る。

＜参考＞

国民体育大会開催要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。 ②大会役員及び競技会役員編成基準

SAGA2024国民スポーツ大会 招待者の範囲について

区分	小分類	
	特別協力者	国スポーツ開催に特に協力をいただいた団体等関係者
スポーツ団体	県中学校体育連盟 会長	県中学校体育連盟 会長
	県高等学校体育連盟 会長	県高等学校体育連盟 会長
	県スポーツ推進委員協議会 会長	県スポーツ推進委員協議会 会長
	各市町体育・スポーツ協会 会長	各市町体育・スポーツ協会 会長
	各実施競技団体代表	各実施競技団体代表
学校関係	県私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	県私立幼稚園・認定こども園連合会 会長
	県私立幼稚園 会長	県私立幼稚園 会長
	県私立高等学校 会長	県私立高等学校 会長
	県私立中学校 会長	県私立中学校 会長
	県高等学校 会長	県高等学校 会長
	県特別支援学校 会長	県特別支援学校 会長
	県公立高等学校各種学校連合会 会長	県公立高等学校各種学校連合会 会長
	県専修学校各種学校連合会 会長	県専修学校各種学校連合会 会長
	各大学・短期大学 会長	各大学・短期大学 会長
	県PTA連合会 会長	県PTA連合会 会長
	県高等学校文化連盟 会長	県高等学校文化連盟 会長
	式典協力学校 会長	式典協力学校 会長
	県高等学校PTA連合会 会長	県高等学校PTA連合会 会長
	県高等学校PTA連合会 会長	県高等学校PTA連合会 会長
	県高等学校PTA連合会 会長	県高等学校PTA連合会 会長
県実行委員会	各専門委員会等委員長及び委員	各専門委員会等委員長及び委員
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
市町	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
	各市町議長	各市町議長
報道機関	報道関係者	報道関係者
	報道関係者	報道関係者
	報道関係者	報道関係者
	報道関係者	報道関係者
	報道関係者	報道関係者
その他関係者	日本オナド・ヒートン 会長、副会長、理事、監事	日本オナド・ヒートン 会長、副会長、理事、監事
	各都道府県 知事、議会議長、教育長	各都道府県 知事、議会議長、教育長
	開催決定・内定国スポーツ局長、実行委員会事務局長	開催決定・内定国スポーツ局長、実行委員会事務局長
	前回開催県スポーツ振興局長	前回開催県スポーツ振興局長
	各種行政委員会委員	各種行政委員会委員
県政功労者	県スポーツ推進協議会委員	県スポーツ推進協議会委員
	県政に功績があった者	県政に功績があった者

○今後のスケジュール

日本スポーツ協会へ調整後、報告する。

＜参考＞

国民体育大会開催要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。 ⑤招待者の範囲 以下＜略＞

《報告事項③》
令和5年3月17日 第11回広報・県民運動専門委員会決定
SAGA2024ボランティア募集要項について

- 1 目的
SAGA2024の円滑な運営を図るため、SAGA2024の運営を支えるボランティアを募集する。
- 2 募集主体
SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）
- 3 募集区分、人数及び活動内容

区分		人 数	活動内容
国民スポーツ大会	開・閉会式サポーター	1,700人	○開・閉会式における受付・案内、会場整理、会場美化、会場サービス、式典運営補助、医療救護補助、等
	競技会等サポーター	県内競技会	○競技会における競技補助、撮影、等
		県外競技会	○総合案内所における案内、等
		県外競技会	○競技会における受付・案内、会場整理、会場美化、会場サービス、医療救護、等
全国障害者スポーツ大会サポーター		3,500人	○開・閉会式及び競技会における受付・案内、会場整理、会場美化、会場サービス、医療救護、等
情報保障サポーター		600人	○聴覚障害者への情報保障（手話・要約筆記）

4 活動日及び場所

区分		主な活動日（2024年）	主な活動場所
国民スポーツ大会	開・閉会式サポーター	10月5日（土）、15日（火）	SAGA サンライズバレーク周辺
	県内競技会	9月5日（木）～17日（火）	競技会場（佐賀県全域）
		9月21日（土）～10月4日（金）	
		10月6日（日）～14日（月）	
	県外サポーター	9月13日（金）～16日（月）	鹿児島県湧水町
		9月27日（金）～30日（月）	大分県由布市
		10月9日（水）～13日（日）	兵庫県三木市
全国障害者スポーツ大会サポーター		10月10日（木）	大分県日田市
		10月26日（土）～28日（月）	競技会場（佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、基山町、上峰町、白石町、太良町）
情報保障サポーター		上記、国民スポーツ大会開・閉会式サポーター及び全国障害者スポーツ大会サポーターに同じ	

※その他リハーサル等の実施日あり。

- 5 募集期間
別途会長が定める日から必要人員が確保されるまで
- 6 応募要件
(1) 全区分共通
平成24年4月1日以前に生まれた方（2024年4月1日時点で12歳以上）で、いずかひの活動日での参加

- か可能方。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。
- (2) 情報保障サポーター
活動区分ごとに次表の要件を満たす方。

活動区分	要件
手話	日常生活ができる程度の手話能力のある方または手話経験者で実行委員会が主催する事前研修会を受講できる方
要約筆記（手書き）	要約筆記の経験者または事前研修会を受講できる方
要約筆記（パソコン）	

- 7 応募方法
県実行委員会ホームページ内の申し込みフォームへの入力又は申込書（郵送又はファックス）
- 8 登録
県実行委員会は、応募要件を満たした応募者をSAGA2024ボランティアとして登録し、ボランティア登録証を交付する。
なお、同大会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断で登録を取り消すことがある。
- 9 活動日及び配置箇所
事前実施する希望調査を参考に県実行委員会が決定する。

- 10 研修等
県実行委員会は、ボランティア登録者を対象として、活動日の前までは、円滑な大会運営を行うために必要な研修等を実施する。

- 11 待遇等
(1) 活動及び研修等への参加にかかる報酬は無償とし、活動場所までの交通費は自己負担とする。
(2) 服飾などの競服用品及び昼食については、必要に応じて県実行委員会が支給する。
(3) 活動及び研修にあたり、県実行委員会の負担により、「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。

- 12 関係機関との連携
SAGA2024ボランティアの募集に当たっては、各会場地所実行委員会等と連携を図るとともに、学校、企業、その他各種団体の協力を得るものとする。

- 13 個人情報取扱い
(1) 応募者の個人情報については、佐賀県個人情報保護条例その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。
(2) 登録者の個人情報については、県実行委員会が実施するSAGA2024の運営のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、各会場地所の実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、必要に応じて各会場地所実行委員会へ提供することができるものとする。
(3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画については、同大会を広報する目的の限りにおいて、県実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

- 14 その他
この要項に定めるもののほか、必要な事項は別項で定める。
- 附則
この要項は、令和5年 月 日から施行する。

SAGA2024炬火用具のデザイン・制作者について

炬火用具のデザイン・制作者について、第9回式典専門委員会（令和5年3月10日開催）において、次のとおり決定しましたので報告いたします。

【デザイン・制作者】

吉岡 徳仁（よしおか とくじん）
デザイナー・アーティスト
1967年 佐賀県生まれ
2000年 吉岡徳仁デザイン事務所設立

■ デザインや建築、現代美術の領域において活動し、国際的に高く評価されている。

■ 国際的なアワードを多数受賞。作品は、世界の主要美術館に永久所蔵されている。

■ アメリカNewsweek誌「世界が尊敬する日本人100人」に選出。

■ 第32回オリンピック競技大会（TOKYO2020オリンピック）等では、聖火リレートーチ及び聖火皿をデザイン。

【決定理由】

式典実施計画（概要編）（令和4年3月策定）において定めた炬火用具のデザイン・制作者の要件に最も合致する者として、同氏に決定したものと。

＜炬火用具のデザイン制作者の要件＞

- ・佐賀にゆかりがあり「新たな時代を切り拓く志」など、SAGA2024の土台となる佐賀らしさを理解していること。
 - ・これまでになく印象的な炬火用具をデザインできる力をもっていること。
 - ・炬火台、トーチなどの造形物及び火を使う機構の制作ができること。（デザインから制作まで一貫したコンセプトで進められることも重視）

【デザイン・制作する炬火用具】

炬火台：1基、トーチ：5本、ランタン（監修）：25個

【今後の予定】

デザイン・制作者との契約 令和5年3月末
炬火用具の完成・引渡 令和6年上半年期

SAGA2024開・閉会式出演者及び募集等について

SAGA2024の開・閉会式における出演者等及び募集等については次のとおりとし、今後、式典専門委員会において、候補者の選定を行った上で、出演者等を決定していくこととします。

【出演者等の要件】

- SAGA2024に「出演したい」「参加したい」という意思があること
- 佐賀にゆかりがあること
- 実行委員会が指定する練習会、リハーサル、開・閉会式への参加（雨天時を含む）が可能であること
- 実行委員会が定める出演者ごとの役割及び要件を満たすこと

【出演者ごとの役割・募集方針等】

名称	人数				出演者ごとの役割	募集方法	募集時期 （決定時期）
	国スポ 開	全陸スポ 開	全陸スポ 閉	閉			
パ フ ォ ー マ ー （ P ）	オーブンシアトリウム 出演者	4 （団体）	2 （団体）	2 （団体）	佐賀らしさ、スポーツの魅力伝えるパフォーマンスをを行う （文化・パフォーマンズの団体）	公募 依頼	R5年夏 （R5年12月）
	エンディングシアトリウム・ フィナーレ出演者	1	-	1	選手や観客を盛り上げる歌唱、パフォーマンスを を行う（アーティスト等）	依頼	R5年度中 （R6年3月）
	ウエルカムP	500	-	500	役員・選手団の入場リートで、さまざまなパ フォーマンスを行い歓迎する（子ども～大人）	公募 依頼	
	スタンドP	100	-	100	スタンド（客席）で観客を盛り上げる （高校生以上）	依頼	
吹奏楽 合奏 （混声）	カイトP	200	-	280	各都道府県役員・選手団とともに盛り上がりな から誘導する（高校生以上）	依頼	R5年夏 （R5年秋）
	フィナーレP	200	100	200	佐賀らしさ、スポーツらしさを表現するパフォー マンスを行い会場を華やかに彩る （ダンス、パフォーマンズ経験者）	依頼	
	フラッグP	-	47	-	各都道府県旗とともにパフォーマンスをを行う （高校生以上のダンス、パフォーマンズ経験 者）	依頼	
式典音楽隊	吹奏楽	100	100	100	吹奏楽の生演奏部分で吹奏楽演奏を行う （高校生、警察音楽隊）	推薦	R5年春 （R5年夏）
	合唱 （混声）	60	60	60	合唱の生演奏部分で歌唱を行う （高校生、大学生、一般）	推薦	R5年春 （R5年夏）

※各式典に共通の出演者等もいるため人数（団体数）はのべ人数
※その他出演者等については、関連する運営・演出内容の具体化にあわせて別途決定

《報告事項⑥》 S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会競技会役員編成基準について

令和5年3月17日第11回施設・競技専門委員会 決定

第78回国民スポーツ大会 競技会役員編成基準

1. 内容

会場地市町実行委員会が、競技会役員を編成するにあたり、その参考となる編成基準を作成するもの

2. 編成基準

【正式競技・特別競技】

団体名 役職名	会場地市町	全国を統括する 競技団体	佐賀県 競技団体	会場地市町 体育(スポーツ) 協会	会場地市町 競技団体	都道府県 競技団体 (開催県を除く)	(公財)日本 アンチ・ドーピング 機構
名誉会長	市 町 長						
会長		会 長					
副会長	実行委員会 事務局 長	副 会 長	会 長	会 長			
顧問	議 会 議 長 教 育 長	顧 問				会 長	
参与	議 会 議 員 教 育 委 員 副 市 町 長 会 計 管 理 者 関 係 部 長 実行委員会 常 任 委 員	役員の中で 特に必要と 認めた者	副 会 長 副 顧 問 参 与	副 会 長 副 顧 問	顧 問 参 与		
委員長		理事長又は これに準ず る 者					
副委員長	実行委員会 事務局 次 長		理事長又 はこれに 準ずる者		会 長		
委員	実行委員会 事務局 各 部 長・各 副 部 長	理 事	理 事	常 務 理 事	副 会 長		事務局担 当者又は これに準 ずる者

(注1) デモンストレーションスポーツの競技会役員編成基準は、(公財)日本スポーツ協会の示す「国民体育大会開催基準要項」に準じて、会場地市町が関係機関・団体と協議の上、決定する。

(注2) 県外開催の競技会については、本基準を参考に、県・会場地市町及び関係競技団体が協議の上、編成する。

3. 今後のスケジュール

日本スポーツ協会へ協議後、承認を得る。

《報告事項⑦》

SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の追加について

令和5年3月17日第11回施設・競技専門委員会 決定

●第11回施設・競技専門委員会（2023年3月17日）にて下記2大会を追加で認定

No.	競技名	会場地市町	大会名	競技会場	開会式日程	大会日程
1	水泳	アーティスティックスイミング 佐賀市	日本アーティスティックスイミングチャレンジカップ予選	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	2024年5月4日（土）	2024年5月4日（土）
2	スポーツクライミング	多久市	第11回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会 第1回九州ユースコンバインドオープン大会	佐賀県立多久高等学校クライミング施設（仮称）	2024年6月8日（土）	2024年6月8日（土）～9日（日）

●第9回施設・競技専門委員会（2022年7月6日）にて下記43大会を認定、第16回常任委員会（2022年7月26日）にて報告

No.	競技名	会場地市町	大会名	競技会場	開会式日程	大会日程
1	軟式野球	唐津市	第45回西日本軟式野球大会（1部）	SKYMハルバーガースタジアム唐津（唐津市野球場）	2023年5月20日（土）	2023年5月20日（土）～22日（月）
		伊万里市		伊万里市国見台野球場		
		武雄市		ひぜんスタジアム（武雄市民球場）		
		鹿島市		鹿島市民球場		
		嬉野市		嬉野総合運動公園（みゆき公園）みゆき球場		
		有田町		有田赤坂球場		
2	なぎなた	嬉野市	第64回都道府県対抗なぎなた大会	U-Spo（嬉野市中央体育館）	2023年5月27日（土）	2023年5月27日（土）～28日（日）
3	弓道	多久市	第70回全日本勤労者弓道選手権大会	多久市緑が丘弓道場	2023年6月16日（金）	2023年6月17日（土）～18日（日）
4	ラグビーフットボール	佐賀市	令和5年度全九州高等学校体育大会 第76回全九州高等学校ラグビーフットボール大会	SAGAサンライズパーク ボールフィールド	2023年6月16日（金）	2023年6月17日（土）～20日（火）
5	カヌー	スプリント 佐賀市	令和5年度全九州高等学校体育大会 第20回全九州高等学校カヌー競技大会	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	2023年6月16日（金）	2023年6月17日（土）～18日（日）
6	水泳	競泳 佐賀市	令和5年度全九州高等学校体育大会 第71回全九州高等学校水泳（競泳）競技大会	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	2023年7月8日（土）	2023年7月8日（土）～10日（月）
7	水泳	飛込 佐賀市	令和5年度全九州高等学校体育大会 第52回全九州高等学校飛込競技大会	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	2023年7月8日（土）	2023年7月8日（土）～9日（日）
8	バレーボール	ビーチバレーボール 伊万里市	全九州ビーチバレーボールジュニア選手権大会	イマリンビーチ	2023年7月15日（土）	2023年7月15日（土）～16日（日）
9	アーチェリー	鹿島市	2023西日本高校生アーチェリー大会SAGA2024国民スポーツ大会アーチェリー競技リハーサル大会	鹿島市陸上競技場	2023年7月16日（日）	2023年7月16日（日）～17日（月）
10	テニス	佐賀市	第46回全日本都市対抗テニス大会	SAGAサンライズパーク テニスフィールド	2023年7月21日（金）	2023年7月21日（金）～23日（日）
11	ソフトテニス	唐津市	第68回男子・第67回女子全日本実業団ソフトテニス選手権大会	松浦河畔公園庭球場	2023年7月28日（金）	2023年7月29日（土）～30日（日）
				佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート		
12	ハンドボール	小城市	第28回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	小城市芦刈文化体育館	2023年8月8日（火）	2023年8月9日（水）～12日（土）
		神埼市		神埼中央公園体育館		
				佐賀県立神埼高等学校体育館		
		吉野ヶ里町		吉野ヶ里町文化体育館		
13	陸上競技	佐賀市	第78回九州陸上競技選手権大会	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム	—	2023年8月18日（金）～20日（日）
14	相撲	玄海町	第61回全国教職員相撲選手権大会	玄海町社会体育館	2023年8月20日（日）	2023年8月20日（日）
15	自転車	トラックレース 武雄市	第58回全国都道府県対抗自転車競技大会	OddsPark TAKEO（武雄競輪場）	—	2023年9月8日（金）～10日（日）
		ロードレース 大分県日田市		オートボリス		
16	ライフル射撃	25m 佐賀市	令和5年度全国センター・ファイア・ピistol射撃競技大会	佐賀県警察学校	—	2023年9月9日（土）～10日（日）
17	水泳	オープンウォーター・スイミング 伊万里市	令和5年度第1回イマリンビーチチャレンジカップOWS競技大会	イマリンビーチ	2023年9月10日（日）	2023年9月10日（日）
18	セーリング	唐津市	高松宮妃記念杯第68回全日本実業団ヨット選手権大会 第24回全日本セーリングスピリット級選手権大会 2023年全日本セーリング選手権大会	佐賀県ヨットハーバー	2023年9月16日（土）	2023年9月16日（土）～18日（月）
19	ソフトボール	白石町	全日本総合女子ソフトボール選手権大会	白石中央公園多目的広場（白石町総合運動場）	2023年9月15日（金）	2023年9月16日（土）～18日（月）
		太良町		太良町B&G海洋センター運動広場		
20	トライアスロン	唐津市	波戸岬トライアスロン大会in唐津 第6回全国高等学校トライアスロン選手権（2023/唐津）	唐津市内特設コース	—	2023年9月17日（日）
21	バレーボール	6人制 佐賀市	令和5年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会 九州ブロックラウンド	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2023年9月23日（土）	2023年9月23日（土）～24日（日）
		小城市		小城市芦刈文化体育館		
22	サッカー	佐賀市	第59回全国社会人サッカー選手権大会	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム	2023年10月20日（金）	2023年10月20日（金）～25日（水）
				SAGAサンライズパーク セカスタ		
				SAGAサンライズパーク ボールフィールド		
				佐賀市健康運動センター		
				駅前不動産スタジアム（鳥栖スタジアム）		
				鳥栖スタジアム北部グラウンド		
23	卓球	基山町	2023年全日本卓球選手権大会（団体の部）	基山町総合体育館	2023年10月20日（金）	2023年10月20日（金）～22日（日）
24	水泳	水球 佐賀市	第16回全日本ユース（U15）水球競技選手権大会（桃太郎カップ）九州地区予選会（男子）	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	—	2023年10月21日（土）～22日（日）
25	ホッケー	伊万里市	全日本社会人ホッケー選手権大会	伊万里市国見台球場 伊万里ホッケーフィールド（佐賀県立伊万里実業高等学校附属ホッケーセンター運動場）	2023年10月20日（金）	2023年10月21日（土）～25日（水）
26	ライフル射撃	10m、50m 大分県由布市	全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会	大分県立庄内屋内競技場	—	2023年10月27日（金）～29日（月）
		BR・BP		湯布院スポーツセンター		
27	バドミントン	唐津市	JTBバドミントンS/JリーグII 2023唐津大会	唐津市文化体育館	2023年11月16日（木）	2023年11月16日（木）～19日（日）
28	ウエイトリフティング	有田町	内閣総理大臣杯第60回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第15回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	歴史と文化の森公園森の博記念堂	2023年11月21日（火）	2023年11月22日（水）～26日（日）
29	ボウリング	佐賀市	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯第52回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	ボウラーガス	2023年11月23日（木）	2023年11月23日（木）～26日（日）
30	柔道	佐賀市	第27回九州高等学校新人柔道大会	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2023年11月25日（土）	2023年11月25日（土）～26日（日）
31	銃剣道	大町町	SAGA2024国民スポーツ大会銃剣道競技リハーサル大会	大町町立ひじり学園後期課程体育館	2023年11月26日（日）	2023年11月26日（日）
32	フェンシング	佐賀市	第76回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	—	2023年12月22日（金）～24日（日）
33	バレーボール	鳥栖市	令和5年度第34回全九州選抜高等学校バレーボール大会	サロンプラス8アリーナ	2024年2月9日（金）	2024年2月10日（土）～11日（日）
		吉野ヶ里町		吉野ヶ里町文化体育館		
		みやき町		みやき町中原体育館		

No.	競技名		会場地市町	大会名	競技会場	開会式日程	大会日程
34	バスケットボール		唐津市	全九州高等学校バスケットボール春季選手権大会	唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館 佐賀県立唐津工業高等学校体育館 唐津市文化体育館 唐津市緑西スポーツセンター体育館	2024年3月15日（金）	2024年3月16日（土）～17日（日）
35	空手道		鳥栖市	第5回全九州マスターズ空手道選手権大会	鳥栖市民体育館	2024年3月17日（日）	2024年3月17日（日）
36	体操	トランポリン	佐賀市	第18回全九州トランポリン競技選手権大会	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2024年4月5日（金）	2024年4月6日（土）～7日（日）
37	高等学校野球	軟式	鳥栖市	第63回九州地区高等学校軟式野球大会	鳥栖市民球場	2024年4月21日（日）	2024年4月21日（日）～24日（水）
38	高等学校野球	硬式	佐賀市	第154回九州地区高等学校野球大会（準決勝、決勝のみ）	さがみどりの森球場	—	2024年4月24日（水）～25日（木）
39	馬術		長洲県三木市	SAGA2024馬術競技リハーサル大会（仮称）	三木ホースランドパーク	—	2024年6月1日（土）～2日（日）
40	ローイング（ボート）		佐賀市	令和6年度全九州高等学校体育大会 第59回全九州高等学校ボート競技大会	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	2024年6月14日（金）	2024年6月15日（土）～16日（日）
41	体操	新体操	佐賀市	令和6年度全九州高等学校体育大会 第75回全九州高等学校新体操大会 兼全国高等学校総合体育大会 新体操九州地区予選会	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2024年6月14日（金）	2024年6月15日（土）～16日（日）
42	レスリング		嬉野市	令和6年度全九州高等学校体育大会 第65回全九州高等学校レスリング競技大会	U-Spo（嬉野市中央体育館）	2024年6月15日（土）	2024年6月15日（土）～16日（日）
43	体操	競技	佐賀市	令和6年度全九州高等学校体育大会 第76回全九州高等学校体操競技大会	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2024年6月21日（金）	2024年6月22日（土）～23日（日）

《報告事項⑧》 SAGA2024国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ競技会期について
令和5年3月17日 第11回施設・競技専門委員会 承認

・実施時期：令和6年4月1日～SAGA2024国スポ閉会まで（ただし総合開会式・総合閉会式当日は除く）。

SAGA2024 デモンストレーションスポーツ競技会期 一覧（会期順）

No.	競技名	会場地市町	競技別会期	競技会場名
1	アジャタ	吉野ヶ里町	2024年4月21日（日）	吉野ヶ里町文化体育館
2	ウォーキング	大町町	2024年4月21日（日）	大町町内
3	皿かぶり競走	有田町	2024年4月29日（祝）	有田町東出張所広場
4	さわやかグラウンド・ゴルフ	鹿島市	2024年5月12日（日）	蟻尾山公園
5	3B体操	江北町	2024年5月12日（日）	さがのへそ・ふれあい交流センターネイブル
6	ソフトバレーボール	白石町	2024年5月12日（日）	白石社会体育館、白石町立白石中学校体育館
7	スポーツウエルネス吹矢	武雄市	2024年5月19日（日）	白岩体育館
8	バドミントン	鹿島市	2024年5月19日（日）	鹿島市民体育館
9	スボGOMI	鳥栖市	2024年5月25日（土）	鳥栖市内
10	シャッフルボード	上峰町	2024年6月1日（土）	上峰町体育センター
11	クイズ	上峰町	2024年6月2日（日）	上峰町体育センター
12	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市	2024年6月9日（日）	武雄市立西川登小中学校体育館
13	ユニカール	唐津市	2024年6月23日（日）	唐津市文化体育館
14	室内バタック	鳥栖市	2024年6月29日（土）	鳥栖市民体育館
15	マリンスポーツ	太良町	2024年6月29日（土）	太良町B&G海洋センター艇庫・白浜海水浴場
16	スポーツチャンバラ	嬉野市	2024年7月7日（日）	U-Spo（嬉野市中央体育館）
17	フライングディスク	神埼市	2024年7月7日（日）	日の隈公園グラウンド
18	ラージボール卓球	鳥栖市	2024年7月7日（日）	鳥栖市民体育館
19	スカットボール	佐賀市	2024年7月7日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAブラザ
20	ラダーゲッター	佐賀市	2024年7月7日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAブラザ
21	ロープ・ジャンプ・X	佐賀市	2024年7月7日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAブラザ
22	合気道	佐賀市	2024年7月14日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAブラザ
23	いごてだま	神埼市	2024年7月14日（日）	神埼中央公園体育館
24	滝登り	唐津市	2024年7月28日（日）	唐津市鳴神の丘運動公園及び滝川川
25	パークゴルフ	佐賀市	2024年7月28日（日）	神水川パークゴルフ場
26	ビリヤード	佐賀市	2024年8月4日（日）	ビリヤード セッション
27	草スキー	基山町	2024年9月21日（土）	基肄城跡（さざん公園）
28	スケートボード	唐津市	2024年10月13日（日）	ニタ子三丁目倉庫

○今後のスケジュール

令和5年3月17日 SAGA2024実行委員会施設・競技専門委員会 審議

令和5年3月29日 SAGA2024実行委員会常任委員会 報告

令和5年6月 日本スポーツ協会国体委員会 大会実施要項（総則）案【デモスポ会期（〇月△日～◇月●日）を要記載】 審議

令和5年12月 日本スポーツ協会国体委員会において 大会実施要項（案）【デモスポ全競技の会期を要記載】 審議

SAGA2024国民スポーツ大会競技名の変更について

○正式競技

旧) ボート ⇒ 新) ローイング

※ 協会名等変更に伴う国体委員会における開催基準要項の改正によるもの

SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた表彰規程について

この度、SAGA2024競技会を盛り上げる新しい取り組みの一つとなる、選手の活躍にスポットを当て選手個人を称えることを目的とした「選手の活躍にスポットを当てた表彰制度」実現に向け、本制度に関する基本的な事項を定める「SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた表彰規程」を策定致しました。本取組により、新しいカタチで競技や選手個人、会場地市町の魅力を伝えることができます大会の実現を目指しております。

1 SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた表彰規程の概要について

- 趣旨 : 選手の活躍にスポットを当てた表彰制度に関する基本的な事項を定める
- 実施主体 : SAGA2024実行委員会及び会場地市町実行委員会
※各競技団体と協力して実施する
- 表彰方法
 - ・ 対象 : 「SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた表彰基準」に基づき正式競技の競技会で活躍した選手を表彰
 - ・ 時期 : 表彰は各競技の競技会会期中に実施
 - ・ 副賞 : 受賞者には副賞を贈呈（※副賞は会場地の特産品を想定）
 - ・ 公表 : 受賞者はSAGA2024ホームページにて公表
- 改正 : SAGA2024実行委員会施設・競技専門委員会の承認により行う

※参考：SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた表彰基準について

内容) 各競技の表彰基準（タイトル・内容・決定方法等）を定める

⇒県作成たたき台をもとに、会場地市町・競技団体にて検討いただく

選手の活躍にスポットを当てた表彰規程			
1	趣旨		
2	実施主体		
3	表彰方法		
・			

+

選手の活躍にスポットを当てた表彰基準			
会場地市町	競技	表彰タイトル	決定方法
○○市	○○競技	○○賞	……
○○町	○○競技	○○賞	……

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月17日 表彰規程をSAGA2024施設・競技専門委員会にて承認
令和5年3月29日 表彰規程をSAGA2024常任委員会へ報告
令和6年2月頃 表彰基準をSAGA2024施設・競技専門委員会へ報告
令和6年3月 表彰基準をSAGA2024常任委員会へ報告

《報告事項⑩》

SAGA2024選手の活躍にスポットを当てた
表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024競技会において、選手の活躍にスポットを
当て選手個人を称えることを目的とした表彰に関する基本的な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、SAGA2024実行委員会及び会場地市町実行委員会とし、
各競技団体と協力して実施する。

(表彰方法)

第3条 実施主体は、別に定める「SAGA2024選手の活躍にスポットを当て
た表彰基準」に基づき、SAGA2024正式競技の競技会において活躍した選手
を表彰する。

2 表彰は、原則として各競技の競技会会期中に行う。

3 表彰された選手（以下、「表彰受賞者」という。）には、副賞を贈呈することがで
きる。

4 表彰受賞者は、SAGA2024ホームページにて公表する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、SAGA2024実行委員会施設・競技専門委員会の
承認により、これを行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月9日	第2回自転車（ロードレース）競技会運営委員会承認
令和5年3月15日	第2回馬術競技会運営委員会承認
令和5年3月23日	第2回ライフル射撃（50m/10m/BR/BP）競技会運営委員会承認
令和5年2月8日	第2回カヌー（SL/WN）競技会運営委員会承認

SAGA2024県外競技【自転車（ロードレース）・馬術・ライフル射撃（50
m/10m/BR/BP）・カヌー（SL/WN）】の競技会各種実施計画について

1. 目的

SAGA2024県外競技の各競技会開催実施方針に基づき、会場地自治体、関係機
関・団体等と連携し、競技会開催までの準備や競技会当日の運営を円滑に行うため、各
種実施計画を定める。

2. 主な内容

項目	内容
広報等実施計画	競技会開催までの広報や競技会当日の広報、競技会の 記録等に関すること
競技運営等実施計画	競技役員等の編成、競技用具の整備、自衛隊への協力 要請等に関すること
宿泊・医事衛生業務実施計画	選手・監督等に提供する宿泊や食事、当日の医療救護 体制、防疫、各種衛生関係等に関すること
輸送交通実施計画	参加者の輸送、交通安全対策、駐車場対策等に関する こと
警備・消防防災実施計画	警備対策、消防防災対策、大規模災害・突発重大事案 対策等に関すること
馬事衛生業務実施計画	出場する馬に対する感染症の予防及びまん延防止、競 技会期間中の健康管理・馬診療・装蹄等に関すること

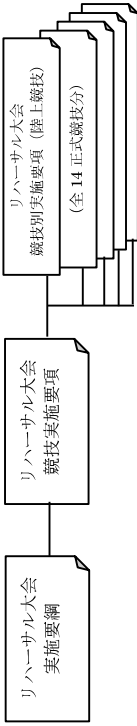
※馬事衛生業務実施計画は、馬術競技会のみ策定

SAGA2024全国障害者スポーツ大会
リハーサル大会実施要綱等について

○ 策定の目的

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」の開催に備え、2024年4月及び同年6月にリハーサル大会を開催します。
本件は、そのリハーサル大会の円滑な運営を図るため、全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）に基づき、大会運営・競技運営に係る各層ごとの実施要綱等を定めるものです。

○ 構成



○ 策定する項目

実施要綱		競技実施要項	競技別実施要項 (基本的な項目)
1 目的	1 競技運営	1 個人競技	1 競技規則
2 主催	(1) 個人競技	(2) 団体競技	2 競技方法
3 競技運営主管団体	(3) 実施態度	(3) 実施態度	3 服装等
4 特別協賛	(4) 開始式・表彰式	(4) 開始式・表彰式	4 招集
5 協賛	(5) 競技記録	(5) 競技記録	5 開始式・表彰式
6 協力企業・団体	(6) 抗議及び成績の発表等	(6) 抗議及び成績の発表等	6 撮影
7 大会期日	2 表彰	(6) 抗議	7 受付・招集
8 実施競技及び大会名	(1) 個人競技	2 表彰	8 介助者
9 実施競技、開催期日及び会場	(2) 団体競技	(1) 個人競技	9 その他
10 出場資格	3 参加申込	(2) 団体競技	(以下、団体競技特有の項目)
11 競技規則	3 参加申込	3 参加申込	1 チーム
12 競技・種目及び障害・年齢区分	(1) 申込方法	(1) 申込方法	2 試合球
13 出場制限	(2) 申込期限	(2) 申込期限	3 組合せ
14 監督会議	(3) 参加申込書の提出先及び問い合わせ方法	(3) 参加申込書の提出先及び問い合わせ方法	4 打順等
15 健康・安全管理	(4) 申込後の変更等	(4) 申込後の変更等	5 出場権
16 参加申込及び参加費用	4 番号布	4 番号布	
17 その他	5 競技場への入退場	5 競技場への入退場	
【別表1】	6 その他	6 その他	
競技・種目及び障害区分			

○ 今後のスケジュール

R5年4月 スポーツ庁、日本パラスポーツ協会報告

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」
リハーサル大会実施要綱

1 目的

第23回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）は、第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」（令和6年10月26日～28日）の開催に備えて、競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、SAGA2024に対する県民の理解と関心を深め、スポーツを通じて障がい者の社会参加の促進とパラスポーツの一層の発展に寄与することを目的とする。

2 主催

佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、基山町、上峰町、白石町、太良町、一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会、佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会、一般社団法人佐賀県身体障害者団体連合会、佐賀県精神保健福祉連合会、一般社団法人佐賀県手をつなぐ育成会、一般社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会、佐賀県難聴者・中途失聴者協会、佐賀県特別支援学校長会、公益財団法人佐賀県スポーツ協会

3 競技運営主管団体

一般財団法人佐賀陸上競技協会、一般社団法人佐賀県水泳連盟、佐賀県アーチェリー協会、佐賀県卓球協会、佐賀県障害者フライングディスク協会、佐賀県ボッチャ協会、佐賀県ボウリング連盟、一般社団法人佐賀県バスケットボール協会、一般社団法人佐賀県ソフトボール協会、佐賀県グラウンドソフトボール協会、佐賀県バレーボール協会、一般社団法人佐賀県サッカー協会

4 特別協賛

大同生命保険株式会社

5 協賛

(1) JAPAN GAMES パートナー（1社（団体））

(令和5年3月1日現在)

松尾建設株式会社

(2) オフィシャルスポンサー（1社（団体））

(令和5年3月1日現在)

西日本電信電話株式会社 佐賀支社

- (3) オフィシャルサポーター (1 社 (団体))

佐賀県信用保証協会

(令和5年3月1日現在)
- (4) オフィシャルサブライヤー (5 社 (団体))

佐賀県オールトヨタ、佐賀ダイハツ販売株式会社、ホンダカーズ佐賀株式会社、西九州マツダ株式会社、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

(令和5年3月1日現在)
- (5) 大会協力企業 (2 社 (団体))

株式会社ルイ高、野中建設株式会社、医療法人卓悠会 さが駅前眼科、株式会社コンドウ企画、Cottage Ureshino(コテージ ウレシノ)、

(令和5年3月1日現在)

6 協力企業・団体

公益社団法人佐賀県理学療法士会、一般社団法人佐賀県作業療法士会、公益社団法人佐賀県柔道整復師会、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

7 大会期日

令和6 (2024) 年4月27日(土)、28日(日)、6月8日(土)、9日(日)

8 実施競技及び大会名

実施競技		大会名
個人競技	陸上競技 (身・知・精)	
	水泳 (身・知)	
	アーチェリー (身) ※	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～ (兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
	卓球 (身・知・精) 【サウンドテーパーブルテニス (身) を含む】	
	フライングディスク (身・知)	※アーチェリー (身) は、第49回九州身体障害者アーチェリー選手権大会を兼ねる。
	ボウリング (知)	
団体競技	ボッチャ (身)	
	バスケットボール (知)	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会バスケットボール競技九州ブロック予選会
	車いすバスケットボール (身)	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会 車いすバスケットボール競技九州ブロック予選会
	ソフトボール (知)	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会ソフトボール競技九州ブロック予選会
	グラウンドソフトボール (身)	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会グラウンドソフトボール競技九州ブロック予選会 兼 第61回九州視覚障害者グラウンドソフトボール大会
	フットソフトボール (知)	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会フットソフトボール競技九州ブロック予選会

団体競技	バレーボール（身）	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技 （身体障がい者の部）九州ブロック予選会
	バレーボール（知）	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技 （知的障がい者の部）九州ブロック予選会
	バレーボール（精）	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会バレーボール競技 （精神障がい者の部）九州ブロック予選会
	サッカー（知）	第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」 リハーサル大会 兼 第23回全国障害者スポーツ大会サッカー競技 九州ブロック予選会

※ 陸上競技における精神障がい者の出場等、リハーサル大会においてはオープン参加として、全国障害者スポーツ大会とは異なる障害区分で競技を行う場合がある。

（注） 身＝身体障がい者が出場できる競技

知＝知的障がい者が出場できる競技

精＝精神障がい者が出場できる競技

9 開催期日及び会場

実施競技		開催期日	会場名
個人競技	陸上競技（身・知・精）	4月27日(土)、 28日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム
	水泳（身・知）	4月27日(土)、 28日（日）	SAGAサンライズパーク SAGAアクア
	アーチェリー（身）	6月9日(日)	鹿島市陸上競技場
	卓球（身・知・精） 【サウンドテーパーブルテニス（身）を含む】	6月9日(日)	基山町総合体育館 基山町民会館
	フライングディスク（身・知）	4月28日（日）	伊万里市国見台陸上競技場
	ボウリング（知）	4月28日（日）	ポウルアーガス
	ボッチャ（身）	4月28日（日）	嬉野市中央体育館（U－S p o）
	バスケットボール（知）	6月8日(土)、 9日(日)	唐津市鎮西スポーツセンター体育館
	車いすバスケットボール（身）	6月8日(土)、 9日(日)	唐津市文化体育館
	ソフトボール（知）	6月8日(土)、 9日(日)	太良町B&G海洋センター運動広場
団体競技	グラウンドソフトボール（身）	6月8日(土)、 9日(日)	白石町総合運動場 （白石中央公園多目的広場）
	フットソフトボール（知）	6月8日(土)、 9日(日)	上峰町中央公園多目的広場
	バレーボール（身）	6月8日(土)、 9日(日)	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ
	バレーボール（知）	6月8日(土)、 9日(日)	サロンパス®アリーナ
	バレーボール（精）	6月8日(土)、 9日(日)	小城市芦刈文化体育館
	サッカー（知）	6月8日(土)、 9日(日)	駅前不動産スタジアム 鳥栖市陸上競技場
	※ 選手の申込状況等に応じて開催期日が変更になる場合がある。		

10 出場資格

- （1） 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
- ア 令和6年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者
- イ 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

- ウ 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- エ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- オ 個人競技については、原則として佐賀県内に住民票を有する者又は佐賀県内に所在する学校に通学している者及び佐賀県内に所在する施設に入所・通所している者。
（ただし、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（STP含む）及びボッチャにおいて
は、近隣県等からの参加を可能とする場合がある。）
- カ 団体競技については、申込み時に参加する県・指定都市に現住所を有する者。
ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の県・指定都市でも参加できるものとする。
- (2) 団体競技については、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3
（1）に規定する九州ブロックの県・指定都市の代表チーム。
- 11 競技規則
適用する競技規則は、令和6年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本バラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）及び別に定める競技別実施要領によるものとする。

- 12 競技・種目及び障害・年齢区分
(1) 競技・種目及び障害区分は、＜別表1＞「第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA 2024」リハーサル大会競技・種目」のとおりとする。
(2) 大会競技規則第2条3項に定める年齢区分の基準日は、令和6年4月1日とする。
- 13 出場制限
(1) 個人競技
個人競技に出場する選手は、複数の競技に出場できるものとする。ただし、同一開催日においては1競技のみ出場できるものとする。
ア 陸上競技・水泳に出場する選手は、原則として2種目まで（リレー種目に出場する選手は3種目まで）出場できるものとする。
イ フライングディスクに出場する選手は、アキュラシーのディスリート5又はディスリート7のいずれか及びディスタンスの計2種目までを選択できるものとする。
ウ アーチェリーに出場する選手は、1種目のみの出場とする。
- (2) 団体競技
団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び同一開催日の個人競技には出場できない。

- 14 監督会議
開催する場合、時間及び会場は別に定める。
- 15 健康・安全管理
健康・安全管理については、参加者各自及びその保護者又は所属施設等において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。
- 16 参加申込及び参加費用
(1) 個人競技の参加選手については、別に定める手続きにより出場選手の競技・種目の申込みを行う。団体競技の参加チーム及び出場選手については、10（2）の県・指定都市が派遣するものとし、別に定める手続きにより申込みを行う。
(2) 参加料は無料とする。なお、選手の参加に要する費用は、参加者において負担するものとする。
(3) 大会当日は、競技会場にテレビ局、新聞社等の報道機関が来場し、選手の氏名・写真・映像が報道されることがある。また、競技プログラムや大会ホームページ等に障害区分（重複障がい含む。）、年齢区分、氏名、選手団名、競技中の写真および競技記録等の掲載や主催者による競技会等のインターネット中継を行う場合があるので、このことを了承の上、申し込むこと。
- 17 その他
(1) 佐賀県選手において、リハーサル大会における個人競技の記録は、第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA 2024」に出場する佐賀県代表選手を選考する際の参考資料とする。
(2) 各競技は雨天決行とする。ただし、主催者が荒天又はその他の都合で実施できないと判断した場合は中止とする。
(3) 参加者は環境に配慮した大会運営に努めることとする。
ア できる限り公共交通機関を利用して来場すること。
イ ゴミは各自持ち帰ること。
(4) この要綱に定めるもののほか、リハーサル大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

3.アーチェリー

	区分番号	障害区分	リカーブ			●男女別 コンパウンド
			50m・30m	30m・30m	40m・30m	30m・30m
肢体不自由	1	第8頭端まで残存	●	●	●	●
	2	その他の重いつ	●	●	●	●
	3	上肢障害	●	●	●	
	4	下肢障害 (椅子、車いす使用を含む)	●	●	●	
	5	体幹	●	●	●	●
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害	6	脳原性麻痺 (椅子、車いす使用を含む)	●	●	●	
	7	聴覚障害	●	●	●	
	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●	●	
内部障害						

※「第8頭端まで残存」には、「第6頭端まで残存」および「第7頭端まで残存」は出場できるものとする。

4.卓球

	区分番号	障害区分	◎男女別、年齢区分別			●男女別 STT
			片上肢障害	片下肢障害	卓球	
1	下肢障害	1	片上肢障害		◎	
		2	両上肢障害		◎	
		3	片下腿切断または、片下腿不完全		◎	
		4	片大腿切断または、両下腿切断		◎	
		5	片下腿完全または、両下腿不完全		◎	
肢体不自由	2	6	片下腿および片大腿切断		◎	
		7	両大腿切断または、両下腿完全		◎	
		8	体幹		◎	
		9	第8頭端まで残存 ※1		◎	
		10	座位パラフラスなし		◎	
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	11	その他の重いつ		◎	
		12	車いす使用		◎	
		13	杖または、松葉杖使用		◎	
		14	上肢に不随意運動あり		◎	
		15	上肢に不随意運動なし		◎	
視覚障害 ※2	16	16	片側障害		◎	◎
		17	アイマスクまたは、アイシールドあり ※3		◎	
		18	アイマスクまたは、アイシールドなし		◎	
		19	聴覚障害		◎	
		20	知的障害		◎	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害						
知的障害						
精神障害						

※1 「第8頭端まで残存」には、「第7頭端まで残存」および「第6頭端まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシールドの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシールドを装着する。

5.フライングディスク

	アキアジョー	◇区分なし ●男女別 ○オープン参加	
		ディスリート5	ディスリート7
肢体不自由		ディスリート5	ディスリート7
視覚障害			
聴覚障害			
知的障害			
内部障害 ※			
精神障害			

※ 精神障害の障害区分については、オープン参加とし、第23回全国障害者スポーツ大会への選考対象外とする。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」

リハーサル大会競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 競技は男女別にする。ただし、陸上競技の4×100mリレー、水泳の200mリレー及び200mメドレーリレー、フライングディスクのエキキュラシー種目及びボッチャは除く。

イ 競技の組は8名以内とし、予選を行わず1回の決勝競技とする。ただし、卓球は4名以内のブロック、ボッチャは3チームまたは4チームのプールに分かれて行うこととし、競技方法は別に定める。

ウ 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は、障害区分及び年齢区分別に行う。なお、ボッチャは障害区分によらずプールを形成し、各プールにて順位決定及び表彰を行う。

(2) 団体競技

ア バスケットボール及びバレーボール（身体障がい者の部・知的障がい者の部）は男女別、バレーボール（精神障がい者の部）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

イ 試合は、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3（1）に規定する九州ブロック県・指定都市チーム対抗とし、競技別実施要領に定めるところにより実施する。

ウ 競技日程に支障がない範囲で、交流試合を実施することができる。

(3) 実施態度

実施態度は、主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は、選手のコンドیشن等に配慮して簡素に行う。

イ 表彰式

(ア) 陸上競技、水泳、卓球（STT含む）、フライングディスク及びボッチャは、随時表彰を行う。

(イ) (ア) 以外の競技は、競技終了後に行う。

(5) 競技記録及び成績の発表等

各競技の記録及び成績は、各競技会場内の記録速報板等に掲示するとともに、SAGA2024のホームページに掲載する。

(6) 抗議

ア 競技上の抗議については、令和6年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本バラスポーツ協会制定）に定めるところによる。

イ 選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することでは

きない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組（組に異なった表彰区分がある場合は、その表彰区分による。）ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。

なお、陸上競技における視覚障がい選手の伴走者およびボッチャにおけるランブオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。

(2) 団体競技

優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状を、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

3 参加申込み

(1) 申込方法

ア 個人競技

県内の参加希望者は、所定の参加申込書により、実行委員会事務局へ申し込むものとする。ただし、学校や施設等（以下、「取りまとめ団体」という。）に所属する参加希望者については、取りまとめ団体を通じて申し込むものとする。

県外からの参加希望者は、住民票の所在地である県又は指定都市を通じて、所定の参加申込書により、実行委員会事務局へ申し込むものとする。

イ 団体競技

参加チームの派遣を行う九州ブロック内の県又は指定都市（以下、「派遣団体」という）は、所定の参加申込書により、実行委員会事務局へ申し込むものとする。

(2) 申込期限

令和5年12月22日（金）必着とする。

(3) 参加申込書の提出先及び問い合わせ先

申込者（取りまとめ団体、派遣団体を含む）は、封筒に「参加申込書在中」と朱書きし、参加申込書を以下へ送付すること。

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

SAGA2024実行委員会事務局

（佐賀県SAGA2024・SSP推進局

SAGA2024競技運営チーム 全国障害者スポーツ大会担当）

TEL：0952-25-7405（直通）

(4) 申込後の変更の取扱い

原則として、申込締切後の変更は認めない。

4 番号布

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。

ただし、水泳に出場する選手はIDカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

(2) 番号布（IDカードを含む。）は主催者が準備し、選手に配布する。

(3) 番号布の布地の色は、障がい別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。
なお、障がいが重複している場合には、出場する障がい部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmに他の重複する障がい部門の色を表示する。

ア 肢体不自由者 白
イ 視覚障がい者 薄緑
ウ 聴覚障がい者 黄
エ 知的障がい者 桃
オ 内部障がい者 水色
カ 精神障がい者 薄茶

5 競技場への入退場

(1) 係員の指示に従うものとする。

(2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、あらかじめ主催者の許可を受けた者に限る。

6 その他

参加者は、主催者が定めた新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。その他、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～」
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)
陸上競技実施要領

1 競技規則
令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ
大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は、決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全に十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い、安全に留意して行う。

(1) 場所
セカスタ(第2競技場)及び多目的広場(第2補助競技場)

(2) 使用方法
ア 車いすを使用する練習は、第1・第2レーンを周回使用する。(第3レーンにカラコーンを設置する。)

イ スタート及び短距離練習は、バックストレート側の第7・第8レーンを使用している場合は、視覚障がい者の練習を優先する。リレー練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。第6レーンにカラコーンを設置する。)

ウ ランニングは、トラック外・フィールド内の芝生を使用する。

エ 視覚障がい者の50m・100m競争の練習は、ホームストレート側の第7・第8レーンを使用する。

オ 走高跳の練習は、第1・第2コーナー側フィールド内の走高跳ピットを使用する。

カ 立幅跳及び走幅跳の練習は、指示されたピットを使用する。

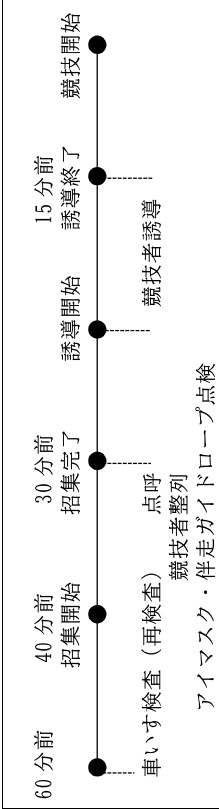
キ スラロームの練習は、指定された専用コースを使用する。

ク ビーンバック投の練習は、セカスタ(第2競技場)内の指定されたピットを使用する。

ケ 砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスローの練習に関しては、多目的広場(第2補助競技場)の指定された場所を使用する。

(3) その他
多目的広場(第2補助競技場)での練習については、各チームの監督、コーチが必ず付き添い、事故のないよう責任を持って行う。

3 招集
(1) 招集場所は、第4ゲート付近とする。
(2) 招集の流れは競技開始時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

ア 競技者は、競技開始時刻の40分前から30分前までに点呼を受ける。代理は認めない。

イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。

ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。

エ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻60分前までに、オーダー用紙2枚(同じ物)に記入し、TIC(テクニカルインフォメーションセンター)に提出する(オーダー用紙は事前に配布する)。

オ 併走者のガイドロブは、招集所において長さを確認する。

カ 障害区分24の競技者が装着するアイマスクは、招集所において光が漏れないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないように手荷物検査を行う場合がある。

4 車いすの検査(投てき台を含む。)

(1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。

(2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。

(3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる(時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない)。

5 服装等

(1) 競技を行う時は、競技用の服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を着用しなければならない。

(2) 番号布(アスリートビブス)は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部につける。ただし、走高跳の競技者は胸部又は背部のどちらかに付けられよい。また、車いす使用者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。

(3) 腰ナンバー標識は、左右の腰(車いす競技者はヘルメットの両側、車いす50mに出場する競技者は両腕等)によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。

(4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる。競技用靴のスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳、ソフトボール投及びジャベリックスローは12mm以下とする。靴底の厚さは、トラック競技では800mm未満の種目(リレーを含む)は最大20mm、800m以上の種目は最大25mmとする(フィールド競技に関しては靴底の厚さの規定は適用しない)。なお、障がい

により補装具等を使用している場合は、この限りではない。ただし、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

(1)「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。

(2) 介助者の服装は運動靴及び運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。

(3) 伴走者は、50cm以内の非伸縮性のガイドロープを持つこととする。フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。

(4) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような声掛け等をしてはならない。声掛け等は助力とみなされ、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする（介助者が競技の伴走をした場合も助力とみなす）。

(5) 介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持又は使用することはできない。また、競技に関係のない物について持ち込むことはできない。

7 競技場への入退場

(1) 競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。

(2) 競技が終了した競技者は、競技役員又は競技補助員により競技終了者待機所に誘導された後、競技者解散所に誘導され解散する。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技役員又は競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで誘導され、表彰が終わったら入賞者解散所に解散する。

8 競技方法

(1) トラック競技の走路順又は競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。

(2) 50m、100m、200m、400m競走及び4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。ただし、視覚障がい者（障害区分24）の50m競走は、オープンレーンで1名ずつ行う。

(3) 800m競走は第1曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。

(4) トラック競技でほかの競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わず、レースは成立したものである。

(5) セパレートレーンで行う視覚障がい者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1競技者に2レーンを割り当てる。

(6) 視覚障がい者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）又は競技者自身で用意したものを使用することができる。

(7) 聴覚障がい者の100m、200m競走のスタートでは、光刺激スタート発信装置を設置する。

(8) リレーの参加区分は、男女混合とする。

(9) 走高跳を除くフィールド競技は3回までの試技が許される。

(10) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。

(11) 視覚障がい者（障害区分24・25）の立幅跳及び投てき種目については、必要に応じて競技役員又は競技補助員が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。

(12) 視覚障がい者（障害区分24）の競技者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクを装着しなければならない。アイマスクを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。

(13) 全ての視覚障がい者の走高跳の踏切板の長さは1mとする。

(14) 走高跳において、表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さ又はバーの上げ幅については、当該審判又は審判長が決定する。

(15) 走高跳のバーの最初の高さは、下記の通りとする。バーの上げ方は一律2cmとする。

○区分2・区分3：男子140cm、女子120cm

○区分25：男子115cm、女子100cm

○区分26：男子130cm、女子100cm

○区分27：男子100cm、女子100cm

(16) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとす。

(17) 砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行う。

※車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げられる場合がある。

(18) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技をしなければならない。ヘルメットの貸し出しは行わない。

(19) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。

9 表彰式

表彰式は、各組の競技終了後に順次行い、各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。また、視覚障がい選手の伴走者にも選手と同様にメダルを授与する。

10 その他

(1) 競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、実施本部員及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者及び視察員等関係者以外は立ち入ることができない。

(2) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶ。

(3) 抗議については、大型スクリーンでの記録発表後、30分以内に競技者自身又は代理人あるいはチームを公式に代表する者がTIC（テクニカルインフォメーションセンター）まで申し出ること。その後の抗議は、一切受け付けない。

(4) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
水泳競技実施要領

1 競技規則

令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 使用プール

- (1) プールの水深は140cmとする。
- (2) プールの水温は27.5℃とする。
- (3) 入退水専用レーンには、両隅に低床フロアを設置する。

3 招集

- (1) 招集は、競技開始予定時刻の30分前から行い、15分前までに完了する。
- (2) 招集時刻に遅れた選手は、棄権とみなす。
- (3) 競技時刻は、進行的都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。

(4) 選手は、招集時に主催者が用意したIDカードを必ず携帯すること。

(5) 前レースの表裏終了時間から次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。

(6) 障害区分23の者が装着する光を通さないゴーグルは、招集所において競技役員が、光の漏れがないかを確認する。確認後はそのゴーグルを競技終了まで装着すること。

4 リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までに選手総合受付に提出すること。

5 選手紹介

ゲートから1人ずつ(1チームずつ)入場し、その際に選手紹介を行う。入場は、6レーンから順に行う。ゲート後方への選手誘導は競技役員が、レーンへの選手誘導は競技補助員が行う。

6 介助者等

- (1) 障がいによりやむを得ず介助者による補助や指示が必要な選手については、介助者または同伴者の入場を許可することができる。
- (2) 申請対象となる障害区分

ア 競技規則上可能な介助

(ア) スタート介助(入退水介助含む。)

- ・ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁に付けることができない競技者
- ・ 障害区分 11、13、17、19、22

(イ) タッピング

- ・ 障害区分 23

※必ず介助が必要。(50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要)

- ・ 障害区分 24

イ 競技規則以外で可能な介助

入退水介助

障害区分 14、15、16

ウ 競技規則以外で可能な同伴

(ア) 情緒不安定

障害区分26及び同等の障がいが重複する競技者(他の競技者に迷惑をかける場合に限る。)

(イ) 種目の指示

障害区分26及び同等の障がいが重複する競技者(泳ぐ種目を理解できない場合に限る。)

(3) 申請

ア 介助及び同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて主催者に申請しなければならない。

イ 本項(2)「申請対象となる障害区分」以外で同等の障がいを有し、介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ 参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、出場競技開始予定時刻の60分前までに「介助許可証(ビブス)交付申請書」を選手総合受付に提出し、審判長の許可を得なければならない。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障がいの種類や程度によらない理由での申請は認めない。

(4) 禁止事項

ア 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング(声かけを含む。)をしてはならない。

(ア) 他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

(イ) 本項(2)ウ(イ)「種目の指示」の場合は、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所において許可されたこと以外をしてはならない。例えば、カメラ、ストロップウォッチ、携帯電話等の使用は認めない。

7 誘導

(1) 競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従うこと。

(2) 選手は競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて解散する。なお、入賞者については、表彰式終了後、選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。すべての出場種目が終了した選手は、選手解散所でIDカードを返却する。

8 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。障害区分25のスタートにおいては、光刺激スタート合図システムによりスタートの合図を行う。

9 計時

- (1) 計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。
- (2) 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動審判計時装置により計測した記録とする。

10 浮具の使用

障害区分22の浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

11 貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合、主催者に対して参加申込時に申請すること。なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

12 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にする。ただし、編成上やむを得ず種目順を変更することがある。

13 開始式・表彰式

- (1) 開始式
 - ア 開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。
 - イ 開始式に参加する選手は、開始式開始10分前までに、プールサイドの指定された場所に集合すること。
 - ウ 開始式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。
- (2) 表彰式
 - ア 表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。
 - イ 表彰式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

14 撮影

- (1) 介助者または同伴者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

- (2) フラッシュ撮影は禁止する。

15 更衣・服装

- (1) 国際水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により国際水泳連盟の公認した水着の着用が不可能な場合、競技会前日の自選手団公式練習終了までに「国際水泳連盟規定外の水着使用申請書」を選手総台受付へ提出し、審判長の許可を得ること。
- (2) 更衣は、更衣室を利用すること。異性の介助を必要とする者は、参加申込時に申請のうえ、専用の更衣室を使用すること。
- (3) 更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩き回らないこと。

16 ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

17 その他

- (1) 競技エリアへは、競技者のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (3) 土足禁止の区域制限を守ること。
- (4) 競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
- (5) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (6) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、主催者において別途決定する。

別表 種目順

1	25m自由形	6	50m平泳ぎ
2	25m平泳ぎ	7	50m背泳ぎ
3	25m背泳ぎ	8	50mバタフライ
4	25mバタフライ	9	4×50mリレー
5	50m自由形	10	4×50mメドレーリレー

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
兼 第49回九州身体障害者アーチェリー選手権大会
アーチェリー競技実施要領

- 1 競技規則
令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 競技方法
(1) 1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
(2) 行射時間は3射2分とする。
(3) 練習は競技開始前に行い、「3射2分矢取り」を2回繰り返す。
(4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
(5) 得点記録及び矢の回収の権利は、チームの監督、競技者の代行者（エージェント）もしくは競技運営主管団体に委託する。

- 3 的番・立順
的番及び立順は、主催者が決定する。

- 4 用具
競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

- 5 服装等
(1) 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
(2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクイパー又は大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。
なお、指定の場所への表示が難しい場合は、状況に応じて別途指示をする。

- 6 用具検査
用具検査は、令和6（2024）年6月9日（日）に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

- 7 開始式・表彰式
(1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
(2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 アシスタント

- (1) 障害区分1又は特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。競技者の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を得て競技者と同じゼッケンの交付を受け、表彰式終了時まで着用する。
(2) アシスタントは、必要に応じてシューティングライン（SL）まで入場することができる。
(3) 競技者に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。
(4) アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。
(5) アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んではならない。
(6) アシスタントは、競技役員の指示に従わなければならない。
- 9 その他
(1) 競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティア及びあらかじめ許可されたアシスタント、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
(2) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取り扱い、主催者において決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～」
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)
卓球競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技種目は、一般卓球とサウンドテンドーブルテニス（以下「STT」という。）とし、5ゲームズマッチ（1ゲームは11点）で行う。
- (2) 試合は、各ブロックともリーグ戦方式で行う。
- (3) 各ブロックは4名以内とし、原則として同一の障害区分、性別及び年齢区分の選手で構成する。
- (4) 出場選手の少ない障害区分、性別及び年齢区分では、別の障害区分、性別及び年齢区分の選手と併せて同一ブロックを構成することがある。ただし、順位の決定、記録の認定及び表彰は、それぞれの障害区分、性別及び年齢区分別に行う。

3 競技用具・競技条件等

- (1) 一般卓球の競技用具
 - ア テーブルの色は、ブルーを使用する。
 - イ 使用球は、公益財団法人日本卓球協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
 - ウ 競技領域は、長さ8 m、幅5 m以上とする。
- (2) STTの競技用具・競技条件
 - ア 使用球は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
 - イ アイマスク又はアイシェードは各自で用意することとする。
 - ウ 競技領域は、長さ5 m、幅4 m以上とする。

4 服装等

- (1) 競技用服装は、公益財団法人日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならぬ。身体の障がい等により日本卓球ルールで定められた服装の着用が困難な者は、事前に「服装緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。
- (2) 主催者が交付した番号布（ゼッケン）を競技用服装の背部に付けること。
- (3) 義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り、接触面にあてがう布やカバー等を用意すること。

5 選手招集

- (1) 選手招集時刻は、試合開始15分前とする。
- (2) 選手招集時刻に遅れた選手は、原則として棄権とみなす。

6 サービス規定緩和

身体の障がい等によりサービスの規定の緩和が明らかに必要な場合は、事前に「サービス緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

7 介助者

- (1) 介助が必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができる。ただし、介助者はベンチ（アドバイザー席）に入ることができない。
- (2) 「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (3) 介助者は、競技者が競技上有利になるような助言等をしてはならない。
- (4) 競技場内に競技上必要な物以外を持ち込むではない。
- (5) 介助者は、競技会場内では、競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

8 開始式・表彰式

開始式及び表彰式は、競技会場で行う。

9 その他

- (1) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (2) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～」
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
フライングディスク競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技は、全て競技役員の指示により進行する。
- (2) 競技は、主催者が用意した公式用具により行う。

3 服装等

- (1) 競技を行うときは、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、靴はスパイクが付いていない運動靴を着用する。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。

4 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、各組競技終了後に順次行う。

5 受付・招集

- (1) 選手は競技会場到着後、選手受付所において選手団ごとに受付を行う。
- (2) 選手招集所は、競技会場内に設ける。
- (3) 招集は、その組の競技開始予定時刻 20 分前に開始し、10 分前に完了する。
- (4) 選手は招集完了時刻までに選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受ける。招集時刻に遅れた者は棄権とみなす。

6 介助者

- (1) 介助者として競技場内への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならぬ。許可を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (2) 介助者は、スパイクが付いていない運動靴を着用する。
- (3) 介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技場内での写真撮影及び通信機器の使用を禁止する。

7 その他

- (1) 大会当日のディスクを使用した練習は練習会場に限る。練習会場では安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。

- (2) 練習用ディスクは、主催者が用意する。
- (3) 競技場内への入退場は、競技役員の指示により行う。
- (4) 競技及び表彰の終了した選手は、競技役員又は競技補助員が解散所まで誘導し、解散する。
- (5) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティア及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (6) 原則として、雨天であっても競技を実施するため、雨具、防寒具等は各自で準備するものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、は、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 「パラスポーツ大会～競技記録会～」
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)」
ポッチャ競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本ポッチャ協会競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム編成

<午前の部>

- (1) チームは構成せず、男女の区別のない個人戦とする。
- (2) 座位で競技する選手で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを1名、投球することが困難でランプを使用して競技をする者にランプオペレーターを1名認める。
- (3) コーチを1名配置することができる。

<午後の部>

- (1) 男女の区別、立位・座位の区別なく、2人1組でチームを構成する。（チーム構成は立位・座位各1名、立位2名、座位2名のいずれでも可とする）
- (2) 座位で競技する選手で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを1名、投球することが困難でランプを使用して競技をする者にランプオペレーターを1名認める。
- (3) チームにはコーチを1名配置することができる。

3 競技方法

<午前の部>

- (1) 立位と座位のプールの別に分かれ、各プールにてリーグ戦を行う。なお、プール分けに際して障害区分は考慮しない。
- (2) 試合は1対1の個人戦を2エンド行い、2エンドの総得点で勝敗を決定する。2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決定する。
- (3) ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ6分とする。タイブレイク（ファイナルショット制度）では、投球時間は設定しない。

<午後の部>

- (1) 3チームまたは4チームのプールに分かれ、各プールにてリーグ戦を行う。なお、プール分けに際して障害区分は考慮しない。
- (2) 試合は2対2のペア戦を2エンド行い、2エンドの総得点で勝敗を決定する。2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決定

する。

- (3) 1人3球投球するが、ベア内の投球の順番は問わない。
- (4) ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ5分とする。タイブレイク（ファイナルショット制度）では、各チームの投球時間は設定しない。
- (5) リーグ戦終了後にエキシビション（各リーグ上位選手によるトーナメント等）を実施することがある。

4 コート

- (1) コートの大きさは12.5m×6mとする。
- (2) コートのラインテープはボックスサイドライン、ターゲットボックス、クロスには2.5cm幅、それ以外は5.0cm幅の白色ラインテープを使用する。
- (3) 午前の部にて使用するスローイングボックスは3番と4番のみとする。
午後の部にて使用するスローイングボックスは2番、3番、4番、5番とする。

5 ボール

- (1) 主催者にて以下のボールを用意する。

アポワテック BC-AP-001

- (2) 選手は（1）にて示すボールではなく、自身が用意するボールを使用してもよい。また、<午後の部>に出場するチームが、自身が用意するボールを使用する場合、どちらのチームも自分たちが使用するボールを1セット持って試合に臨むことができるが、これより多いボールを試合に持ち込むてはならない。

6 用具検査

- (1) 用具検査は競技実施日にランダムチェックにて実施する。
- (2) 検査の結果、基準を満たしていないと判断された競技用具は、試合では使用できない。なお、ボールが基準を満たしていないと判断された場合、試合では主催者が用意するボールを使用しなければならない。

7 ウォーミングアップ

- (1) ウォーミングアップは、試合を行うコートにて各試合開始前に2分間の時間を設ける。
- (2) 会場内に練習専用コートは設置しない。

8 招集

- (1) 招集所は設置しない。そのため、選手、競技アシスタント及びコーチは、試合開始20分前から10分前の間に、オーダーシート及び使用する競技用具を持参し、試合を行うコートに集合すること。
- (2) 招集時間に現れなかった選手は原則として棄権とみなし、試合に出場できない。また、招集時間に現れなかった競技アシスタント・ランプオペレーター、コーチは原則

として試合に参加できず、持参されなかった競技用具は原則として試合では使用できないものとする。

(3) 試合を行うコートにてオーダーシートの提出及びコイントスによる投球順序の決定を行う。

9 ゼッケン

ゼッケンは選手に1枚、競技アシスタント・ランプオペレーターに1枚配付する。選手は胸か足（前面）、競技アシスタント・ランプオペレーターは背中にゼッケンを取り付けることとする。ゼッケンを付けていない選手、競技アシスタント・ランプオペレーターは招集時の受付ができないので注意すること。

10 競技進行

競技時間は、原則、プログラムに記載の競技日程表にしたがって行われるが、試合の延長などにより遅延することがある。その場合は、会場内の記録掲示板に掲示される競技日程表に時間の変更を記載するので、選手及びチーム関係者は都度確認を行うこと。

11 表彰

- (1) 各ブール3位までの選手にメダルを授与する。また、ランプを使用する選手の場合、ランプオペレーターにも選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 競技アシスタント及びコーチはメダル授与の対象外とする。

12 開始式・表彰式

<午前の部>

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前に競技会場内で行う。

イ 開始式に参加する選手は、開始式開始5分前までに、競技会場内の指定された場所に集合すること。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、リーグ戦終了後に行う。

<午後の部>

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前に競技会場内で行う。

イ 開始式に参加する選手は、開始式開始5分前までに、競技会場内の指定された場所に集合すること。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、リーグ戦終了後に行う。

13 撮影

- (1) 競技アシスタント・ランプオペレーター、コーチによる競技中の撮影は禁止する。
- (2) フラッシュ撮影は禁止する。

14 その他

- (1) 競技エリアへは、選手のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (3) 競技エリアは土足禁止であるため、各自体育館シューズに履き替えること。なお、車いすの選手については、競技エリア入口に設置する粘着マットシートにてタイヤの汚れを落とすこと。
- (4) 競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
- (5) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (6) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 パラスポーツ大会～競技記録会
(兼 第23回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)
ボウリング競技実施要領

1 競技規則
令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法
(1) 試合の方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式で行う。
(2) 競技は、すべてスクラッチ2ゲームとし、その合計得点により順位を決定する。
※順位決定の際、同点の成績の場合は規定に基づきゲームローハイにて決定する。
(3) 原則として、ゲームは1ボックス（2レーン）8名までとし、1フレームごとに交代で投球する。
(4) 投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う2つのレーンで10分間行う。
(5) 隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側レーンの選手を優先する。
(6) ファウルについては、自動式ファウル判定機を使用する。
(7) オートマチックスコアラールの操作及び個人記録カードの記入は、すべて競技役員が行う。
(8) 競技は、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行う。

3 服装等
(1) 服装は、ボウリング競技をするうえで支障のないものを着用する。
(2) ソックスを必ず履くこと。
(3) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを胸部及び背部に付ける。

4 招集
(1) 受付後、指定されたボックスに招集し、Aグループの選手は開始式の開始10分前、Bグループの選手は投球練習の開始10分前に完了する。
(2) 招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなし、競技に出場できない。

5 開始式・表彰式
(1) 開始式は、Aグループの競技開始前に競技会場で行う。
(2) 表彰式は、各グループの競技終了後に競技会場で行う。

6 その他
(1) 選手は、競技中ボウラーズエリアを離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず競技役員に申し出ること。
(2) 選手以外にボウラーズエリアへ入ることができる者は、競技役員、競技補助員のほか、各選手団の監督またはコーチ（各選手団、IDカードを付けた1名のみ）とする。各選手団の監督またはコーチが立ち入ることができるエリアは、自チームが競技しているボックスのみとする。

(3) 競技会場のハウスボール及びハウスシューズを使用しようとする場合は、参加申込書にその旨を記載し、主催者が競技会場において用意する。

ア ハウスシューズは、主催者が所定の場所に用意し、選手はボウラーズベンチ後方の通路で履き替える。

イ ハウスボールは、主催者が所定の場所に用意し、選手は競技終了後、速やかに元の場所に返却する。

(4) ボールを拭くタオルは、選手自ら用意すること。

(5) 競技上不明な点は、競技本部に問い合わせること。

(6) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
バスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、トレーナー1名、選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中、実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていない場合は選手として出場できない。この場合、選手の数に選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女別にチームを構成する。

3 競技方法

- (1) 試合は、佐賀県チームを除く男女別トーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に、佐賀県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間及び第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターは、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい）のユニフォームを着用すること。
ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (2) 番号は、0.00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定球とし、男子は7号球、女子

は6号球とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和6年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

7 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

8 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

9 出場権

この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行う。時間及び場所は別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所での観覧及び応援することができる。
- (4) 決められた席に、トレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは実際に施術ができるものとし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習は定められた場所ですべて安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、主催者において決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
車いすバスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本バスケットボール協会制定)によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの構成は、コーチ1名、アシスタント・コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。
- (2) コーチ、アシスタント・コーチ又はマネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていない場合は選手として出場できない。この場合、選手の数は、選手を兼ねるコーチ、アシスタント・コーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- (3) 男女混合のチーム構成も可とする。なお、コート内でプレーする女子選手がいる場合は、コート内(5人)のプレーヤーの持ち点合計より女子選手1人につき1.5点を減算する。ただし、コート内でプレーする女子選手の減算は2人までに適用する。

3 競技方法

- (1) 試合は、佐賀県チームを除くトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、佐賀県チームを含む交流戦を実施する。
- (2) トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間及び第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフ・タイムをおく。
- (3) 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターは、一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則の第4クォーターのルールを適用する。ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- (1) 出場選手は、濃色と淡色(白色が望ましい)の2種類のユニフォーム(シャツ)を用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色／(白色)のユニフォーム(シャツ)を着用すること。ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- (2) 背番号は、0.00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定7号球とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和6年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもと、代理抽選を行い、決定する。

7 出場選手の持ち点の確認及び競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の選手登録証及び持ち点カードにより、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。持ち点について疑義が生じたときは、審査を行って持ち点を変更することがある。

8 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

9 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

10 出場権

この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

11 その他

- (1) 開始式の前に監督会議を行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。
- (2) 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム(シャツ)又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用のうえ、競技用車いすで参加すること。
- (3) 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で見及び応援することができ。
- (4) 決められた席に、トレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録したものに限る。このトレーナーは実際に施術ができるものと、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 練習は定められた場所ですべて安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
ソフトボール競技実施要領

1 競技規則
令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本バ
ススポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム
(1) チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内及び選手15名以内(男女は問わない)
とする。
(2) 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手と
して出場できない。この場合の選手の数、選手を兼ねる監督及びコーチを含め
15名以内とする。

3 競技方法
(1) 試合は佐賀県チームを除くトーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外
に佐賀県チームを含めた交流戦を実施する。
(2) 試合は5回制とし、試合開始後80分を経過した後は、新しい回に入らない。
(3) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を
限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しい回には入らない。それでも同点
の場合は、最終回に出場していた選手9名（DPP制を採用した場合はFP選手を除
く）の抽選によって勝敗を決定する。
(4) 3回終了以降、10点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。ま
た、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断され、コールドゲームとなった
場合は、3回以上の回を終了していれば、正式の試合と認める（決勝戦を含む）。
(5) ファーストピッチにより行う。
(6) 競技場のフェア地域及び塁間距離と投球距離は、女子の規格に準じる。
(7) バスボール、振り逃げ、スクイズバント及び、盗塁は適用しない。
(8) ピッチャーが投球したボールが、ホームベースを通過した時点でボールデッドと
し、キャッチャーからの牽制、暴投による進塁など、その後のプレーは成立しない。
(9) ランナーが帰塁を故意に遅らせた場合は、審判団から嚴重に注意し、再度繰り返
す場合は、審判団の判断で遅延行為によりランナーをアウトとする。
(10) 指名選手（DPP）及び再出場（リエントリー）を採用する。
(11) 試合球は、公益財団法人日本ソフトボール協会検定ゴム製3号球とし、主催者が
用意する。

4 服装等
(1) 同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しな
ければならない。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
(2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コ
ーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。
また、ユニフォームの左袖（左肩から10cm程度）に県・指定都市名を表示するこ
と。
(3) 打者・打者走者・走者、次打者及び1・3塁のベースコースコーチは、両耳あてのある

同色のヘルメットを着用する。また、捕手は、スロータガード付きマスク、捕手用
ヘルメット、ボディプロテクター及び膝当て付きレガースを着用する。
(4) 金属製スパイクの使用は禁止する。

5 組合せ
組合せは、令和6（2024）年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が
関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等
(1) 打順表は、試合開始時刻の30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただ
し、第1試合は、開始式終了後に提出すること。なお、打順表は監督会議において
競技本部から配布する。
(2) 攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと、コインのトスによって決定
する。

7 開始式、表彰式
(1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
(2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権
この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他
(1) 監督会議は競技開始前に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
(2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
(3) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チーム
スタッフとは別にトレーナー等を帯同しているチームは、1名ベンチに入ることが
できる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、
実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ま
しい。
(4) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
(5) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
(6) 練習球は、各チームが用意する。
(7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
兼 第61回九州視覚障害者グラウンドソフトボール大会
グラウンドソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1）チームの編成は、監督1名、選手15名以内（男女は問わない）とし、他に専任のコーチャー4名以内、スコアラ―1名及びマネージャー1名を設けてもよい。
- （2）監督が選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督を含め15名以内とする。

3 競技方法

- （1）試合はトーナメント戦方式とする。
- （2）試合時間は90分（決勝・3決は110分）とする。7回までとし、試合開始後80分（決勝・3決は100分）を経過した後は、新しい回には入らない。
- （3）同点の場合は、制限時間内において延長戦を行う。それでも同点の場合は、最終出場選手10名の抽選によって勝敗を決定する。
- （4）指名打者（DH）及び再出場（リエントリー）を採用する。
- （5）試合球は、全日本グラウンドソフトボール連盟公認球とし、主催者が用意する。

4 服装等

- （1）同一チームの監督、コーチャー及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。
- （2）ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、専任のコーチャーは31番から34番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。また、ユニフォームの左袖に県・指定都市名を表示すること。
- （3）競技中、コーチャーズボックスにいるランナーコーチャーは、黄色の帽子を着用すること。
- （4）スコアラ―及びマネージャーは、ユニフォームを着用してはならない。
- （5）金属製スパイクの使用は禁止する
- （6）危険防止のため、競技中の選手（コーチャー含む）は、腕時計、ブレスレット、ネックレス等、危険と思われるものを着用してはならない。

5 組み合わせ

組み合わせは、令和6（2024）年2月に開催するプログラム編成会議において主催者が、関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。

6 打順表等

- （1）打順表は、試合開始時刻30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は開始式終了後に提出すること。

- （2）攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと決定する。

7 開始式・表彰式

- （1）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- （1）監督会議は競技開始前に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- （2）ベンチは、組み合わせ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- （3）ベンチ内へは、監督、コーチャー、選手、スコアラ―、マネージャー以外は入ることができない。
- （4）競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- （5）アイシエード、全盲プレイヤーの標示物、黄色標示物、コーチャー用帽子及び練習球は、各チームで用意すること。
- （6）練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- （7）練習球は、各チームが用意する。
- （8）荒天時ほか不測の事態が生じた場合等の取扱いは、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会

バレーボール競技実施要領

(身体障がい、知的障がい、精神障がいの部)

1 競技規則

令和6(2024)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本バラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

全てのチームにおいて監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されなければならないとして出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて12名以内とする。

(1) 身体障がい者(聴覚)のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名、手話通訳者1名及び選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

(2) 知的障がいのチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

(3) 精神障がいのチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。

イ 男女混合でチームを編成する。(試合中は少なくとも1名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。)

3 競技方法

(1) 試合は、申込みチームの数により、佐賀県チームを除くトーナメント戦方式またはリーグ戦方式とする。また、トーナメント戦及びリーグ戦以外に、交流戦を実施する。

(2) 全試合3セットマッチとし、2セットを先取したチームを勝ちとする。

(3) 1セット25点のラリーポイント制とする。なお、得点が「24対24」の同点となった場合、それ以降は、2点リードしたチームをそのセットの勝者とする。

(4) 第3セットでは、いずれかのチームが13点先取したときにコートの交代を行う。

(5) 試合は、ワンボールシステムで行う。

(6) 追込方式を採用し、直前の試合終了の10分後にプロトコールを開始する。ただし、連続試合となる場合は試合終了後の20分以上空けてプロトコールを開始する。

4 服装等

(1) 背番号は、1番から12番までとする。やむを得ない場合は、1番から99番までとする。なお、チーム名、キャプテンマーク及び背番号等のサイズは、規定のものとする。また、ユニフォームに県・指定都市名を表示すること。

(2) リベロプレーヤーを採用する場合は、他の競技者と明確に区別できるユニフォ

ームを着用すること。

5 ネットの高さと試合球

(1) ネットの高さは、次のとおりとする。

ア 身体障がいの部 男子2.43m、女子2.24m

イ 知的障がいの部 男子2.30m、女子2.15m

ウ 精神障がいの部 2.24m

(2) 身体障がいの部及び知的障がいの部の試合球は、公益財団法人日本バレーボール協会検定球5号球(人工皮革・カラーボール)とする。

(3) 精神障がいの部の試合球は、日本ソフトバレーボール連盟公認球ソフトバレーボール球・糸巻きタイプ(モルテン製円周78±1cm、重量210±10g)とする。

6 組合せ

組合せは、令和6(2024)年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選のうえ決定する。

7 開始式・表彰式

(1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

(2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権

この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他

(1) 監督会議は、競技開始前に行い、その場において申し合わせ事項を設けることができる。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。

(2) ベンチには、選手、監督、コーチ、マネージャー、手話通訳者以外は入ることができない。

(3) 監督、コーチ、マネージャーは統一された服装を着用すること。

(4) チームスタッフ3名とは別にトレーナーを帯同しているチームは、チーム・ベンチ・エリア後方の決められた位置にトレーナー1名を待機させることができる。

なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、バラスポーツトレーナーの資格であることが望ましい。

(5) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

(6) 全ての競技会場において、タラフレックス(長尺弾性塩ビシート)コートで競技を行う。

(7) 練習は定められた場所ですべて安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。

(8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
サッカー競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内、選手16名以内とする。
- (2) 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていないければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて16名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は、佐賀県を除くトーナメント方式で行い、3位決定戦を実施する。なお、トーナメント戦以外に、佐賀県を含む交流戦を実施する。
- (2) 試合時間は、前後半各30分間とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。また、決勝戦及び3位決定戦は前後半各35分間とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。
- (3) 試合時間終了時に同点の場合は、ペナルティーキック方式により勝敗を決定する。なお、交流戦はペナルティーキックを実施しない。
- (4) 決勝戦において試合時間終了時に同点の場合は、前後半各5分の延長戦を行い、同点の場合はペナルティーキック方式で勝敗を決定する。
- (5) 試合は、マルチボールシステムで行う。
- (6) 選手の交代については、試合開始前に登録した5名の交代要員の中から5名までの交代が認められる。
- (7) すべてのチーム役員は、その都度1名が、主催者が設けるテクニカルエリアから戦術的指示を選手に伝えることができる。テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- (8) 出場停止処分について、累積警告2枚で次試合に選手登録することができない。また、退場処分を受けたものについても次試合に選手登録することができない。

4 服装等

- (1) チームのフィールドプレーヤー、ゴールキーパーは、それぞれ正・副2組のユニフォームを持参し、原則として、背番号は1番から16番までの通し番号とする。
- (2) その他については、公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程による。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本サッカー協会検定5号球とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和6（2024）年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 招集

- (1) メンバー表は、試合ごとにマッチコーディネーションミーティング時に持参すること。
- (2) 招集開始時刻は原則として試合開始15分前とする。ただし、前の試合がペナルティーキック方式等により試合時間が延びた場合は、試合終了後、15分後に次の試合を開始するものとして招集を行う。

9 出場権

この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

10 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行う。なお、監督会議の時間及び場所は別途通知する。
- (2) 各試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを行う。
- (3) ベンチは、対戦表の左側になったチームをグラウンドに向かって左側とする。
- (4) ベンチ内へは、選手、監督、コーチ以外は入場することができない。ただし、チームスタッフ3名とは別にトレーナー（2名以内）を帯同させる場合はこの限りではない。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者とする。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (5) 競技会場の指定されたエリアには、監督、コーチ、選手、トレーナー、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることはできない。
- (6) 競技に関する不明な点は競技本部に、その他不明な点は実施本部に問い合わせる。
- (7) 練習球は、各チームで用意する。
- (8) 練習は定められた場所ですべて安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (9) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱い、主催者において別途決定する。

第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」リハーサル大会
兼 第23回全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会
フットソフボール競技競技実施要領

1 競技規則

令和6（2024）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本バラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- (1) チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内及び選手15名以内(男女は問わない)とする。
- (2) 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていないければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- (1) 試合は、佐賀県を除くトーナメント方式で行う。また、トーナメント戦以外に佐賀県を含めた交流戦を実施する。
- (2) 試合は、7回または試合開始後60分を経過した後は新しい回に入らない。
- (3) 指名選手（DP）及び再出場（リエントリー）を採用する。
- (4) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しい回には入らない。それでも同点の場合は、最終回に出場していた選手9名（DP制を採用した場合はFP選手を除く）の抽選によって勝敗を決定する。
- (5) 抽選方法は主管競技団体が行う方法に沿い、最終回に出場していた選手9名の打順で抽選を行う。なお、監督会議にて実施方法を確認する。
- (6) 3回終了以降20点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断され、コールドゲームとなった場合は、3回以上の回を終了していれば、正式の試合と認める（決勝戦を含む）。
- (7) 試合球は、サッカーボール（ゴム製4号球）とし、主催者が用意する。

4 服装等

- (1) 同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠。ユニフォームを着用しなければならない。ただし、選手がショートパンツを着用するチームの監督及びコーチについては、上衣は同色・同意匠でなければならないが、下衣については、監督及びコーチのみで統一された、別のものを着用してもよい。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。数字の大きさは、背中は15cm以上、胸は6cm～12cmとする。ユニフォームの背中はユニフォームナンバーと個人名・チーム名のみとする。個人名・チーム名をつけるときは、ユニフォームナンバーの上部に全員がつけること（個人名はローマ字表記のみとする）。また、ユニフォームの左袖に県・指定都市名を表示すること。
- (3) 靴は、運動靴又は金属製以外のスパイクとする。
- (4) 危険防止のための手袋を着用してよい。ただし、投手はボール以外の色でなければならぬ。

ばならない。

5 組合せ

組合せは、令和6（2024）年2月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻の30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は、開始式終了後に提出すること。なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。
- (2) 攻守の決定は、監督及び主将の立会いのもと、球審のコインのトスによって決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場権

この大会の優勝チームは、第23回全国障害者スポーツ大会への出場権を得る。

9 その他

- (1) 監督会議は、競技開始前に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (3) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、パラスポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (4) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (6) 練習球は、各チームが用意する。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

SAGA2024全国障害者スポーツ大会

オープン競技の競技会会期について

1. オープン競技について

- ・全障スポの正式競技以外の競技・種目で、広く障がい者の間にスポーツを普及する目的で実施する競技。
- ・競技団体の自主運営で実施される。
- ・全国障害者スポーツ大会の会期内までに実施する必要がある。

2. SAGA2024全障スポオープン競技会会期

競技名	会場地	会期案
ソーシャルフットボール	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ (佐賀市)	2024年4月13日(土) ～14日(日)
電動車椅子サッカー	U-Spo (埴野市中央体育館) (埴野市)	2024年10月19日(土) ～20日(日)
卓球パレー	基山町総合体育館 (基山町)	2024年10月20日(日)

※会期未決定のウォーキングフットボール・パラサーフィンについては、整い次第、次回以降の施設・競技専門委員会で審議予定。

＜会期決定済：3競技＞

競技名	会場地	会期
ブラインドテニス	神埼中央公園体育館 (神埼市)	2024年4月6日(土) ～7日(日)
ふうせんバレーボール	上峰町体育センター、上峰中学校 体育館、上峰小学校体育館 (上峰町)	2024年5月18日(土) ～19日(日)
スポーツウエルネス吹矢	白岩体育館 (武雄市)	2024年10月20日(日)

3. 今後のスケジュール

- R5年3月17日 SAGA2024実行委員会施設・競技専門委員会審議・承認
- R5年3月29日 SAGA2024実行委員会常任委員会報告
- R5年4月 スポーツ庁、日本パラスポーツ協会報告

参考資料

各競技の概要

●ソーシャルフットボール

- ・精神障がい者が参加するフットサル。
- ・1チーム5人でプレーするが、女子選手を含む場合最大6人参加できる。



●電動車椅子サッカー

- ・電動車椅子の前にフットガードを取り付け、操作レバーを手や顎などで操りプレーする。
- ・試合時間は20分ハーフの前後半。
- ・男女混合1チーム4人で行う。



●卓球パレー

- ・6人対6人で卓球台を囲み、椅子に座って転がすと音が出るボールをネットの下を転がして相手コートに返球する。
- ・返球は3打以内
- ・ラケットは表面が平坦で縦横ともに30cm以内の木材。



SAGA2024全国障害者スポーツ大会
競技開始式・表彰式実施要項

1 趣旨
この要項は、SAGA2024全国障害者スポーツ大会の開始式及び表彰式の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法
SAGA2024実行委員会事務局が、会場地市町及び競技運営主管団体と協議のうえ企画し、会場地市町及び競技運営主管団体と協力して運営する。

3 実施内容
競技開始式及び表彰式の内容は概ね次のとおりとする。

(1) 競技開始式

- ア 開式通告
- イ 開会宣言
- ウ あいさつ
- エ 歓迎のことば
- オ 選手宣誓
- カ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰
- エ あいさつ
- オ 閉会宣言
- カ 閉式通告

4 表彰
全国障害者スポーツ大会開催基準要綱第15項に基づき次のとおりとする。
(1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障がい選手の伴走者およびボッチャにおけるランブオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
(2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

5 その他
この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議のうえ決定する。

SAGA2024競技施設整備計画【第4次】

令和5年（2023年）3月

1 趣旨
SAGA2024に向けて、競技施設整備を計画的かつ円滑に推進するため、同大会競技施設整備基本方針に基づき、中央競技団体正規視察の結果等を踏まえた全般的な整備計画を策定するものである。
なお、本整備計画は昨年度策定した第3次計画を見直し、報告するものである。
現時点における予定であり、今後とも状況に応じて見直すものとする。

2 施設整備区分一覧（令和5年3月現在）

整備区分 整備主体	新設	改修	仮設	既設	検計中	計
県	4	12	0	2	0	18
市町	6	23	1	9	0	39
民間	0	0	0	6	0	6
計	10	35	1	17	0	63

※変更点の詳細は別添のとお

3 用語等の説明
(1) 整備区分は次のとおりとする。
ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。
イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するものをいう。
ウ 「仮設」は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。
エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの（通常の維持修繕を行うものを含む。）をいう。
オ 「検計中」は、整備区分を検討中のものをいう。
(2) 施設の概要は、新設は整備後の施設概要、改修及び既設は現状の施設概要、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

S A G A 2 0 2 4 競技施設整備計画【第4次】

※下線部は【第3次】からの変更箇所

会場・市町	競技施設名	競技名	種目・種別	構造・ 表層	施設の概要				照度 (lx)	観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等
					縦 (m)	横 (m)	面積等	H25							R1	R2	R3	R4	R5	R6	
佐賀市	S A G A サンライズパーク S A G A スタジアム	陸上競技	全種別	全天候 舗装	日本陸連第1種公認 世界陸連 CLASS 2 認証 陸上競技場 トラック1周 400m 9レーン			1,000	9,703	県	改修	・日本陸連第1種公認及び 世界陸連 CLASS 2 取得 ・走路等の改修 (9レーン化 他) ・雨天練習場の新設 ・諸室の増設、改修 ・夜間照明設備の改修	H29-R4	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	雨天練習場、屋内 諸室 (事務室、貴 賓室、役員室、更衣 室、シャワー室、ト イレ、トレーニング グス室、放送室、医務 室、ドーピング検 査室、情報処理 室、アナウンス 室、映像操作室、 写真判定室、電気 室、器具庫)、大型 映像表示装置、音響 設備、夜間照明設 備	
		陸上競技 (全障スポ・身・知)	－		107	71	1							⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		サッカー	成年女子 少年女子	天然芝	105	68	1							⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	S A G A サンライズパーク セカスタ							－	－	県	改修	・日本陸連第3種公認取得 ・走路等の改修 (8レーン化 他) ・天然芝張替 ・器具庫、写真判定室の設置 ・外構整備	H28- H29 R3-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	器具庫、写真判定 室		
		S A G A サンライズパーク ボールフィールド	ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	人工芝	105	68	2	204	200	県	既設	－	－						夜間照明設備	

会場 市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (lx)	H29	H30	R1	R2	R3		R4
佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	水泳	飛込・ 全種別	50m SRC (一部 S) 飛込 RC	・屋内50mプール (日本水泳連盟50m国際基準競泳プール/25m国内基準競泳プール) 50m×10レーン (レーン幅2.5m) 最大水深 3.0m (可動床) ・屋外飛込プール ・国内基準飛込プール 最大水深 5m	1,200	2,500	県	新設	・屋内50mプール建替 (日本水泳連盟 50m国際基準競泳プール) ・屋外飛込プール建替 (国内基準飛込プール) ・外構整備	H29-R4	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	屋内25mプール、事務室、更衣室、シャワー室、トイレ、選手招集室、大会控室、放送・記録室、監視員室、医務室、屋内トレーニング室、器具庫、電気室、機械室	
			水球・少年男子																	
			女子																	
			AS・少年女子																	
			-																	
	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	バレーボール バレーボール (全障スポ：身) 体操 柔道	成年女子	-	S造	66	46	1,000 ～ 2,000 (調光)	県	新設	・多目的アリーナの新設 ・外構整備	H29-R4	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	サブアリーナ、エントランスホール、コンコース、多目的室、控室、特別室、応接室、大型ビジョン、授乳室、医務室、ドーピング検査室、更衣室、トイレ、事務室、電気室、機械室
			-																	
			競技・全種別																	
			新体操・少年男子																	
			少年女子																	
			トボル・男子 女子																	
			成年男子																	
			少年男子																	
			女子																	

会場 市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (lx)							
佐賀市	S A G A サンライズパーク S A G A ブラザ	フェンシング	全種別	RC	48.2	38	8	1,000	県	改修	・空調設備増設、改修 ・競技場床張替 ・照明設備改修 ・屋根、外壁改修 ・外構整備	H29-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	小競技場、柔道場、剣道場、体操場、弓道場、相撲場、ボクシング場、フェンシング場、トレーニング場、更衣室、医務室、更衣室、事務室、電気室、機械室
				砂入り人工芝	－	－	16	－	－	県	改修	・コート2面増設 ・人工芝全面張替（アスファルト含） ・外構整備 ・コート内壁、フェンス改修	H29-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	練習用コート1面、クラブハウス（事務室、更衣室、多目的室、シャワー室）、トイレ、倉庫
	佐賀県立森林公園テニスコート	テニス	全種別	砂入り人工芝	－	－	8	西：530 東：550	県	改修	・人工芝全面張替 ・フェンスの更新 ・クラブハウス新築 ・夜間照明改修	R2-R4			⇒	⇒	⇒		夜間照明、更衣室、シャワー室、会議室、トイレ、倉庫	
	さがみどりの森球場			硬式	土天然芝	中堅122m 両翼99.1m	1	750	県	改修	・夜間照明改修 ・内野ベンチ更新 ・スコアボード、放送設備改修 ・投手練習スペース整備 ・屋内運動施設（多目的）	H30-R5			⇒	⇒	⇒	⇒	会議室、役員室、記録放送室、場内放送、スコアボード、夜間照明、審判員室、審判員控室、作業室、選手控室、トレーニング室、トイレ	

会場都市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数		整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	固定席					H29	H30	R1	R2	R3	R4		R5
佐賀市	佐賀県射撃研修センター	クレール射撃	トラップ ブ・成年	ト・成年	トラップ射場 1				1	県	改修	R2-R3 R5				⇒				事務室、研修室、 銃器保管庫、指導 員室、実包庫、ト イレ	
			スキート ト・成年		スキート射場 1																
	佐賀県警察学校	ライフル射撃	ライフル 射撃 (25m)・ 成年男子		15射座				0	県	改修	R3				⇒				体育館、武道場	
	佐賀市富士しゃくなくば湖水上競 技場	ローイング	全種別	5	1,000	68	1	1	市	新設	H30-R4	・ローイング、カヌーコース の新設 ・艇庫、管理棟の新設				⇒	⇒	⇒		艇庫、管理棟	
		カヌー	スプリント・ 全種別	9	500	81	1	1													
	佐賀市健康運動センター	サッカー	成年女子	少年女子	天然芝	105	68	1	1	市	既設	-	H30-R4								更衣室、シャワー 室、トイレ等
			少年女子																		
ポウルアーガス	ボウリング	ボウリング (全韓スポ：知)	全種別	36レーン	47.0	115	1	445	民間	既設	-	H30-R4								会議室、トイレ	
			-																		

会場 地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等										
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (lx)	H29	H30	R1	R2	R3		R4	R5	R6							
唐津市	唐津市文化体育館	バスケットボール	成年男子	RC	37	42	2	1,200	市	改修	・トイレ改修 ・床の研磨 ・外壁の補修等 ・暗幕の取替え	H30-R3 R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー 室、トイレ、会議室、 トレーニング室、役 員室、記録室、医務 室								
		車いすバスケットボール (全障スポ：身)	少年男子																										
		バドミントン	全種別																										
	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館	バスケットボール	成年男子 成年女子	RC	37.9	32.0	1	1,100	市	改修	・トイレ改修 ・床の研磨 ・天井の改修	R1-R2、 R4-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー 室、トイレ、会議室								
		バスケットボール	成年女子																										
	唐津市鎮西スポーツセンター 体育館	バスケットボール	成年女子 少年女子	RC	42.0	34.2	2	1,100	市	改修	・トイレ改修 ・床の研磨 ・天井の改修	R1-R3 R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー 室、トイレ、会議室								
		バスケットボール (全障スポ：知)	少年女子																										
	佐賀県立唐津工業高等学校体育 館	バスケットボール	成年男子 成年女子	RC	42.2	32.0	1	962	県	改修	・照明の改修 ・床の研磨等	R2-R3 R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、トイレ、武 道場、倉庫、ステー ジ、体育教官室							
	佐賀県ヨットハーバー	セーリング	全種別	海面	－	－	2	－	県	改修	・艇置場改修 ・スロープ改修 ・屋外照明設備改修	R2-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	管理棟、艇庫、作業 棟、艇置場、浮桟橋、 車庫、トイレ							
	松浦河畔公園庭球場	ソフトテニス	全種別	砂入り 人工芝	－	－	12	－	市	改修	・砂入り人工芝全面改修	R2-R3	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー 室、会議室、トイレ							
				砂入り 人工芝	－	－	6	－	県	改修	・コートの人工芝化	R1-R3	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒								
SHOWAハンバーガー スタジアム唐津（唐津市野球場）	軟式野球	成年男子	土 天然芝	中堅121 両翼96	内野500 外野300	1	1,309	市	改修	全面改修	H29-R2	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	役員本部席、記録放 送室、記録者報道関 係室、管理室、更衣 室、シャワー室								
唐津市波戸・名護屋特設会場	トライアスロン	成年男子 成年女子	スライム1.5km バイク40.0km ラン10.0km	市	仮設	－	－	－	－	－	－	－									－								

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等		
				構造 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (ルクス)	H29	H30	R1	R2	R3		R4	R5
鳥栖市	鳥栖スタジアム北部グラウンド	サッカー	少年男子	天然芝	107	73	2	-	市	既設	-	-									更衣室、シャワー 室、トイレ
	駅前不動産スタジアム (鳥栖スタジアム)			天然芝	125	78	1	1,500	市	既設	-	-									本部室、更衣室、 放送室、医務室、 大型映像装置、記 者室等、トイレ
	鳥栖市陸上競技場	サッカー (全障スポ：知)	-	天然芝	106	70	1	140	市	既設	-	-									事務室、放送室、 記録室、多目的 室、更衣室、シャ ワー室、トイレ
	サロンパス®アリーナ	バレーボール バレーボール (全障スポ：知)	少年女子 -	RC	30	48	3	800～ 1,300	民間	既設	-	-									サブアリーナ、エ ントランス、コン コース、更衣室、 控室、事務室、多 目的室、トレニー ングルーム
	鳥栖市民体育館	空手道	全種別	RC	34	38	4	1,000	市	改修	・空調整備 ・アリーナの床研磨 ・アリーナ照明改修 ・トイレUD化 ・階段改修	R2-R4				⇒	⇒	⇒	⇒		更衣室、シャワー 室、トイレ、柔道 場、剣道場、多目 的ホール、トレー ニング室
	鳥栖市民球場	高等学校野球	軟式	土 天然芝	中堅120m 両翼92m	1	700		市	改修	・スコアボード更新 ・外壁改修 ・グラウンド、スタンド、 ベンチの更新 ・トイレUD化 ・夜間照明改修	R1-R5				⇒	⇒	⇒	⇒		トイレ、本部室、 審判室、スコア ボード、放送室、 スタンド、グラウ ンド
多久市	多久市緑が丘弓道場	弓道	全種別		近的 10人立 遠的 6人立			近的142 遠的 0	市	新設	弓道場の新設	H30-R3				⇒	⇒				ミーティングルー ム、更衣室、タイ レ、事務室等
	佐賀県立多久高等学校 クライミング施設 (仮称)	スポーツクライミング	リード・ 全種別 ボルダリ ング・金 種別	S造	15.0m 4.8m	12.0m 30.0m	1 1	-	県	新設	・リード施設の新設 ・ボルダリング施設の新設	R1-R5				⇒	⇒	⇒	⇒		・スピード施設 ・附属棟

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等			
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (lx)	H29	H30	R1	R2	R3		R4	R5	R6
伊万里市	イマリンビーチ	水泳	OWS・ 男子 女子	特設オーブンウォーター スイミングコース				—	県	改修	・トイレUD化 ・天井改修 ・シャワー改修(温水化)	R2-R3				⇒				更衣室、シャワー 室、トイレ		
		バレーボール	ビ・バレー 少年男子 少年女子	特設ビーチバレーボール コート4面											⇒				更衣室、シャワー 室、トイレ			
	伊万里ホッケーフィールド (佐賀県立伊万里実業高等学校 商業キャンパス運動場)	ホッケー	少年男子 少年女子	人工芝	101.4m	61.0m	1		県	新設	ホッケー場新設(人工芝化)	R1-R3				⇒						
			成年男子 成年女子	人工芝	91.4m	55.0m	1	500	市	新設	・人工芝敷設 ・トイレUD化 ・防球フェンス設置 ・夜間照明改修	R2-R4				⇒		⇒		トイレ、夜間照明 施設		
	伊万里市国見台野球場	軟式野球	成年男子	土	中堅120m 両翼100m		1	300～ 500	市	改修	・ラバーフェンス改修 ・トイレUD化 ・建物諸室改修 ・スコアボード改修 ・夜間照明改修	R2-R4				⇒		⇒		選手控室、トイレ レ、審判室、会議 室、事務室、放送 室、夜間照明施設		
	伊万里市国見台陸上競技場	フライングディスク (全牌スポ：身・知)	—	エンボ ス 舗装			1	—	市	改修	・内圍縁石の改修 ・観客席屋根の改修	R3					⇒			更衣室、事務室、 会議室、放送室、 シャワー室		
武雄市	OddsPark TAKEO (武雄競輪 場)	自転車	トラック ・レース 成年男子 少年男子 女子	ウォー ク トッ プ 舗装				400m／1周	市	改修	・走路等改修工事 ・バンク内センターポール 改修工事 ・バンク内審判台緩衝材 取替え工事	R4-R5					⇒	⇒	メインスタンド、 特別観覧席、事業 所棟、選手宿舎、 選手管理棟、直前 選手控室、医師 室、大型映像装置 ほか			
		軟式野球	成年男子	人工芝	中堅122m 両翼98m		1	全体327 内野516 外野303 (以上 平均値)	市	新設	新球場整備	R1-R4				⇒		⇒		運営諸室、サブグ ランド、LEDスコ アボード、夜間 LED照明整備ほか		

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要			観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)				H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
武雄市	武雄ゴルフ倶楽部	ゴルフ	少年男子	ペント 芝	18ホール			—	民間	—	—							更衣室、シャワー 室、トイレ、レス トラン、会議室ほ か
			女子	高麗芝	18ホール			—	民間	—	—							更衣室、シャワー 室、トイレ、レス トラン、会議室ほ か
	若木ゴルフ倶楽部		成年男子	ペント 芝	18ホール			—	民間	—	—							更衣室、シャワー 室、トイレ、レス トラン、会議室ほ か
鹿島市	鹿島市民球場	軟式野球	成年男子	土 天然芝	中堅122m 両翼98m	1		—	937	市	改修	H29 R3	⇒		⇒			大会運営室、審判 員控室、放送記録 室、1塁側控室、3 塁側控室、トイレ
			全種別 —	天然芝	107	70	1	—	1,229	市	改修	R3	⇒		⇒			更衣室、シャワー 室、トイレ、会議 室
小城市	小城市芦刈文化体育館	バレーボール	成年男子	RC	35	44	1	1,000	280	市	改修	R2-R4						会議室、更衣室、 トイレ、トレーニ ング室、乳幼児 室、柔道場
		バレーボール (全障スポ：精)	—										⇒	⇒	⇒	⇒		
		ハンドボール	成年女子															
牛津総合公園多目的グラウンド	ソフトボール	ソフトボール	成年女子	土	130	115	1	内野230 外野120		市	既設	—						照明設備、トイ レ、管理棟、体育 器具庫

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数 固定席	整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等						照度 (lx)	H29	H30	R1	R2	R3	
壺野市	U-Spo (壺野市中央体育館)	レスリング	成年男子	RC	34.0	40.1	4	1,000	市	新設	体育館の新設	H29-H30 ⇒							【体育館】 会議室、更衣室、 授乳室、医務室、 トイレ、シャワー 【市民センター】 会議室、和室、調 理室、トイレ
		少年男子																	
		女子																	
		なぎなた	成年女子		2														
		ポッチャ (全障スポ：身)	-				8												
神埼市	壺野総合運動公園 (みゆき公園) みゆき球場	軟式野球	成年男子	土 天然芝	中堅125m 両翼100m	1	-	1,950	市	改修	・身障者用観覧席整備 ・トイレUD化 ・オストメイト用設備設置工 事 ・側溝蓋の改修	R3 R5			⇒			トイレ、スコア ボード、会議室	
		成年女子	少年女子	RC	47.2	30.0	1	1,047	-	県	既設	-	-					-	
		成年男子	少年男子	RC	46.2	26.5	1	800	100	民間	既設	-	-					トレーニング室、 会議室、更衣室、 トイレ	
		成年男子	少年男子	RC	45	32	1	800	600	市	改修	・照明のLED化 ・床の研磨	R2-R4			⇒	⇒	⇒	武道館、多目的 室、会議室、更衣 室、トイレなど

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数		整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等							
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (ℓx)	固定席					H29	H30	R1	R2	R3	R4		R5	R6					
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館	バレーボール	少年男子	RC 一部S	44	34	1	1,000	400	町	新設	体育館の新設	H30-R3	⇒	⇒	⇒					更衣室、シャワー 室、トイレ、ト レーニンググルー ム、多目的室、医 務室、応接室、役 員・審判室、ス テージ、控室、ス ポーツラウンジ、 キッズコーナー、 授乳室、放送室、 コミュニティルー ム、クールダウン ラウンジ、ランニ ングコース						
		ハンドボール	少年男子 少年女子																								
基山町	基山町総合体育館	卓球	全種別	RC	35	45	12	1,070	516	町	改修	・床の研磨 ・遮光整備 ・トイレUD化	R3-R4		⇒	⇒					武道場、トレニー ング室、会議室、 更衣室、授乳室 シャワー室、放送 室、トイレ						
		卓球 (全障スポ：身・知・精)	－																								
上峰町	上峰町中央公園多目的広場	STT(全障スポ：身 (視))	－	RC	10	8	80	100	0	町	改修	・トイレUD化 ・手すり設置	R3-R4			⇒	⇒				会議室×3部屋・ 視聴覚室・第ホー ル・小ホール・和 茶室・トイレ・実 習室・事務室						
		ソフトボール	少年男子																								
		フットソフトボール (全障スポ：知)	－											土	132	120	1	2									管理棟、トイレ、 放送室

会場地市町	競技施設名	競技名	種目・種別	施設の概要				観客席数		整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数等	照度 (lx)	固定席					R1	R2	R3	R4	R5	R6		
																					H29
みやき町	みやき町中原体育館	バレーボール	少年男子	RC	35.7	33	1	517	232	町	改修	・アリーナ床張替 ・LED改修 ・トイレUD化 ・放送設備更新	R3-R4				⇒	⇒			事務室、トイレ、更衣室、ステージ、放送室、会議室
		ソフトボール	少年男子	土	107	124	1	196	—	町	既設	—	管理棟、トイレ	—							
玄海町	玄海町社会体育館	相撲	成年男子 少年男子	RC	78.0	66.0	1	840	496	町	改修	トイレUD化	R3-R4				⇒	⇒			武道場、事務室、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ、医務室、応接室
		ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	RC	35	30	1	1,250	—	町	既設	—	会議室、事務室、控室、シャワー室、倉庫、バントリー	—							
有田町	有田赤坂球場	軟式野球	成年男子	土 天然芝	中堅120m 両翼95m		1	—	490	町	改修	全面改修	R2-R3				⇒	⇒			本部席、審判員控室、教護室、ダックアウト、トイレ
		銃剣道	成年男子 少年男子	S	32	37	1	300	0	町	改修	照明改修	R3					⇒			トイレ、更衣室、放送室、シャワー室
江北大町	江北大町立江北中学校グラウンド	ソフトボール	成年女子	土	110	140	1	—	—	町	既設	—	—								屋外トイレ
白石町	白石町総合運動場 (白石中央公園多目的広場)	ソフトボール	成年男子	土 —	130	190	2	—	—	町	改修	・防球ネットの設置 ・グラウンド整備	R3				⇒				管理棟、体育倉庫、トイレ
		グラウンドソフトボール (全障スポ：身)																			
太良町	太良町B&G海洋センター運動広場	ソフトボール	少年女子	土 —	174	105	2	400	—	町	改修	・敷地造成 ・給水設備 ・防球ネット新設、フェンス設置 ・グラウンド整備 ・トイレ新築	R2-R3				⇒				トイレ
		ソフトボール (全障スポ：知)																			

SAGA2024開・閉会式等自主警備業務実施計画（他関連計画・要綱）について

SAGA2024開・閉会式等自主警備業務実施計画

令和5年（2023年）2月2日
第5回警備・消防専門委員会決定

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、SAGA2024警備・消防防災基本計画に基づき、SAGA2024における開・閉会式、開・閉会式リハーサル、全国障害者スポーツ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「SAGA2024参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

（実施機関）

第2条 県が設置するSAGA2024の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

第2章 開・閉会式関連会場における活動

（実施期日及び実施場所）

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
第78回国民スポーツ大会 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【SAGAサンライズパーク】 ・SAGAサンライズパーク敷地内及び周辺 ・その他関係施設 【荒天時】 ・未定
第78回国民スポーツ大会 総 合 開 会 式	2024年10月5日（土）	
第78回国民スポーツ大会 総 合 閉 会 式	2024年10月15日（火）	
第23回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
第23回全国障害者スポーツ大会 開 会 式	2024年10月26日（土）	
第23回全国障害者スポーツ大会 閉 会 式	2024年10月28日（月）	

事前警戒・警備	2024 年 9 月中旬 (予定) ～10 月 4 日 (金)
	2024 年 10 月 15 日 (火) ～10 月 25 日 (金)

(組織及び業務)

第 4 条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表）のとおりで構成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な業務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第 5 条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第 6 条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開・閉会式会場の人退場経路などの状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊等の防止、会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操作により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）による犯罪行為や妨害行為を警察と連携して未然に防止する。

ウ 警察と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、あらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともに、車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

ア 駐車許可証等確認場所において、SAGA2024関係車両に対し、駐車許可証等の有無を確認する。なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。

イ SAGA2024関係車両に対し、指定駐車場への案内・誘導を行う。

ウ 一般車両がSAGA2024関係車両駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両を発見したときは、運転手に対して移動

を要請する。要請に応じない場合又は運転手不在の場合は、警察へ対応を引き継ぐ。

オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

ア SAGA2024参加者種別に応じた動線案内及び通行誘導を行う。

イ SAGA2024参加者以外的一般通行者に対して、立入制限及び迂回路を案内する。

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両及び人員を確認し、歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。

エ SAGA2024参加者種別に応じて、会場内で立入りを制限する区域を設定し、制限された区域へ立入らないよう確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

ア ジャナルバス発着場、飲食・物販エリア、ベデストリアンデッキ、各入場口など人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。

イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等、状況に応じた適切な措置を行う。

(6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式関連会場に IDカード又は入場券（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域（以下「ID管理エリア」という。）を設定し、IDカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ ID管理エリア内に入場する来場者の IDカード等を確認するため、ID管理エリアの入口に IDカード等確認場所を設置する。本部員等は、IDカード等の確認及び本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ ID管理エリア内にセキュリティエリアを設定し、その入口に金属探知器検査及び手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、別に定めるSAGA2024開・閉会式関連会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で規定する式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ 持込禁止物をセキュリティエリアに持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所及び飲料移し替え所を設置する。

オ IDカード等確認場所及びセキュリティエリアにおける途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときには確実に手荷物検査等を行う。

カ IDカード等確認場所及びセキュリティエリアの入退場口において、入退場者数を時

間毎に確認し、会場内のSAGA2024参加者を管理する。

(7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、ドローン等を認知又は発見したときは速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をしようとする者を認知又は発見したときは、速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物及び拾得物を発見又は届出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(9) 禁止行為への対応

本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式関連会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入力した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知又は発見したときは、警備消防防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の恐れがある場合は、実施本部及び自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) SAGA2024参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

ウ 犯罪等予告に対する対応

警備消防防災本部は、犯罪、爆破等の予告など犯罪情報を入力した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して対応する。この際、SAGA2024参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」（様式第1号）、「通信記録」（様式第2号）及び「事件・事故等発生状況報告書」（様式第3号）により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

第3章 全国障害者スポーツ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2024年10月25日(金) ～10月28日(月) (公式練習日含む)	【佐賀市】 ○SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム〔陸上競技(身・知)〕 ○SAGAサンライズパーク SAGAアクア〔水泳(身・知)〕
	※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外	○SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ〔バレーボール(身)〕 ○ボウルアーガス〔ボウリング(知)〕
	の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【唐津市】 ○唐津市鎮西スポーツセンター体育館

		〔バスケットボール（知）〕 ○唐津市文化体育館 〔車いすバスケットボール（身）〕 【鳥栖市】 ○鳥栖スタジアム北部グラウンド 〔サッカー（知）〕 ○鳥栖市民体育館 〔バレーボール（知）〕 【伊万里市】 ○伊万里市国見台陸上競技場 〔フライングディスク（身・知）〕 【鹿島市】 ○鹿島市陸上競技場 〔アーチェリー（身）〕 【小城市】 ○小城市芦刈文化体育館 〔バレーボール（精）〕 【嬉野市】 ○U-Spo（嬉野市中央体育館） 〔ボッチャ（身）〕 【基山町】 ○基山町総合体育館・基山町民会館 〔卓球（サウンドテーブルデニス（身）を含む。）（身・知・精）〕 【上峰町】 ○上峰町中央公園多目的広場 〔フットソフトボール（知）〕 【白石町】 ○白石町総合運動場（白石中央公園多目的広場） 〔グラウンドソフトボール（身）〕 【太良町】 ○太良町B＆G海洋センター運動広場 〔ソフトボール（知）〕 ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。
--	--	--

(活動要領)

第12条 自主警備体制及び活動要領は、第2章の規定を準用し、会場地市町と協議の上、協力して整備する。

第4章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第13条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第14条 自主警備業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第4条関係）

警備消防防災本部編成表	
編 成	業 務 内 容
警備消防災 本部長	○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用 ○ その他重大な事案対応
警備消防防災 班長	○ 警備消防防災本部の運営 ○ 実施本部各班との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 研修・訓練 ○ 自主警備業務 ・ 平常時における活動 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者 管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷 子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応 ・ 事件事故等発生時における対応 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応 ○ 消防防災業務 ・ 火気等使用予防管理 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動
本部長・警戒員 （※3）	

※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
※3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。
「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

様式第1号（第9条関係）

開・閉会式等自主警備業務記録

行事名	国 ス ポ : 事前警備・開・閉会式総合リハーサル 総合開会式・総合閉会式 全障スポ: 事前警備・開・閉会式リハーサル 開会式・閉会式・競技 ()				
	2024年	月	日	()	時 分 時 分
実施日時	(当日勤務員の代表者が記名)				
記録者	1	発生日時			
		発生場所			
事件・事故等 発生状況	2	事案内容			
		措置			
		発生日時			
		発生場所			
		事案内容			
		措置			
		発生日時			
		発生場所			
		事案内容			
		措置			
備考	3	発生日時			
		発生場所			
		事案内容			
		措置			

SAGA2024開・閉会式等消防防災業務実施計画

令和5年（2023年）2月2日
第5回警備・消防専門委員会決定

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、SAGA2024警備・消防防災基本計画に基づき、SAGA2024における開・閉会式、開・閉会式リハーサル、全国障害者スポーツ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等の安全を確保することを目的とする。

（諸規程との関係）

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規程や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

（実施機関）

第3条 県が設置するSAGA2024の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

第2章 火災等予防管理

（火気等使用予防管理）

第4条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

- （1）火気等の使用場所の指定
火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。
- （2）各施設管理者の承認
次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

- ア 各種火気設備機器等の設置又は変更
- イ 式典等における火気の使用
- ウ 催物施設整備での火気の使用

- エ 臨時売店における火気の使用
- オ その他火災等の予防上必要と認められる事項

（遵守事項）

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- （1）電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
 - （2）火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
 - （3）火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。
 - （4）火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。
- 2 SAGA2024に関する全ての者は、防火設備、消防用設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。
- （1）出入口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
 - （2）防火戸付近に使用上支障となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
 - （3）消火器等の消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 開・閉会式関連会場における活動

（実施期日及び実施場所）

第6条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
第78回国民スポーツ大会 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【SAGAサンライズパーク】 ・SAGAサンライズパーク敷地内及び周辺 ・その他関係施設 【荒天時】 ・未定
第78回国民スポーツ大会 総合開会式	2024年10月5日（土）	
第78回国民スポーツ大会 総合閉会式	2024年10月15日（火）	
第23回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
第23回全国障害者スポーツ大会 開会式	2024年10月26日（土）	
第23回全国障害者スポーツ大会 閉会式	2024年10月28日（月）	2024年9月中旬（予定） ～10月4日（金） 2024年10月15日（火） ～10月25日（金）
事前警戒・警備		

(組織及び業務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表1）のとおり編成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な業務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」（別表2）を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関及び各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における火気等の使用状況
- イ 臨時売店等における防火安全管理状況
- ウ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- エ 出入口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- オ 防火戸付近に使用上支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- カ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- キ 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ク 消防水利の異常の有無及び保水上支障となる物品の有無
- ケ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- コ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- サ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- ス 避難場所の使用状況の確認
- セ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- ソ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（様式第1号）により警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班及び消防防災関係機関に連絡を行うとともに、是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める。

(火災等発生時における対応)

第11条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合は、情報又は情報入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

- ア 火災等の情報又は発生の報告を受け受理したときは、その報告内容を「通信記録」（様式第2号）に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報連絡するとともに、「火災等発生状況報告書」（様式第3号）により火災等の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

(2) 初期対応

- ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 本部員等を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
 - (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。
 - (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導を図れるように周知する。
- イ 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。
- イ 本部員等は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
 - (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
 - (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理を行う。
- (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
- (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な

避難誘導を行う。

(4) 救急・救助活動
負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

(非常放送)

第12条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応
実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ各施設管理者と協議する。

(2) 非常放送の実施
実施本部は、火災等が発生し、必要があると認めたときは、非常放送を行う。

(避難場所)

第13条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第14条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第15条 警備消防防災本部と消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

第 4 章 全国障害者スポーツ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第16条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2024 年 10 月 25 日(金) ～10 月 28 日(月) (公式練習日含む)	【佐賀市】 ○ S A G A サンライズパーク S A G A スタジアム [陸上競技 (身・知)] ○ S A G A サンライズパーク S A G A アクア [水泳 (身・知)] ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外 の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。
		【唐津市】

		○唐津市鎮西スポーツセンター体育館 〔バスケットボール (知) 〕 ○唐津市文化体育館 〔車いすバスケットボール (身) 〕 【鳥栖市】 ○鳥栖スタジアム北部グラウンド 〔サッカー (知) 〕 ○鳥栖市民体育館 〔バレーボール (知) 〕 【伊万里市】 ○伊万里市国見台陸上競技場 〔フライングディスク (身・知) 〕 【鹿島市】 ○鹿島市陸上競技場 〔アーチェリー (身) 〕 【小城市】 ○小城市芦刈文化体育館 〔バレーボール (精) 〕 【嬉野市】 ○U-Spo (嬉野市中央体育館) 〔ボッチャ (身) 〕 【基山町】 ○基山町総合体育館・基山町民会館 〔卓球 (サウンドテューブルテニス (身) を含む。) (身・知・精) 〕 【上峰町】 ○上峰町中央公園 多目的広場 〔フットソフトボール (知) 〕 【白石町】 ○白石町総合運動場 (白石中央公園 多目的広場) 〔グラウンドソフトボール (身) 〕 【太良町】 ○太良町 B & G 海洋センター運動広場 〔ソフトボール (知) 〕 ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。
--	--	--

(活動要領)
第 17 条 消防防災体制及び活動要領は、第 3 章の規定を準用し、会場地市町と協議の上、協力して整備する。

第 5 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)
第 18 条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)
第 19 条 消防防災業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。

(2) 警備消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る業務内容の周知徹底に関すること。

(3) 火災等の情報収集、伝達及び通報に関すること。

(4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。

(5) 通信機器の取扱いに関すること。

(6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

第 6 章 雑則

(委任)
第 20 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表 1 (第 7 条関係)

警備消防防災本部編成表		
編 成	業 務 内 容	
警備消防防災 本部長	○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理	
	○ 実施本部各部との連絡調整	
警備消防防災 班長	○ 自主警備・消防防災関係機関（※ 1）との連絡調整	
	○ 臨時消防防災組織（※ 2）の指揮、運用	
	○ その他重大な事案対応	
	○ 警備消防防災本部の運営	
本部長・警戒員 （※ 3）	○ 実施本部各班との調整	
	○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整	
	○ 事案等情報収集	
	○ 業務内容の記録	
	○ 研修・訓練	
	○ 自主警備業務	
	・ 平常時における活動	
	事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応	
	・ 事件事故等発生時における対応	
	通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応	
	○ 消防防災業務	
	・ 火気等使用予防管理	
	火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導	
	・ 平常時における活動	
	火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保	
	・ 緊急車両の配備	
	・ 火災等発生時における対応	
	通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動	

※ 1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。

※ 2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※ 3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

SAGA2024開・閉会式等
大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

令和5年（2023年）2月2日
第5回警備・消防専門委員会決定

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、SAGA2024警備・消防防災基本計画に基づき、SAGA2024における開・閉会式、開・閉会式リハーサル、全国障害者スポーツ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「SAGA2024参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 大規模災害
大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。
- (2) 突発重大事案
爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等の突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案又は死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 開・閉会式関連会場における対策

（実施期日及び実施場所）

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
第78回国民スポーツ大会 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【SAGAサンライズパーク】 ・SAGAサンライズパーク敷地内 及び周辺 ・その他関係施設
第78回国民スポーツ大会 総 合 開 会 式	2024年10月5日（土）	

第78回国民スポーツ大会 総 合 閉 会 式	2024年10月15日（火）	【荒天時】 ・未定
第23回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
第23回全国障害者スポーツ大会 開 会 式	2024年10月26日（土）	
第23回全国障害者スポーツ大会 閉 会 式	2024年10月28日（月）	
事前警戒・警備	2024年9月中旬（予定） ～10月4日（金）	
	2024年10月15日（火） ～10月25日（金）	

（警戒措置）

第4条 警備消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の固知
- (6) 火気の使用中止、機器等の運転の安全確認
- (7) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等への連絡、連携の確保
- (8) その他必要な警戒措置

（大規模災害等発生時の措置）

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) SAGA2024参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策、関連会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 県・関係市町災害対策本部、消防、警察、委託警備会社等との密接な連携及び情報共有

- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置
- (特別緊急災害対策本部の設置)
- 第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、応急対策を実施するた
めに、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害対策本部」(以下「特別緊急本
部」という。)を編成する。
- 2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。
- (県防災組織との関係)
- 第7条 実施本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部署
の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設
置した場合においては、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。
- (避難場所)
- 第8条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

第 3 章 全国障害者スポーツ大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第9条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む) 2024年10月25日(金) ～10月28日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必 要と認める場合は、 上記実施期日以外 の事前警戒・警備に 係る期間を含むも のとする。 【佐賀市】 ○SAGAサンライズパーク SAGAスタジ アム〔陸上競技(身・知)〕 ○SAGAサンライズパーク SAGAアクア 〔水泳(身・知)〕 ○SAGAサンライズパーク SAGAアリー ナ〔バレーボール(身)〕 ○ボウルアーガス 〔ボウリング(知)〕 【唐津市】 ○唐津市鎮西スポーツセンター体育館 〔バスケットボール(知)〕 ○唐津市文化体育館 〔車いすバスケットボール(身)〕 【鳥栖市】 ○鳥栖スタジアム北館グラウンド 〔サッカー(知)〕		

		○鳥栖市民体育館 〔バレーボール(知)〕 【伊万里市】 ○伊万里市国見台陸上競技場 〔フライングディスク(身・知)〕 【鹿島市】 ○鹿島市陸上競技場 〔アーチェリー(身)〕 【小城市】 ○小城市芦刈文化体育館 〔バレーボール(精)〕 【嬉野市】 ○U-Spo(嬉野市中央体育館) 〔ボッチャ(身)〕 【基山町】 ○基山町総合体育館・基山町民会館 〔卓球(サウンドテーパーブルテニス(身)を含 む。)(身・知・精)〕 【上峰町】 ○上峰町中央公園多目的広場 〔フットソフトボール(知)〕 【白石町】 ○白石町総合運動場(白石中央公園多目的広場) 〔グラントソフトボール(身)〕 【太良町】 ○太良町B&G海洋センター運動広場 〔ソフトボール(知)〕 ※ 上記競技会場と異なる練習会場につい ても、実施場所に含むものとする。また、実施 本部等が必要と認める場合は、競技会場及び 練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺 を含むものとする。
--	--	---

(活動要領)

第10条 活動体制及び活動要領については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第11条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実

施本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第12条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 特別緊急本部の組織編成に関すること。

(2) 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。

(3) 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領に関すること。

(4) 救出救護、避難誘導及び広報活動に関すること。

(5) その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

第5章 雑則

(準用)

第13条 大規模災害等対策の実施に必要な場合は、別に定める消防防災業務実施計画の規定を準用する。

(委任)

第14条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第6条関係）

特別緊急災害対策本部編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班編成	業務内容
指揮総括班	○ 対策本部の指揮、運用、総括 ○ 大規模災害等の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録
情報班	○ 大規模災害等の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集
連絡調整班	○ 災害時通信体制の確立 ○ 日本スボーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 ○ 実施本部各部各班内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整
応急対策班	○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置
避難誘導班	○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理
避難場所確保班	○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救護班	○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送
広報班	○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
交通班	○ 緊急車両の誘導、通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集
各班共通	○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理

SAGA2024開・閉会式関連会場管理運営要綱

令和5年（2023年）2月2日
第5回整備・消防専門委員会決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、SAGA2024の開会式及び閉会式（以下「開・閉会式」という。）の会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、開・閉会式関連会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開・閉会式関連会場
「SAGAサンライズパーク」及び周辺地域において、SAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開・閉会式の運営のために使用する区域をいう。
- (2) ID管理エリア
開・閉会式関連会場のうち、IDカード又は入場券（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。
- (3) セキュリティエリア
ID管理エリアのうち、金属探知検査を実施して管理する区域をいう。

（管理運営者）

第3条 開・閉会式関連会場の管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

（持込禁止物）

第4条 開・閉会式関連会場に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込むではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させる物（銃砲の威力のない銃器を含む）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー

一、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物

- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、ブラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類（ペンキ類）

- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物

- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）

- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）
- (11) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）

- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

2 セキュリティエリアに、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んでならない。該当物については持込み禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) ベットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類（スプレー缶を含む。）、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット及びスピーカーその他大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンダード通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

（禁止行為）

第5条 開・閉会式関連会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) ごみその他の汚物を廃棄し、又は喫煙すること。
- (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとするこ

と。

- (9) 実行委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、開・閉会式関連会場に自動車
を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所
に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること。
- (12) テント、小屋掛け、その他工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) ヘイトスピーチ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行
為をすること。
- (16) 本人名義以外のIDカード等を使用してID管理エリアに入る目的でIDカード等を所
持し、又は入場しようとするすること。
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (18) 開・閉会式関連会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
- (19) その他会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危
険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 セキュリティエリアにおいて、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をし
てはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (1) セキュリティエリア内で傘を使用すること。
 - (2) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
 - (3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。

(遵守事項)

第6条 入場者等は、開・閉会式関連会場の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければなら
ない。

2 ID管理エリアに入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

- (1) IDカード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯すること。
- (2) マイナパンカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート等の写真付きの身分証明書、
その他の本人であることを確認できるもの（以下「本人確認書類」という。）を携帯し、
係員から提示を求められたときは、これに応じること。
- (3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 3 セキュリティエリアに入場し、又は入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に
掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 指定された場所において、IDカード等及び本人確認書類を係員に掲示すること。
 - (2) セキュリティエリアにおける秩序の保持と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品等

の検査に協力すること。

- (3) 指定された席又はスタンディングエリア内において観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、
これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開・閉会式関連会場への入場を拒
み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく、前条に掲げる事項を遵守しない者

(雑則)

第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。

- (1) 実行委員会又はSAGA2024実施本部が、開・閉会式の会場設営及び運営並びに式
典行事を行う場合
- (2) SAGA2024佐賀市実行委員会が競技のため会場設営及び運営を行う場合

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2024年10月4日から施行し、2024年10月28日まで、その効力を失う。

1 設置目的

SAGA2024の開・閉会式会場において、一般観覧者をはじめ、全国から来県される選手団や大会関係者に、様々な角度からスポーツの楽しさを感じてもらう「スポーツ体験エリア」を中心に、飲食や物販エリア等を設置する。

また、全国障害者スポーツ大会の競技会場において、全国から来県される各選手団や大会関係者等を歓迎するとともに、本県の魅力を知ってもらうための飲食・物販ブース等を設置する。

2 おもてなし広場の愛称

「ウェルスポエリア」
※SAGA2024に参加するすべての人に、よりよいスポーツ (well sports) に触れる機会を提供するとともに、参加するすべての人を歓迎する場所 (welcome spot) とするため。

3 設置主体

SAGA2024実行委員会

4 設置期間

- (1) SAGA2024国スポ
令和6年10月5日 (土)・10月15日 (火) (総合開・閉会式)
- (2) SAGA2024全障スポ
令和6年10月26日 (土) ～10月28日 (月)

5 設置場所 (予定)

区分	式典・競技名	会場	所在地
国総開会式		SAGAサンライズパーク及び周辺	佐賀市
国総閉会式		SAGAサンライズパーク及び周辺	
全障スポ	開・閉会式	SAGAサンライズパーク及び周辺	佐賀市
	陸上競技 (身・知)	SAGAサンライズパーク及び周辺	
	水泳 (身・知)	SAGAサンライズパーク及び周辺	
	アーチェリー (身)	鹿島市陸上競技場	鹿島市
スポ	卓球 (身・知・精)	基山町総合体育館、基山町民会館	基山町
	(中ラドレーブ、ラドニスを含む)		
	フライングディスク (身・知)	伊万里市国見台陸上競技場	伊万里市

区分	式典・競技名	会場	所在地
全障スポ	ボッチャ (身)	U-Spo (嬉野市中央体育館)	嬉野市
	ボウリング (知)	ボウルアーガス	佐賀市
	バスケットボール (知)	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	唐津市
	車いすバスケットボール (身)	唐津市文化体育館	
	ソフトボール (知)	太良町B&G海洋センター運動広場	太良町
	グラントフトボール (身)	白石町総合運動広場 (白石中央公園多目的広場)	白石町
	バレーボール (身)	SAGAサンライズパーク及び周辺	佐賀市
	バレーボール (知)	サロンパス@アリーナ	鳥栖市
	バレーボール (精)	小城市芦刈文化体育館	小城市
	サッカーク (知)	駅前不動産スタジアム、鳥栖市陸上競技場	鳥栖市
	フットソフトボール (知)	上峰町中央公園多目的広場	上峰町

6 実施内容

(1) 開・閉会式会場

主なエリア	内 容
スポーツ体験エリア	スポーツ体験等
関係機関・協賛企業等出展エリア	日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、協賛企業等の出展等
物販・飲食販売エリア	大会グッズ、スポーツ用品や土産、飲食物等の販売

(2) 全障スポ競技会場

内 容
・大会グッズ、スポーツ用品や土産、飲食物等の販売、ふるまい等

7 来場予定者数 (推計；SAGAサンライズパーク及び周辺のみ)

区分	来場予定者数
国スポ・開会式	13,600人
国スポ・閉会式	8,200人
国スポ合計	21,800人
全障スポ1日目 (開会式)	13,500人
全障スポ2日目	2,700人
全障スポ3日目 (閉会式)	12,400人
全障スポ合計	28,600人

※国スポは、一般・特別招待者、選手団、観覧者等の合計
※全障スポは、一般・特別招待者、選手団、観覧者等 (2日目はSAGAサンライズパークで開催される競技会 (陸上競技、水泳、バレーボール (身)) 関係者) の合計

SAGA2024国スポ 宿泊要項 (佐賀県案)

8 その他

おもてなし広場の運営に伴う収入の一部を、未来のアスリート育成等のアスリート支援に活用することとする。

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督・役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

SAGA2024実行委員会(以下「県委員会」という。)及び会場地市町実行委員会(以下「市町委員会」という。)は、SAGA2024合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員
- (2) 報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所という。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等及び研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

- (1) 宿泊
宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。
- (2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4（1）に掲げる者	3,000円 ～18,000円	2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	通常のサー ビス・奉仕 料及び冷暖 房料を含む
4（2）に掲げる者		2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

- (3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税（導入している県のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

- (4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

- ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

- イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4（1）に掲げる者	2,400円～14,400円	2,700円～16,200円
4（2）に掲げる者		2,100円～12,600円

- (5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

- (6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

- (7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金（税抜）を 宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、競技敗退又は荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
競技敗退又は競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た当日	100%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金（税抜）を宿 泊料金とする。
競技敗退又は競技会会期短縮による 宿泊取消を申し出た翌日以降	不要	

ウ 災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

- エ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。
- オ 宿泊取消料は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）又は本人が当該宿舎へ支払うものとする。
- また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。
- (8) 宿泊料金等の精算
宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。
- ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。
- (9) 宿泊料金等の適用期間
宿泊料金等の適用期間は、令和6年9月1日（日）15時から令和6年10月16日（木）10時までとする。
- ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。
- 8 宿泊の申込み**
- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
- ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。
- なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第78回国民スポーツ大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。
- 9 宿泊の変更及び取消し**
- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。
- なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国体委員会において報告する。
- (2) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
- ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更及び取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
- なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (3) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更及び取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者のパフォーマンスやコンディションに配慮すること。また食材については、SAGA2024の大会期間中に大量調達が可能で、かつ食材費も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、可能な範囲で県産品を活用する。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は市町委員会が別に定める方法によりありせんとするものとする。
- なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	900 円以内（税抜）

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

SAGA2024全障スボ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第23回全国障害者スポーツ大会の正式競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）は、大会参加者が心身共に良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

実行委員会は、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定、確保、配宿及び宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、介助者（以下「選手団」という。）
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、視察員、報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舍の選定及び確保

- 宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。
- (1) 宿舍は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
 - (2) 会場地市内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等を利用する。
 - (3) 風紀、衛生及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる旅館等は利用しない。

6 配宿

- 大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとと同一の宿舍に配宿するよう努める。
 - (2) 移動に係る負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舍に配宿するよう努める。
 - (3) 障がい者にとって利用しやすい宿舍に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障がい者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舍と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。（SAGA2024国スボ宿泊料金を参考に設定）

ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4（1）に掲げる者	3,000円 ～18,000円	2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。
4（2）に掲げる者	2,400円 ～14,400円			

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税（導入している県のみ）については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舍と協議の上、決定する。

- ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金
当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。
- イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金
当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。
- | | 宿泊対象者 | 宿泊料金 (税抜) | |
|-------------|-------|------------------|------------------|
| | | 夕食を欠食した場合 | 朝食を欠食した場合 |
| 4 (1) に掲げる者 | | 2,400 円～14,400 円 | 2,700 円～16,200 円 |
| 4 (2) に掲げる者 | | | 2,100 円～12,600 円 |
- (5) 休憩料金
入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。
- (6) 宿泊取消料
ア 宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金 (税抜) の 20%	素泊まり又は欠食で 申し込んだ場合は、 その料金 (税抜) を 宿泊料金とする。
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金 (税抜) の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金 (税抜) の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して宿泊取消料を決定する。

・取り消した泊数に関わらず、一人につき 1 泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 災害その他事由 (地震、風水害、感染症等) により競技会が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金及び宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間
宿泊料金等の適用期間は、令和 6 年 10 月 24 日 (木) 15 時から令和 6 年 10 月 29 日 (火) 10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 選手団については、都道府県及び政令都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定

め、別に定める宿泊事務実施要領 (以下「実施要領」という。) により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して県委員会に申込みものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵送により申込みことを認める。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

(2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。

(3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎との宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。

(4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更及び取消し

(1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生時期はその申出があった日とする。

(3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。
なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者のパフォーマンスや

SAGA2024食品衛生対策実施要領 (他関連実施要領) について
SAGA2024食品衛生対策実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、「SAGA2024食品衛生対策要項」に基づき、SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する食品衛生対策に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における食品衛生の確保に向けて、選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が利用する施設（以下「食品提供施設」という。）の早期決定に努める。
- (2) 県委員会は、食品提供施設の情報を取りまとめ、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）に提供するとともに、当該施設への食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。
- (3) 県生活衛生課は、保健福祉事務所（保健所）に対し、食品提供施設の監視・指導を指示するとともに、必要に応じて佐賀県食品衛生協会等の関係団体の協力を得ながら、効果的に食品衛生対策を推進する。また、県外食品提供施設に關しては、当該県の食品衛生主管課に食品提供施設の監視・指導を依頼する。
- (4) 保健福祉事務所（保健所）は、管内の食品提供施設の監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会と連携し、食品衛生の確保を図る。

3 实施内容

- (1) 対象となる食品提供施設
ア 宿泊施設の調理施設
ウ 旅館業法第3条より許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」とい
う）であって、大会参加者等を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調
理する施設
イ 弁当調製施設
ウ 大会参加者等が開・閉会式会場及び競技・練習会場等で喫食する屋食弁
当を調製する施設
エ 仕出し料理調製施設
オ 大会参加者等が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当を含む）を
調製する施設

コンディションに配慮すること。また、食材については、SAGA2024の大会期間中に大量調達が可能で、かつ食材費も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、可能な範囲で県産品を活用する。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	900 円以内 (税抜)

12 その他

- (1) 宿舍での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務に関し必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

- エ 既設の食品営業施設
両大会会場内に既に設置され、食品の調理、加工、若しくは製造又は販売を行う施設
- オ 仮設食品営業施設
両大会会場内に臨時的に簡易な施設を設け、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- カ 無料食品出店施設
両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設
- キ 弁当引換所
両大会会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品提供施設の把握
食品提供施設の把握方法は以下のとおりとする。
また、提出した食品提供施設に追加、変更等が生じた場合は、県委員会は、速やかに県生活衛生課に連絡する。

- ア 宿泊施設の調理施設
県委員会は、SAGA2024 宿舍衛生対策実施要領で定める「営業宿泊施設のリスト」及び会場地委員会から提出された「転用施設等使用届出書」を 2023 年（令和 5 年）9 月末日までに、県生活衛生課に提出する。
- イ 弁当調製施設
県委員会は、SAGA2024 国スボ・全障スボが弁当調達要項で定める「弁当調製施設名簿」を会場地委員会と合わせて 2023 年（令和 5 年）9 月末日までに、県生活衛生課に提出する。
- ウ 仕出し料理調製施設
会場地委員会は、「仕出し料理調製施設一覧表（様式第 1 号）」を県委員会に提出し、県委員会は 2023 年（令和 5 年）9 月末日までに、県生活衛生課に提出する。
- エ 既設の食品営業施設
保健福祉事務所は、食品営業許可台帳等により対象施設を把握する。
- オ 仮設食品営業施設
県委員会は、「仮設食品営業施設設置計画書（様式第 2 号）」を会場地委員会と合わせて、両大会開催の概ね 3 か月前までに、県生活衛生課に提出する。

また、各営業者に対し、両大会開催の概ね 3 か月前までに、管轄の保健福祉事務所に営業許可申請書を提出し、開催日までに営業許可を取得するよう指導する。

- カ 無料食品出店施設
県委員会は、「無料食品出店施設設置計画書（様式第 3 号）」を会場地委員会と合わせて、両大会開催の概ね 3 か月前までに、県生活衛生課に提出する。
- キ 弁当引換所
県委員会は、「弁当引換所設置計画書（様式第 4 号）」を会場地委員会と合わせて、両大会開催の概ね 3 か月前までに、県生活衛生課に提出する。

(3) 監視・指導
保健福祉事務所（保健所）は、県・会場地委員会と連携し、次表の目標立入回数を参考に、施設の監視・指導を実施し、必要に応じて施設の衛生状態の検査（ATP 検査、保存食検査等）を実施する。
本要領に基づく監視・指導事項は、別紙 1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」及び別紙 2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおりとする。

対象施設	目標立入回数		監視・指導事項
	両大会前	両大会期間中	
	令和 5 年度～開催年度		
ア 宿泊施設の調理施設	1 ～ 2 回	必要に応じて	別紙 1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」及び別紙 2「食品関係施設に対する指導及び検査」のとおり
イ 弁当調製施設			
ウ 仕出し料理調製施設			
エ 既設の食品営業施設			
オ 仮設食品営業施設			
カ 無料食品提供施設	－	1 回以上	
キ 弁当引換所	－	1 回以上	

(4) 食品衛生講習会
県委員会は、県生活衛生課及び保健福祉事務所（保健所）と連携し、次により食品衛生講習会を開催する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。
なお、感染症予防を目的とした講習会や宿舍衛生講習会等と併せて実施することができる。

ア 講習の内容

(ア) 食中毒の予防と発生時の対応

(イ) 従事者の健康管理（検便検査を含む。）と手洗いの徹底

(ウ) 施設・設備の衛生管理及び食品、調理器具等の衛生的な取扱い

イ 受講対象者

上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。
対象となる食品提供施設の衛生管理に当たたる管理責任者（食品衛生責任者等）

ウ 講習会の実施方法

令和5年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う

なお、県委員会及び会場地委員会は、自らが主催する会議・説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(5) 広報活動

県・会場地委員会は、県生活衛生課及び保健福祉事務所（保健所）と連携し、関係機関、団体等の協力を得て、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

3 緊急連絡体制の整備

県・会場地委員会は、県生活衛生課及び保健福祉事務所（保健所）と緊密に連携し、両大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

4 食中毒等健康被害発生時の対応

(1) 県・会場地委員会は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合、直ちに管轄の保健福祉事務所（保健所）に連絡する。

(2) 両大会に関係して食中毒（疑いを含む。）が発生したときは、保健福祉事務所（保健所）は速やかに対応するほか、県委員会及び関係する会場地委員会と情報共有を図る。

5 実施報告

保健福祉事務所（保健所）は、この実施要領に基づく監視・指導の実施結果について、「食品関係施設の食品衛生監視・指導結果報告書（様式第5号）」、「施設等の衛生状況確認検査結果報告書（様式第6号）」により、令和5年度は3月末日までに、開催年度については実施後速やかに県生活衛生課に報告する。

県生活衛生課は、各保健福祉事務所の報告書を取りまとめ、県委員会に報告する。また、県外の食品提供施設に関しては、当該県の食品衛生主管課が保健

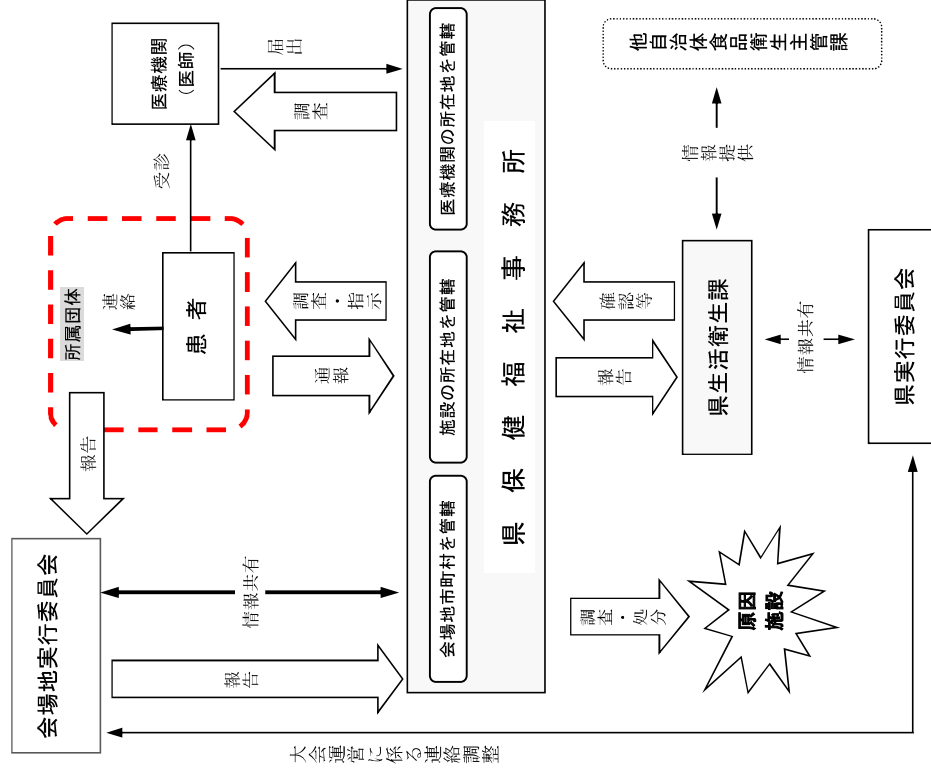
所の報告書を取りまとめ、県生活衛生課を経由して県委員会に報告する。

6 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上、別に定める。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

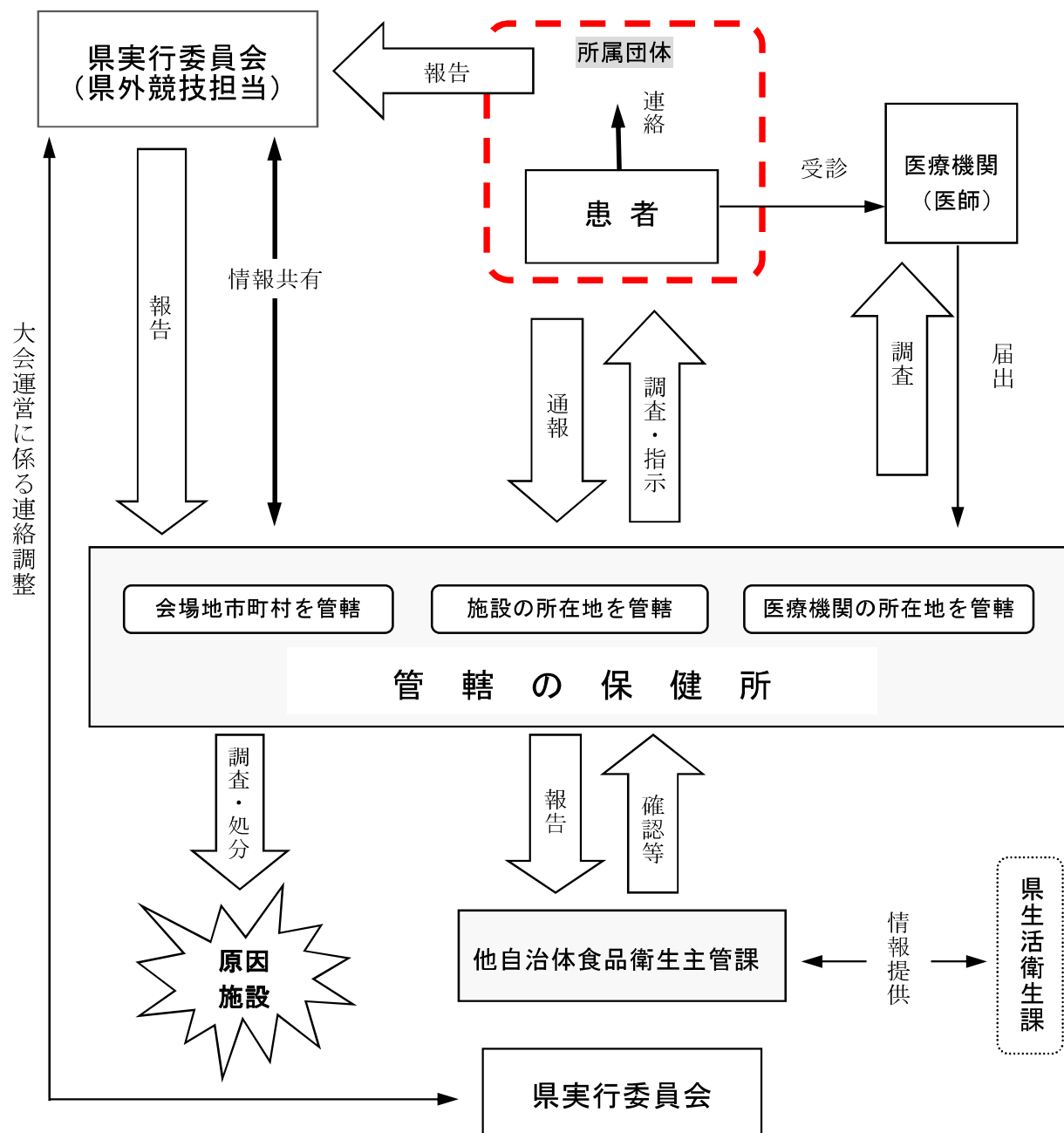
△ 国スポ競技会 △



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健福祉事務所及び県実行委員会に報告する。
- ◆ 県実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健福祉事務所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健福祉事務所に連絡するように周知する。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

< 県外競技 >



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健所及び県実行委員会（県外競技担当）に報告する。
- ◆ 県実行委員会（県外競技担当）は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するように周知する。

様式第6号

施設等の衛生状況確認検査結果報告書

年 月 日

〇〇保健福祉事務所

区 分		対 象 施 設 数	検 査 施 設 数	延 べ 検 査 件 数	指 導 検 査 件 数		
					大 腸 菌 群	黄 色 ブ ド ウ 球 菌	A T P 検 査 件 数
ア	営 業 宿 泊 施 設 の 調 理 施 設						
イ	弁 当 調 製 施 設						
ウ	仕 出 し 料 理 調 理 施 設						
エ	既 設 の 食 品 営 業 施 設						
オ	仮 設 食 品 営 業 施 設						
カ	無 料 食 品 出 店 施 設						
キ	弁 当 引 換 所						
合 計		0	0	0	0	0	0

別紙 1
食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項

SAG A 2 0 2 4 に係る食品提供施設の営業者等は、法令に基づく衛生管理を徹底の上、次の事項において遵守すること。

1 食品提供施設

- (1) 営業宿泊施設の調理施設
両大会参加者が宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設
- (2) 弁当調製施設
両大会参加者が開・閉会式会場、競技会場等で喫食する弁当を調製する施設
- (3) 仕出し料理等調理施設
両大会参加者が宿泊施設等で喫食する料理（仕出し、弁当等）を調製する施設
- (4) 既設の食品営業施設
両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (5) 仮設の食品営業施設
両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理を行う施設
- (6) 無料食品提供施設
両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設
- (7) 弁当引換所
両大会会場内に設置される弁当の引換所

2 共通の遵守事項

- (1) 管理責任者の設置
ア 食品による事故を防止するため、各食品提供施設に衛生管理に当たる管理責任者を設置する。なお、食品衛生責任者を設置している場合は、その者を管理責任者とする。
イ 両大会開催期間中、管理責任者は別に示す様式（参考様式 1 号～5 号）により衛生管理状況を点検し記録する。
ウ 管理責任者は、県・会場地委員会及び保健福祉事務所が開催する食品衛生講習会を受講する。
(2) 調理従事者の健康管理
ア 調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者を含む。以下同じ。）は、概ね両大会開催前 1 か月の間に検便を受ける。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157・O26・O111）については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査に努める。
イ 上記検便結果で陽性の場合は、再検査で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。
ウ 管理責任者は、作業開始前に全ての従事者の健康状態（嘔吐、下痢、手指の傷等）の確認を行う。
エ 調理従事者は、下痢、嘔吐、発熱等の症状がある場合や手指に化膿創がある場合は、食品に直接接触する作業に従事しない。
オ 調理従事者は、感染を防止するため、日常生活の中で胃腸炎症状を呈した者

の吐物や排泄物の処理を行うことを避ける。やむを得ず行う場合は、感染防止のため、次の手順又はこれと同等の効果を有する方法により適切に処理する。
(ア) 処理作業を行う前に使い捨て手袋とマスクを着用する。

- (イ) 吐物や排泄物を使い捨ての布やペーパータオル等で静かに拭き取る。
- (ウ) 使用した布等はビニール袋等に入れて口をしぼる。
- (エ) 吐物や排泄物の汚染を受けた場所の消毒をする。（1、0 0 0 ppm 次亜塩素酸ナトリウム液に浸した布で 1 0 分間覆い、その後水拭きする。）

- (オ) 手袋もビニール袋に入れて口をしぼり、廃棄する。
- (カ) 作業終了後は、流水と石けんでよく手を洗う。

(3) 調理従事者の服装

ア 調理従事者は、清潔な外衣及び専用の履物を着用し、食品に異物混入や飛沫の汚染などのおそれがある作業を行う場合には、必ず帽子、マスク、手袋を着用する。

イ 調理従事者は、腕時計、指輪、つけ爪などは外す。帽子は毛髪がはみ出ないように着用し、爪は短く清潔に保つ。

(4) 手洗いの徹底

ア 管理責任者は、石けん、消毒液、ペーパータオル等を備えた手洗い設備を常に使用できる状態にしておく。なお、手指に触れずに給水栓が開閉できる構造、4 0℃前後の温湯が給水される構造であることが望ましい。

イ 調理従事者等は、次のタイミングで手洗いを行う。

- (ア) 作業開始前及び用便後
- (イ) 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
- (ウ) 食品に直接触れる作業に当たる直前
- (エ) 生肉、鮮魚介類、卵殻等に触れた後、その他の食品や器具に触れる場合
- (オ) 配膳の前

ウ 調理従事者等は、次の手順を参考に、適切な方法で手洗いを行う。

- (ア) 時計や指輪を外す。
- (イ) 手を水で濡らし、石けんをつける。
- (ウ) よく泡立てて、丁寧に洗う。
（手の平、甲、指の間、指、指先、親指の周り、手首）
- (エ) 流水でよく洗い流す。
- (オ) ペーパータオル等で手を乾かす。
- (カ) 手から水気がなくなったら後に、消毒用アルコールを手すりすり込む。
※作業開始前及び用便後は、(イ)～(エ) の手順を 2 回繰り返す。

3 食品提供施設 (1) ～ (4) に対する個別の遵守事項

- (1) 施設・器具の消毒
ア 下痢、嘔吐、発熱等の症状を呈する者が施設内（調理室、従事者用トイレ等）を汚染し、又はその疑いがある場合は、次の方法により消毒を行う。
(ア) 汚物が付着した場所
上記 2 (2) (オ) の手順により速やかに処理する。

- (イ) 調理器具、食器等
80℃、5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する（厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく）。
- (ウ) 手が触れる場所（給水栓、冷蔵庫取っ手、スイッチボタン、ドアノブ等）200ppm 次亜塩素酸ナトリウム液、又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。
- (エ) 従事者用トイレの便器、床
1,000ppm 次亜塩素酸ナトリウム液、又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。
- (2) 加熱調理の徹底
加熱調理する場合は、食品の中心部の温度が75℃以上で1分間以上（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒以上）加熱する。
- (3) 調理済み食品の温度・時間の管理
管理責任者は、調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。
- イ 調理後、直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するために必要に応じて冷蔵又は冷蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け、概ね10℃以下又は65℃以上で管理）。
- (4) 検査の保存（食品提供施設（5）仮設の食品営業施設、（6）無料食品提供施設を除く）
管理責任者は、提供食数にかかわらず、検査を－20℃以下で2週間以上保管する。検査は1品毎に衛生的な器具を使用して約50g採取し、衛生的な容器内で保管する。
- (例)
・弁当（仕出し料理）の場合、1食分を余分に調理し、容器ごと検査として保管する。
・仕切りの入った検査容器がない場合は、未使用の合成樹脂製の袋で代用する。（1品毎に袋に入れて口をしぼる。1食分をまとめて袋に入れて口をしぼる。）
- (5) 記録の作成及び保管
管理責任者は、施設の衛生管理計画に基づく記録のほかに以下の記録を作成し、整理して保管する。
ア「衛生管理記録表」（参考様式第6号）及び「従事者の健康状況」（参考様式第7号）
イ 提供したメニュー
ウ 衛生管理に関する次の事項
（ア）家族等同居者を含む従事者の健康状況
（イ）手洗い設備が常に使用できる状態かどうか
（ウ）水道水以外の水を使用している場合に滅菌装置を設置している場合の遊離残留塩素濃度
（エ）その他

- (6) 弁当又は仕出しの調理（食品提供施設（2）、（3））
ア 弁当又は仕出し料理の主食及び副食は、十分に放冷した後、詰め合わせる。
イ 弁当調達要項で定められた次の事項を弁当の容器包装に表示する。
名称、原材料名（食品添加物、アレルギー、遺伝子組換え等の表示を含む）、消費期限（時間まで）、保存方法、製造者・製造所所在地等食品表示法で規定している事項
ウ 早期の喫食を喚起する旨、弁当の容器包装又は添付チラシ等に記載するよう努める。
（文例）お早めにお召し上がりください。
エ 配送に当たっては、次の事項に留意し、弁当の温度を10℃以下で管理する。
（ア）運転席等外部から荷室の温度管理（10℃以下）が可能な冷蔵庫等を使用し運搬する。
（イ）直射日光が当たらないように運搬する。
オ 弁当引換所で長時間保管されることがないよう喫食時間にあわせて納品する。

4 食品提供施設（5）、（6）に対する個別の遵守事項

- (1) 容器
容器は、使い捨てのものを使用する。
- (2) 加熱調理の徹底
店頭で調理を行う場合は、簡易な調理工程で最終的に十分加熱される食品に限られる。加熱調理は、中心部が75℃以上で1分間（ノロウイルスによる汚染の可能性がある食品の場合は85～90℃で90秒）以上加熱する。
- (3) 調理済み食品の温度・時間の管理
ア 調理から提供までの時間をできるだけ短くするよう調理計画を立てる。
イ 調理後直ちに提供されるもの以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するため必要に応じて冷蔵又は冷蔵保管する（食中毒菌の発育至適温度帯である20～50℃を避け、概ね10℃以下又は65℃以上で管理）。

5 食品提供施設（7）に対する個別の衛生指導事項

- (1) 弁当引換所の設置基準
ア 弁当引換所は、清潔で直射日光の当たらない場所に設ける。
イ 弁当引換所の設置者は、弁当引換所又は付近の使用しやすい場所に、消毒液を備えた流水式手洗い設備を確保する。弁当引換所に確保できない場合は、アルコール噴霧式消毒器を弁当引換所に設置する。
- (2) 弁当の取扱い
ア 弁当の保管
（ア）納品された弁当は、速やかに配布する場合を除き、冷蔵庫等で保管する。
（イ）冷蔵庫は常に清潔に保つとともに、隔測温度計を設置し、冷蔵機能が保たれていることを確認する。
イ 弁当の引渡し
弁当を喫食者に引き渡す際、呼びかけ、張り紙、場内放送、チラシ添付等の

食品衛生自主管理記録表〔営業宿泊施設の調理施設〕

口大会期間中は毎日点検しよう。
定期的に○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しよう。(○良好、△不十分、×不良)

点検項目	点検月日										メモ
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
施設 の 管 理	1 天井、壁、床等に破損箇所はないか。										
	2 調理室の整理整頓、清掃は完全か。										
	3 室内の換気、照明は十分か。										
	4 施設内に不必要な物品が放置されていないか。										
	5 ネズミ、ゴキブリ等の防止は完全か。駆除を実施しているか。										
	6 手洗い設備は使用できる状態か。また、石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。										
	7 排水等の水質検査を実施しているか。また、貯水槽は清掃しているか。										
	8 調理器具は十分洗浄殺菌するとともに、衛生的に保管されているか。										
	9 まな板、包丁及びふさん等によく、洗淨・消毒され、食品及び包装ごとに区分して使用しているか。										
	10 冷蔵庫に温度計を備え、常に正しく作動しているか。										
食材 材 料 及 び 食 品 の 取 扱	11 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、日付、表示等の点検を行っているか。										
	12 購入伝票等の保管を行っているか。										
	13 冷蔵庫内は、10℃以下になっているか。	℃			℃		℃		℃		℃
	14 冷蔵庫（冷凍）内は、整頓され、清潔で、相互汚染防止のため区分け保管をしているか。										
	15 生で提供する野菜、果物等は十分洗浄し、必要に応じて殺菌しているか。										
	16 食品は、中心部まで十分加熱しているか。 （中心温度計で確認する）										
	17 必要以上に作り置きせず、調理後、速やかに提供しているか。										
	18 給食は、適正に保管されているか。										
	19 ゾミ袋等は蓋があり、ゴキブリ等が入らないようになっているか。										
	20 掃除用具は専用の場所に保管しているか。										
汚 物 処 理	21 便所は清潔か。手洗いに石けん、消毒液、ペーパータオルを備えているか。										
	22 清潔な作業着、帽子、履物を着用し、必要に応じてマスクをしているか。										
	23 爪を短く切り、作業前、用便後等は必ず手を洗っているか。										
	24 決められた場所以外で、更衣、喫煙、食事をしていないか。										
	25 下痢したり、化膿創がある者が直接食品に触れる業務に従事していないか。										
	26 健康診断（検便等）を定期的に受けているか。										
	27 家庭に下痢・嘔吐の症状を呈している者はいないか。										
	食品衛生責任者の印										

- 方法により、早期の喫食並びに持ち帰りの禁止を呼びかける。
- ウ 弁当の廃棄
消費期限を過ぎた弁当は確実に廃棄する。
- (3) 弁当の引換えの記録
責任者は、弁当の納品から引換えに関する次の事項について「弁当の引換え記録表」(参考様式第 8 号)により記録する。
- ア 弁当の納品時刻
イ 庫内温度(納品時、引換え直前)
ウ 納品個数
エ 製造者
オ 消費期限
カ 弁当の引換え時刻(開始、終了)
キ 引換え個数
ク 引換え先
ケ 廃棄時刻
コ 廃棄個数

(4) 廃棄物の処理
廃棄物容器及びその周辺は、常に清潔にしておく。

食品提供施設に対する指導及び検査

1 食品提供施設

- (1) 営業宿泊施設の調理施設
両大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設
- (2) 弁当調製施設
両大会参加者が開・閉会式会場、競技会場等で喫食する弁当を調製する施設
- (3) 仕出し料理調理施設
両大会参加者が宿泊施設等で喫食する料理（仕出し、弁当等）を調製する施設
- (4) 既設の食品営業施設
両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設
- (5) 仮設食品営業施設
両大会会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造、又は販売を行う施設
- (6) 無料食品提供施設
両大会会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設
- (7) 弁当引換所
両大会会場内に設置される弁当の引換所

2 食品衛生講習会

県委員会は、果生活衛生課及び保健福祉事務所と連携し、食品提供施設の業者等を対象とする食品衛生講習会を両大会開催までに実施する。食品衛生講習会の内容については、別紙1「食品関係施設の業者等が遵守すべき事項」、食品衛生法及び佐賀県食品衛生法施行条例に係る事項並びに食中毒の予防に関することとする。

3 立入調査

食品提供施設（1）～（3）を管轄する保健福祉事務所は、「施設調査票」（様式第1号）に基づき当該施設の立入調査を実施し、不備な事項があれば改善指導及びその履行確認を行う。
特に、衛生管理に不備が認められる施設については、立ち入り調査時の施設の拭き取り検査及び食品の収去検査を実施する。

4 施設のふきとり検査

保健福祉事務所は、1食品提供施設（1）～（3）についてATP簡易測定器等を用いてふきとり検査を実施し、その結果に基づき効果的に指導する。ふき取りは、包丁、まな板、冷蔵庫内、冷蔵庫取っ手、給水栓、スライツ、ドアノブ（便所を含む）等、食品または手指が直接触れる箇所を対象とする。検査結果及び結果に基づく指導事項は、様式第2号に記録する。洗浄後の汚染度が高い箇所については、適切な方法により洗浄後、再検査を行う。

5 食品検査

保健福祉事務所等は、食品提供施設の業者に對し自主検査の実施及び結果報告

を指導するとともに、必要に応じた収去検査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(1) 自主検査

- ア 対象施設及び対象食品
(ア) 営業宿泊施設：両大会期間中に提供される食事の副食（2品以上）
(イ) 弁当調製施設：両大会期間中に提供される弁当の副食（2品以上）
(ウ) 仕出し料理調理施設：両大会期間中に提供される料理又は弁当の副食（2品以上）
- イ 時期
開催年4月～6月
- ウ 項目
(ア) 一般細菌数
(イ) 大腸菌群
(ウ) 黄色ブドウ球菌
- エ 判定方法

次の判定基準を超えた場合は、次のオに従い措置する。

検査食品	検査項目	判定基準
卵焼、フライ等の加熱処理したもの	細菌数(生菌数)	検体1gにつき100,000以下であること
	大腸菌群	陰性であること
サラダ、生野菜等の未加熱処理のもの	黄色ブドウ球菌	陰性であること
	細菌数(生菌数)	検体1gにつき1,000,000以下であること

オ 措置

- (ア) 判定基準を超えた場合は、当該施設の立入調査を実施し、原因究明及び再発防止を指導する。
- (イ) 再発防止対策実施後、その効果を確認するため、再度の自主検査（必要に応じて収去検査実施）を指導する。

施設調査票

No.1

No.1 調査年月日	年	月	日	調査者	
対象施設名				対応者	
所在地	市				
業種（細目）	（ ）				
調理従事者数	人				
使用水	使用水の種類	上水道・簡易水道・専用水道・井戸水・その他（ ）			
	滅菌装置	有 ・ 無		滅菌装置維持管理状況	
	残留塩素	p p m			
厨房内	手洗い設備				
	清掃状況				
	そ族昆虫対策 (生・製法・職)				
冷蔵庫・冷凍庫	庫内温度				
	衛生状態				
	食品毎の区分				
調理器具類	洗浄消毒方法				
	保管方法				
廃棄物	調理場内保管				
	排出経路				

No.2

自主検査	実施日	食品名	検査結果			判定
			一般細菌数	大腸菌群	ブドウ球菌	
検査	従事者の検便	実施日： 年 月 日	実施人数： 人 不適 人			（ ）
	保管状況 (量・品質等)					
検査						
その他の確認・指示						
履行確認						

A T P 検 査 ・ 収 去 検 査 結 果

N o . 2

① A T P 測定結果			
実施日	実 施 所	1 回目測定	2 回目測定
／	まな板 (例)	7 0 0 B	3 0 0 A
／			
／			
／			
／			
／			
／			
／			
② 検 査 結 果 に 基 づ く 指 導 事 項 等			

施設名
N o . 1

A T P ふ き と り 検 査 判 定 基 準 (参 考)			
検査場所	管理基準値 (R L U)		ふきとり方法
	合格 (<)	不合格 (>)	
手指	1 , 5 0 0	3 , 0 0 0	手のひら縦横、指の間、指先など
まな板	5 0 0	1 , 0 0 0	中央付近 1 0 c m 四方
包丁	2 0 0	4 0 0	刃の両面、持ち手と刃の継ぎ目
調理台	2 0 0	4 0 0	表面 5 箇所の 1 0 c m 四方
バット	2 0 0	4 0 0	汚れが残りやすい角部分
冷蔵庫取っ手	2 0 0	4 0 0	取っ手全体の内側外側

ふきとりは、洗浄後、消毒・殺菌前に行うこと。
ふきとりは、綿棒が軽くしなる程度の一定の圧力により行うこと。
数値は、A (合格)、B (注意)、C (不合格) の3段階で判定すること。
判定がB又はCの場合は、再洗浄等を指導後、再度測定を行うこと。

③ 収 去 検 査 結 果					
実施日	検 体 内 訳	加 熱 の有無	検 査 結 果		判 定
			一般細菌	大腸菌群	
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
／		有・無			適・不適
④ 検 査 結 果 に 基 づ く 指 導 事 項 等					

SAGA2024 宿舍衛生対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「SAGA2024 環境衛生対策要項」に基づき、SAGA2024 実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する宿舍衛生対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- （1）県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における宿舍衛生確保に向けて、選手、役員等の参加者（以下「大会参加者」という。）が利用する宿泊施設の早期決定に努めるとともに、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健福祉事務所にに対し、当該宿泊施設の情報を提供し、宿舍衛生対策の実施を依頼する。
- （2）県生活衛生課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等関係団体の協力を得ながら、保健福祉事務所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に宿舍衛生対策を推進する。
- （3）保健福祉事務所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する宿泊施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県・会場地委員会が開催する衛生講習会へ協力し、宿舍衛生の確保を図る。

3 実施内容

- （1）営業宿泊施設の宿舍衛生対策
 - ア 営業宿泊施設の把握
 - 生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。
 - （ア）県委員会は、令和5年9月末日までに、大会参加者が利用する宿泊施設のうち旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）のリストを管轄する保健福祉事務所（県外に所在する施設にあっては県生活衛生課）に提出する。
 - （イ）県委員会は、提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
- （ウ）県委員会は、（ア）で各保健福祉事務所に提出した営業宿泊施設のリストの写しをまとめて、県生活衛生課に提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

なお、各年度において、対象施設を把握する前に既に指導を実施していた場合は、把握後に改めて指導することを要しないこととする。

（ア）保健福祉事務所は、両大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、開催日前までに現地確認や改善計画報告書等で改善を確認する。また、貯湯槽又は入浴施設に循環ろ過器を設置する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、監視・指導を行う。

（イ）県生活衛生課は、県委員会より送付された県外の営業宿泊施設を所管する自治体に衛生指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

県・会場地委員会は、以下のとおり営業宿泊施設の営業者等を対象とする宿舍衛生講習会を両大会開催までに実施する。

なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

（ア）講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器的設置及び適正なごみ処理

（イ）受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

（ウ）講習会の実施方法

令和5年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。

なお、県委員会は、自らが主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

(2) 転用施設の宿舍衛生対策

ア 転用施設の把握

県生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり大会参加者が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地委員会は、令和5年9月末日までに、「第78回国民体育大会宿泊施設充足対策要項」に基づき、旅館業法第3条の許可を要しない転用施設を選手・監督に利用させる場合には、「転用施設使用届出書」(様式第1号)により管轄の保健福祉事務所に提出する(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)また、会場地委員会は上記届出書の写しを県委員会に提出する。

(イ) 会場地委員会から届出書の提出を受けた県委員会は、それを県生活衛生課に回付する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、「転用施設における留意事項」(別紙1)を適用する。

ウ 転用施設の指導

保健福祉事務所は、3(2)アの「転用施設使用届出書」により大会参加者が利用する転用施設を把握し、両大会開催までに、3(2)イに基づき指導を行う。

エ 宿舍衛生講習会

会場地委員会は、3(1)エの宿舍衛生講習会に準じた転用施設の宿舍衛生講習会を実施する。保健福祉事務所は、会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

4 実施報告

- (1) 保健福祉事務所は、監視・指導の実施結果を「宿舍衛生監視指導実施報告書」(様式第2号)により、令和5年度は3月末日までに、開催年度については両大会が開催する2週間前までに県生活衛生課に提出するものとする。
- (2) 県生活衛生課は、上記実施報告を令和5年度は年度終了後速やかに、開催年度については両大会が開催する1週間前までに県委員会に提出するものとする。

5 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上別に定めるものとする。

【様式第1号】

年 月 日

保健所長 殿

会場地市町村実行委員会等事務局長

転用施設等使用届出書

整理 番号	使用施設					使用 期間	建物の 構 造 木造・ 鉄筋等 (㎡)	建 物 の 総 面 積 (㎡)	宿 泊 人 数 (人)	宿泊に使用 する客室			使用水 (※1)	浴 室					洗面 所 の 有 無	便 所			備 考							
	名称等	所在地 (市町 字名 番地)	電話番号 (責任者連絡 先)	FAX番号(※ 2)	責任者の氏名					客 室 数 (室)	延 面 積 (㎡)	寝 具 数 (組)		水道水/ 井戸水/ その他	有 無	面 積 (㎡)	管 の 有 無	備 理 ※3		有 無	無 貯 槽 の 有 無	便 器 数 (個)			大 便 器 (個)	小 便 器 (個)	手 洗 設 備 (箇所)	水 洗 ・ 汲 取	宿泊者の 所属する 都道府県 名等	浴室のない場 合の対応等

1

月 日～
月 日

2

月 日～
月 日

3

月 日～
月 日

4

月 日～
月 日

5

月 日～
月 日

7

月 日～
月 日

8

月 日～
月 日

9

月 日～
月 日

10

月 日～
月 日

11

月 日～
月 日

12

月 日～
月 日

13

月 日～
月 日

14

月 日～
月 日

※1 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡以上の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること。複数ある場合は使用用途併記のこと。

※2 FAXがある場合は番号を記入すること

※3 循環ろ過設備あるいは循環配管がある場合に記入すること

転用施設における留意事項

1 客室

- (1) 虫鼠を防ぐよう余分な物は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に夏間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日 1 回以上掃除すること。
- (4) くずかご等、日常生活に必要なものを用意すること。

2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。
- (3) 毎日可能な限り日光消毒すること。

3 洗面所

- (1) 毎日 1 回以上清掃すること。
- (2) 石けん、コップ等を必要に応じて用意すること。

4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (6) 毎日 1 回以上清掃すること。

5 浴室

- (1) 毎日 1 回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は毎日（又は客室の使用ごとに）完全換水すること。ただし、循環ろ過し、かつ継続して使用している浴槽水については、別記の衛生管理を実施すること。
- (4) その他、集毛器の清掃・消毒、逆洗、シャワーの衛生管理など、佐賀県健康福祉部生活衛生課作成の「佐賀県旅館・公衆浴場におけるレジオネラ菌防止の手引」を参考に、適切な衛生管理を実施すること。

6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

8 使用水試験

飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。

ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の 11 項目。大会開催前 2 か月以内に実施することが望ましい）。

イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ゴミ等の処理は適正に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理に当たる施設責任者を選任すること。

- (4) 大会期間中は、別表「宿舍衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないよう適正な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舍衛生講習会等を受講し、施設運営従事者に対し衛生知識の共有及び啓発を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染予防対策に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所へ相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

別記

- ・1 週間に 1 回以上定期的に完全に換水し、浴槽を清掃し、消毒すること。

検査項目		水質基準
濁度	5 度以下	
全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量		全有機炭素の量にあっては 11 中 8mg 以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては 11 中 25mg 以下。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が 11 中 25mg 以下
大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解し、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）	1ml 中に 1 個以下	
レジオネラ属菌	100ml 中に 10cfu 未満	

※濁度及び全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量は、温泉水又は井戸水を使用する場合、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないときは、基準のどちらか又は両方を適用しない。

- ・浴槽水中の遊離形塩素濃度は、通常 0.4mg/L（最大 1.0mg/L）を維持すること。結合塩素モノクロロミンの場合は、3.0mg/L 程度を維持すること。なお、遊離形塩素濃度は、定期的に測定し、記録しておくこと。

別紙1 別表

宿舎衛生自主管理表

施設の名称及び所在地		TEL		点検日付		備 考	
点検項目							
客 室	1 睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。						
	2 換気に注意しているか。						
	3 換気装置は、室内の空気の入れ換えを行っているか。						
	4 毎1回以上は清掃しているか。						
衛 生	1 ぐずかご等、日常生活に必要なものを用意しているか。						
	2 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。						
	3 寝具は清潔なものを提供しているか。						
	4 毎日可能な限り日光消毒を実施しているか。						
洗 面 所	1 毎日1回以上は清掃しているか。						
	2 石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。						
	3 専用の履き物を用意しているか。						
	4 用便後は石けんによる手洗いをすすめているか。						
便 所	1 備え付けのタオルは、清潔にしているか。						
	2 防虫・防臭に注意しているか。						
	3 毎日1回以上は清掃しているか。						
	4 毎日1回以上は清掃しているか。						
浴 室 の 管 理	1 入浴に必要な石けん、洗面器具等を用意しているか。						
	2 浴槽水は毎日(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。						
	3 浴槽 1週間に1回以上完全に換水し、浴槽を清掃、消毒しているか。						
	4 使用開始前に浴槽水の水质検査を実施したか。						
洗 濯 桶	1 定期的な清掃を実施しているか。						
	2 宿泊者が洗濯できるよう配慮しているか。						
	3 宿泊者名簿を備えているか。						
	4 水道水を使用しているか。						
飲 料 水	1 使用期間前に水质検査を実施したか。						
	2 桶 等 井 料 水 源及びその周辺を清潔にしているか。						
	3 施設責任者印(又は署名)						

SAGA2024 感染症予防対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「SAGA2024 防疫対策要項」に基づき、SAGA2024 実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する感染症予防に關して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 県委員会及び会場委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、SAGA2024 における感染症予防に向けて、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課（以下「県健康福祉政策課」という。）及び保健福祉事務所と連携し、広報・啓発活動に努めるとともに、県健康福祉政策課及び保健福祉事務所に對し、感染症対策の実施を依頼する。
- (2) 県健康福祉政策課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、関係団体等の協力を得ながら、保健福祉事務所に必要な広報啓発活動や施設指導を指示するなど、効果的に感染症予防対策を推進する。
- (3) 保健福祉事務所は、県健康福祉政策課の指示に基づき、県・会場地委員会と連携し、広報啓発活動を展開するとともに、必要に応じ対象業務従事者の健康管理に万全を期すよう指導するなど、感染症予防の確保を図る。

3 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

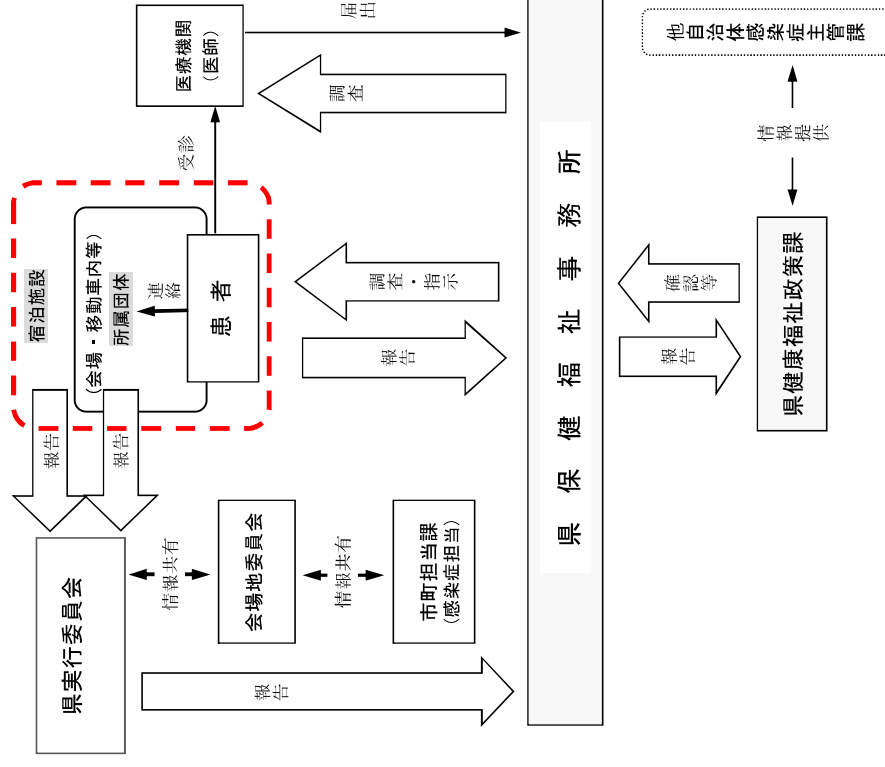
- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
大会参加者等に対し、手洗いや適切なマスク着用を含む咳エチケット、換気の徹底等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

- (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策
大会参加者等に対し、最新の感染症発生状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

- (ア) 県委員会
県委員会は、県健康福祉政策課と連携し、次により広報活動を実施する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(佐賀県)

[illegible]

- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健福祉事務所及び県実行委員会に報告する。
- ◆ 県実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健福祉事務所に報告する。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健福祉事務所と連絡するよう、周知する。

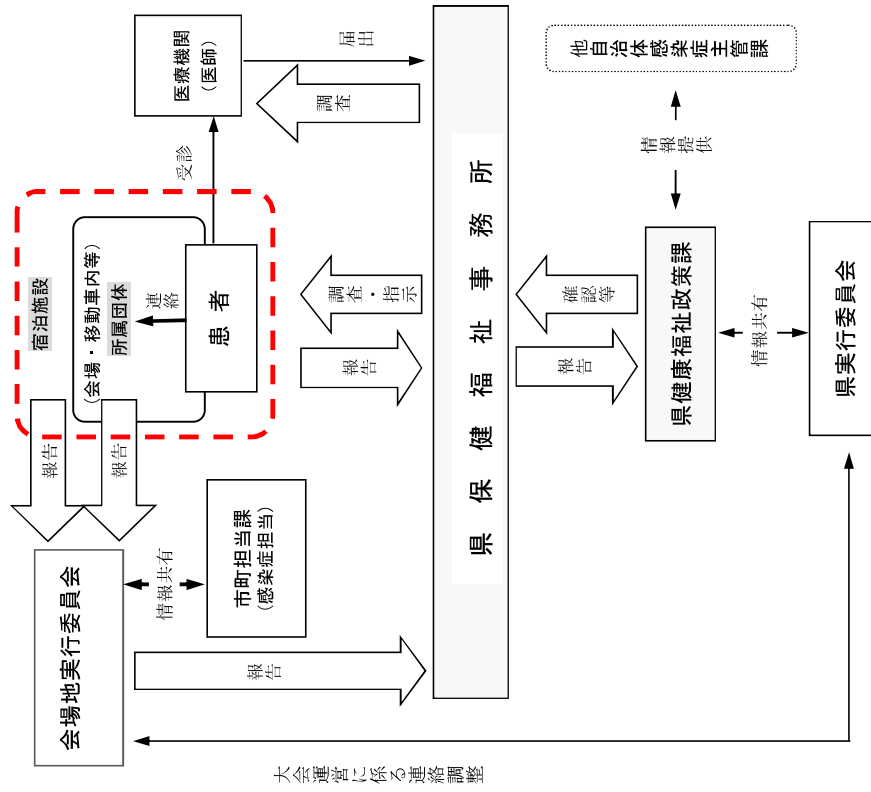
- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町・関係団体等への配布・掲示
 - b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用したPR
 - c 県委員会ホームページへの掲載
- (イ) 会場地委員会
会場地委員会は、保健福祉事務所及び市町担当課と連携し、次により広報活動を実施する。
- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
 - b 広報誌、ホームページ等市町広報媒体を活用したPR
 - c 各種講習会及びイベント等を活用したPR
- (2) 健康管理指導
保健福祉事務所は、大会参加者等に対し、感染症予防等の健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。
- (3) 衛生備品の配備
県委員会は、式大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、開・閉会式会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の配備を行う。
- なお、競技・練習会場については、会場地委員会が配備するものとする。
- (4) 感染症患者の発生時の措置
保健福祉事務所は、大会参加者等に感染症患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に規定する感染症等）が発生した場合は、必要に応じて感染の拡大防止のための指示・助言を行い、まん延の防止に努める。
- (5) 緊急連絡体制の整備
両大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 大会参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応等については、「SAGA2024食品衛生対策実施要領」に定める。
- (2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康福祉政策課が協議の上、別に定めるものとする。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

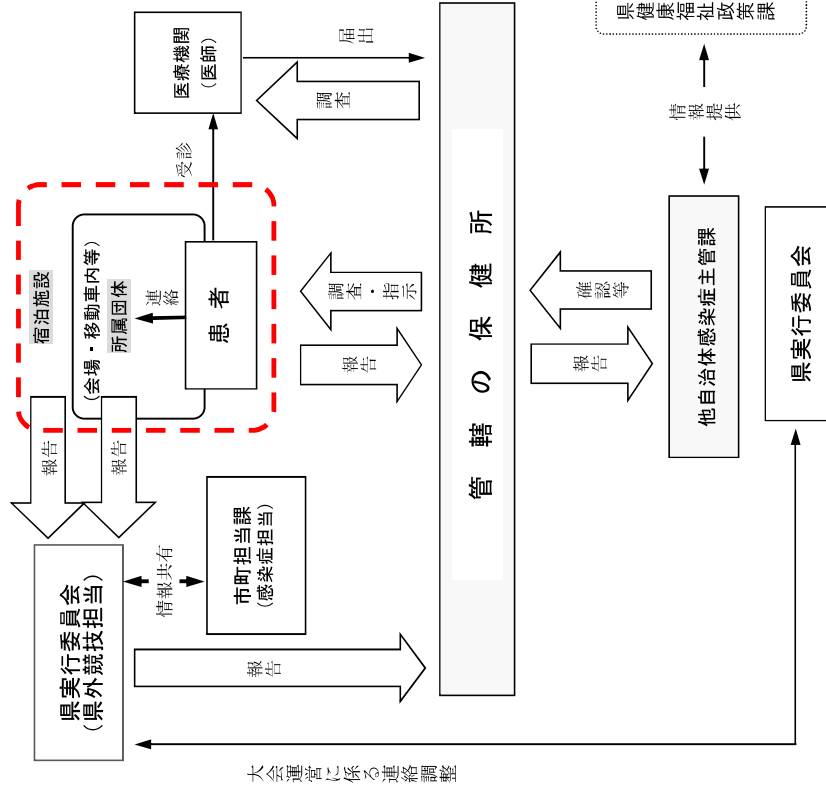
< 国スポ競技会 >



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健福祉事務所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健福祉事務所に報告、県実行委員会に情報共有を行う。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診せるとともに、管轄の保健福祉事務所に連絡するよう、周知する。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（佐賀県）

< 県外競技 >



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄の保健所及び県実行委員会（県外競技担当）に報告する。
- ◆ 県実行委員会（県外競技担当）は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆ 宿泊施設及び所属団体等に対し、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診せるとともに、管轄の保健福祉所に連絡するよう、周知する。

SAGA2024飲料水衛生対策実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「SAGA2024環境衛生対策要項」に基づき、SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連携を図り、佐賀県及び関係市町が実施する飲料水衛生対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 県委員会及び会場地委員会（以下「県・会場地委員会」という。）は、両大会における飲料水衛生確保に向けて、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）、保健福祉事務所及び市水道担当課（以下「市担当課」という。）に対し、当該宿泊施設の両大会における選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が利用する宿泊施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場の水道施設情報を提供し、飲料水衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課、保健福祉事務所及び市担当課は、県・会場地委員会の依頼に基づき、飲料水衛生対策を推進する。

3 実施内容

保健福祉事務所及び市担当課は、県・会場地委員会と連携し、県生活衛生課及び関係団体の協力を得て、大会参加者等が利用する宿泊施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場の飲料水の衛生が確保されるように、次により監視・指導を実施する。

(1) 対象施設

両大会参加者が利用する施設等に給水する次の水道施設等とする。

水道施設等		実施主体
ア 上水道、簡易水道	県保健福祉事務所 (町分) 県保健福祉事務所 (市分) 市担当課	県保健福祉事務所
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸		
オ 臨時給水設備（両大会会場内に臨時的に設置する給水車及び給水タンク等の飲料水供給設備等）		

(2) 対象施設等の把握方法等

県生活衛生課、保健福祉事務所及び市担当課は、以下のア～エにより県・会場地委員会から提出される「飲料水衛生対策対象施設一覧表（様式第1号）」（以下「一覧表」という。）等により、対象水道施設等を把握する。

ア 営業宿泊施設及び転用施設等

県・会場地委員会は、営業宿泊施設のリスト及び「転用施設等使用届出書」を令和5年（2023年）9月末日までに管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

イ 開・閉会式会場及び競技・練習会場

県・会場地委員会は、一覧表を令和5年（2023年）9月末日までに管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。）

ウ 臨時給水設備

県・会場地委員会は、一覧表を両大会開催のおおむね6ヶ月前までに、管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。）

エ 共通

会場地委員会は、管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出した一覧表の写しを県委員会に提出し、県委員会は、各会場地委員会をとりまとめるの上、県生活衛生課に提出する。

なお、県生活衛生課は、県委員会から提出された一覧表等により県外施設を把握し、当該施設を管轄する自治体に監視・指導を依頼する。

(3) 監視・指導の実施

保健福祉事務所及び市担当課は、県・会場地委員会と連携し、県生活衛生課の協力を得て次表を目標に監視・指導を実施する。

なお、各年度において、対象施設を把握する前に以下に掲げる内容を含んだ指導を実施している場合は、把握後に改めて指導することを要しない。

対 象 施 設	目 標 立 入 回 数	
	大 会 前 2023年～開催年度	大会期間中
ア 上水道、簡易水道	1 ～ 2 回	必要に応じて
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、 飲用井戸		
オ 臨時給水設備	必要に応じて	

- ア 上水道・簡易水道
保健福祉事務所は、水道事業者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に給水の安全等に関する指導を行う。
監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関連法令に基づき、必要な措置を講ずる。
- イ 専用水道
保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断（検便）の実施状況確認を中心に給水の安全等に関する指導を行う。
監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関連法令に基づき、必要な措置を講ずる。
- ウ 簡易専用水道
保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法等に基づき日常点検等の徹底を指導する。
監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関連法令に基づき、必要な措置を講ずる。
- エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸
保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、小規模水道については、佐賀県小規模水道条例（市においては各市条例）に、小規模貯水槽水道及び飲用井戸については、飲用井戸等衛生管理要領などに基づき定期的に点検が実施された井戸の使用等について指導する。
なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県・会場地委員会等と協力し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。
- オ 臨時給水設備
保健福祉事務所又は市担当課は、必要に応じて設置者である県・会場地委員会に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。
なお、設置に関して、県・会場地委員会は、必要に応じて保健福祉事務所又は市担当課と事前に協議を行う。

4 実施報告

- （１）保健福祉事務所は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、2023 年度（令和 5 年度）は年度末までに、2024 年度（当年度）は両大会が開催する 2 週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第 2 号）」により県生活衛生課へ報告する。

- また、両大会開催前までに飲料水の衛生確保が困難であると判断された施設等について、概要を県生活衛生課に報告する。
- （２）保健福祉事務所より報告を受けた県生活衛生課は、監視・指導の実施結果を 2023 年度（令和 5 年度）は年度終了後速やかに、2024 年度（当年度）は両大会が開催する 1 週間前までに県委員会に情報提供する。
- （３）市担当課は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導の実施結果について、2023 年度（令和 5 年度）は年度末までに、2024 年度（当年度）は両大会が開催する 2 週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第 3 号）」により会場地委員会に報告する。報告を受けた会場地委員会は県委員会に報告を行い、県委員会は県生活衛生課に情報提供する。

5 事故発生時の給水体制

県・会場地委員会等は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時の事故に対応するための給水体制を確立する。

6 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上、別に定めるものとする。

飲料水衛生対策対象施設一覧表

年 月 日

保健所長 様
市(町)長 様

提出者
実行委員会事務局長

番号	施設概要			利用予定			監視・指導対象施設等		受水槽の概要				水質検査			
	施設名称	所在地	施設管理者等	利用団体	利用人数	利用期間	対象施設等 ※1	水源種類 ※2	種類 ※3	有効容量 (m ³)	定期清掃	定期検査	実施日	未実施項目 ※4	不適 項目	対応 ※5
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

(記入上の注意)
※1 上水道、簡易水道、専用水道については、その施設の名称を付して記入し、その他については、貯水槽水道、飲用井戸、臨時給水設備等を記入すること。また、対象施設等区分ごとに一行記入すること。
※2 貯水槽水道の場合は、その水源となる上水道、簡易水道又は専用水道を名称を付して記入し、その他の水源の場合は記入不要。
※3 簡易専用水道又は小規模受水槽と記入すること。監視・指導対象施設が専用水道の場合であって、貯水槽がある場合は、「貯水槽」と記入すること。
※4 検査が必要であるが、未実施の項目があればその項目名を、無ければ「○」を記入すること。
※5 水質検査の結果、水質基準を超過した項目について、どのような対策を取ったかを記入すること。

◎ 提出先は所在地を管轄する保健所であるが、対象施設に専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、もしくは飲用井戸等を含む場合は記入例(専用水道等・飲用井戸等)を参考に市担当課にも提出すること。

SAGA2024 弁当調達要項及び弁当調製施設選定基準について

令和5年2月6日 第8回宿泊・医事・衛生専門委員会決定

SAGA2024 国スポ・全障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、SAGA2024 国スポ・全障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

SAGA2024 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

（1）県実行委員会

ア 国民スポーツ大会 総合開会式

イ 全国障害者スポーツ大会 開・閉会式及び競技会

（2）市町実行委員会

国民スポーツ大会 競技会

3 弁当調製施設の候補

（1）県実行委員会は別に定める募集要項により、弁当調製施設の募集を行う。

（2）市町実行委員会は、別に定める方法による。

4 弁当調製施設の選定

（1）県実行委員会及び市町実行委員会は、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び関係する保健福祉事務所（以下「HW0」という。）等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調整施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP※₁に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力※₂が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器の回収ができること。

エ 県実行委員会及び市町実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

（2）弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ別に定める。

（3）県実行委員会及び市町実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

※1 HACCP とは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定したうえで、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法。

※2 弁当調製能力とは、「1日当たりの弁当調製数」と「配送可能範囲」を指す。

5 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 市町実行委員会は、選定した弁当調製施設を「SAGA2024国スポ・全障スボ弁当調製施設名簿」(第1号様式。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和5年9月末日までに県実行委員会へ報告する。
- (2) 県実行委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び市町実行委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、第1号様式により県生活衛生課に報告する。併せて県実行委員会は自ら選定した弁当調製施設を市町実行委員会に情報提供を行う。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記(1)及び(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、それぞれ(1)及び(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を県実行委員会は県生活衛生課に、市町実行委員会は県実行委員会に報告する。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会から提出された弁当調製施設名簿に、県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施及び結果の報告を依頼する。

6 弁当調製施設の選定取消し

- (1) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記4により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取消することができる。
- ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。
- イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- エ その他当該弁当調製施設を選定した県実行委員会又は市町実行委員会が不適当と認めたとき。
- (2) (1)により、市町実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに県生活衛生課に報告する。
- (3) (1)により、県実行委員会が選定を取消したときは、速やかに県生活衛生課に報告する。併せて市町実行委員会に情報提供を行う。
- (4) 県生活衛生課は、県実行委員会及び市町実行委員会が選定の取消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を関係自治体に通知する。
- 7 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金
- (1) 幹旋弁当(大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)及び支給弁当(県実行委員会又は市町実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。
- (2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて900円以内(税抜)とし、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

8 弁当の献立

県実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たっては、令和3年度に策定した「星食弁当献立作成方針」により、選手のパフォーマンス向上やコンディションづくりに配慮するものとし、市町実行委員会においては県実行委員会の取組も参考として、献立の作成又は選定を行うものとする。

9 弁当の申込み・受付及び発注等

- (1) 大会参加者への幹旋及び支給を行う弁当の申込み・受付及び発注等の手続きについては、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 大会参加者からの申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者からの申込みを受け付けた幹旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

10 弁当の調製、運搬等

県実行委員会及び市町実行委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製等に当たっては、別に定める「SAGA2024食品衛生対策実施要領」により、衛生管理を徹底するとともに、弁当調整能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。

- ア 弁当の名称
- イ 原材料名(アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。)
- ウ 食品添加物
- エ 消費期限(時刻まで表示)
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他県実行委員会又は市町実行委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県実行委員会又は市町実行委員会が指定する時刻及び場所に入庫すること。
- (4) 県実行委員会又は市町実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

11 弁当の保管及び引換

県実行委員会及び市町実行委員会は、弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、HW0 の指導の下、衛生上の安全を確保する。

12 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会及び市町実行委員会が別に定める方法により精算する。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会又は市町実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 県実行委員会及び市町実行委員会は、10(2)及び11について、必要に応じて事前に県生活衛生課又はHW0へ相談し、衛生上の安全を確保する。
- (3) 県外開催競技会における弁当の調達については、原則としてこの要項に準じて取り扱うものとする。

SAGA2024 国スポ・全障スポ 弁当調製施設名簿

年 月 日

SAGA2024実行委員会 あて

実行委員会

番号	調製施設名称	営業者の氏名 (法人名)	弁当調製施設所在地 (電話・FAX)	1日当たりの弁当調製能力(単位:食)					
				最大	通常	国スポ・全障スポ提供可能数			
						平日	土曜日	日曜日・祝日	備考
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
		()	(.)						
合計				0	0	0	0	0	

SAGA2024国スボ・全障スボ 弁当調製施設選定基準

1 総則

SAGA2024国スボ・全障スボ弁当調達要項に基づき、SAGA2024国スボ(以下「国スボ」という。)総合開会式及びSAGA2024全障スボ(以下「全障スボ」という。)開・閉会式及び競技会における弁当調製施設選定基準を次のとおり定め、SAGA2024実行委員会(以下「県実行委員会」という。)は、当該基準を満たす施設の中から、弁当調製施設を選定する。

2 施設の立地条件

佐賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内の地域であること。
ただし、佐賀県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、佐賀県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

3 衛生管理体制

- (1) 令和3年9月5日以降に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
- (3) 検査は、原材料及び調理済み食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール等)に密封して-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者(食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国スボの総合開会式日前1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。)を実施することが可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウィルス(抗原検査)も含めることが望ましい。
- (5) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国スボ・全障スボ開催期間中加入できること。

4 弁当調製能力

- (1) 調製能力が1日当たり最大100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数等に見合ったものであること。

5 対応能力

- (1) 県実行委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- (2) 県実行委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- (3) 県実行委員会が定める食材及び献立内容で調製できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限(時刻まで表示。)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県実行委員会が指示する表示
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き及び持ち運び用の袋を提供できること。また、それらについて県実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 弁当の内容について、おしながき等の添付が可能であること。
- (7) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を納入できること。
- (8) 県実行委員会が指示する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵庫等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配付終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- (9) 開会式・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収ができること。
- (10) 荒天等により、開会式、閉会式及び競技会等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、県実行委員会の指示に基づく対応ができること。